

# 第 15 回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 1 日時

令和 3 年 5 月 8 日（土） 午後 4 時 0 0 分～

## 2 場所

本庁舎 1 2 階 1 号～ 3 号会議室

## 3 会議次第

- (1) 北海道の取組について
- (2) 札幌市における感染状況等について
- (3) 札幌市における取組について

## 4 資料

- ・ 第 5 2 回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
- ・ 札幌市における感染状況について
- ・ 各局区における取組状況等の報告資料
- ・ 札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）

# 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

## 第 5 2 回 本 部 会 議

日時：令和3年5月8日（土）15：00～

場所：本庁3階テレビ会議室等

### 1 開 会

### 2 議 事

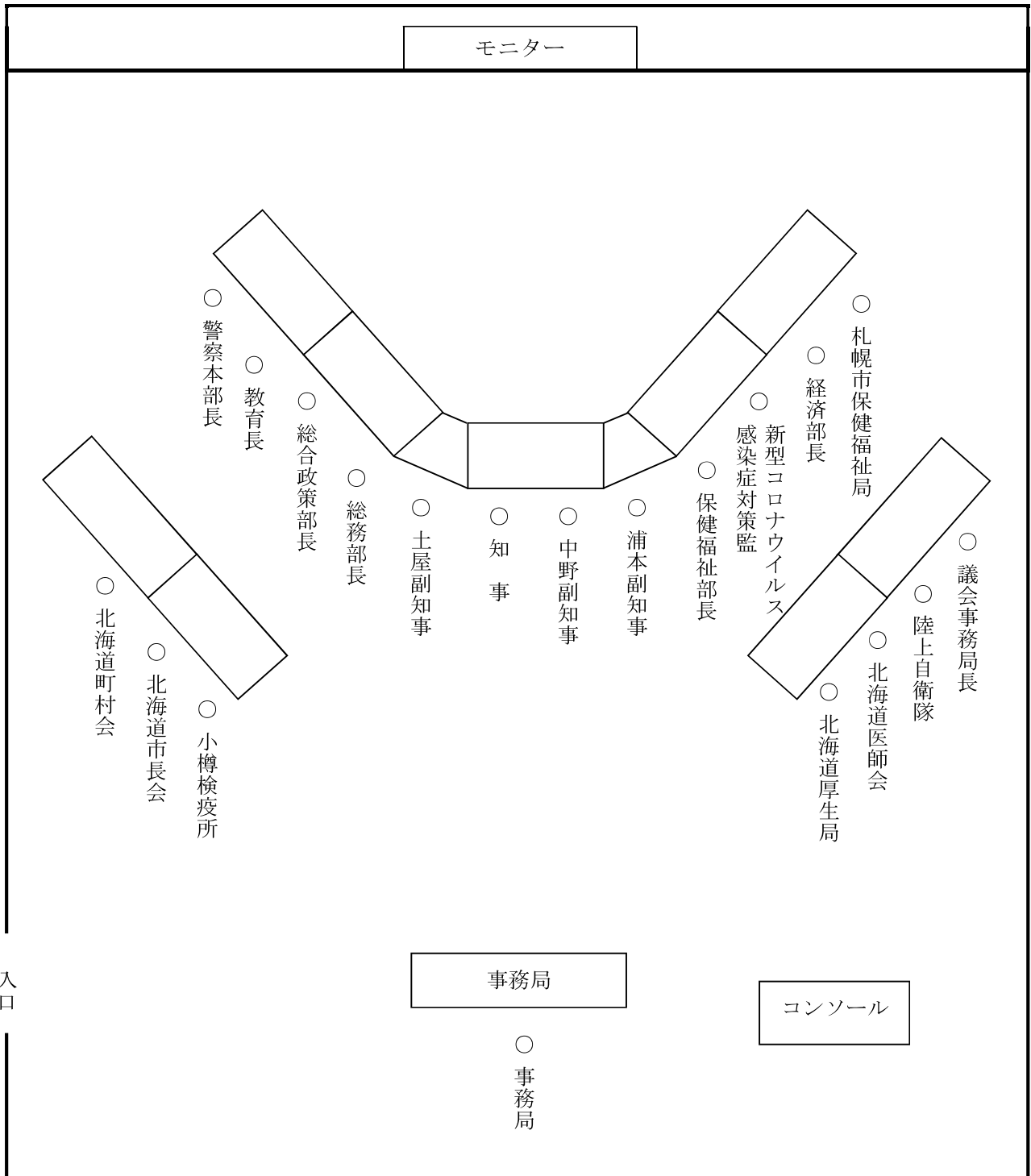
- (1) 「『札幌市医療非常事態宣言』を踏まえた重点措置」及び「感染拡大防止の取組」について（協議事項）

### 3 閉 会

- |     |                                     |
|-----|-------------------------------------|
| 資料1 | 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更内容の概要      |
| 資料2 | 道内の感染状況等について（案）                     |
| 資料3 | 札幌市の感染状況について                        |
| 資料4 | 「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえた重点措置（案）           |
| 資料5 | 感染拡大防止の取組（案）                        |
| 資料6 | 「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえた重点措置（道案）等に対する主な意見 |
| 資料7 | 石狩振興局の取組                            |

# 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 配席図

〔本庁3階テレビ会議室〕  
令和3年（2021年）5月8日（土）



# 新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針（令和3年5月7日変更）について

項目		措置区域	期間
期間の 延長	緊急事態宣言	東京都、京都府、 大阪府及び兵庫県	令和3年5月31日まで
	まん延防止 等重点措置	埼玉県、千葉県、 神奈川県、愛媛県 及び沖縄県	
対象の 追加	緊急事態宣言	愛知県及び福岡県	令和3年5月12日から 5月31日まで
	まん延防止 等重点措置	<b>北海道</b> 、岐阜県 及び三重県	<b>令和3年5月9日から 5月31日まで（23日間）</b>
除外	まん延防止 等重点措置	宮城県	令和3年5月11日まで

1

## 基本的対処方針の主な変更点

### 緊急事態措置区域における取扱い

催物（イベント等）の開催制限	<p>■規模要件等（人数上限5,000人かつ収容率50%等）を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うとともに、開催を21時までとするよう要請。</p> <p>併せて、開催に当たっては、業種別ガイドラインの遵守の徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底するよう主催者に要請。</p>
施設の使用制限等	<p>■休業要請を行う飲食店等に「利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店」を追加</p> <p>■施行令第11条第1項に規定する多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える施設に対して、<u>営業時間の短縮（20時までとする）</u>を要請</p>

### まん延防止等重点措置区域における取扱い

施設の使用制限等	<p>■緊急事態措置の実施期間において、酒類の提供を行わないよう（利用者による酒類の店内持込を含む）要請</p> <p>■措置区域において、施行令第11条第1項に規定する多数の者が利用する施設について、<u>営業時間の短縮（20時までとする）</u>を要請するとともに、入場整理等について働きかけを行う。特に、緊急事態措置の実施期間においては、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけ</p>
----------	---

2



# 道内の感染状況等について (案)

【令和3年5月8日】

## 主な指標の状況

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者用病床	療養者数	検査陽性率	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合
全道 (5/7)	751床 ↑	27床 ↑	2336人 ↑	7.8% ↑	1602人/週 (30.2人) ↑	1.37 ↑	40.6% ↑
うち札幌市内	444床 ↑	22床 ↑	1737人 ↑	9.2% ↑	1210人/週 (61.9人) ↑	1.43 ↑	42.6% ↑
道ステージ4基準 (国ステージⅢ)	350床	35床	796人	10%	796人/週 (15.0人)	増加	50%
道ステージ3基準	250床	25床	増加	増加	133人/週 (2.5人)	増加	50%

※( )は10万人あたりの新規感染者数

※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

## 国の分科会提言で示された新たな指標

	医療提供体制等の負荷			②療養者数	③PCR陽性率	感染の状況	
	①医療の逼迫具合					④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合
	入院医療	重症者用病床					
全道 (5/7)	確保病床の使用率 41.5%	入院率 32.1%	確保病床の使用率 16.7%	44.0人	7.8%	30.2人	40.6%
うち 札幌市内	92.5%	25.6%	44.0%	88.8人	9.2%	61.9人	42.6%
国 ステージⅢ の指標	確保病床の使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の使用率 20%以上	20人 /10万人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	50% 以上
国 ステージⅣ の指標	確保病床の使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の使用率 50%以上	30人 /10万人以上	10%以上	25人 /10万人/週以上	50% 以上

2

## 最近の感染状況等について

### 【感染状況】

道内の新規感染者数は、4月28日以降、200人前後の確認が続き、5月7日には10万人当たり30.2人/週となった。各地での感染確認が続いている。

札幌市においては、変異株への置き換わりが進み、感染の増加が続いている。5月6日に253人と過去最多となり、5月7日には、10万人当たりの感染者数も61.9人/週と過去最多を更新した。引き続き、全道の感染者数の7割以上を占め、全道の感染者数を大きく押し上げている。

### 【医療提供体制】

札幌市内においては、市外への広域搬送も必要となっており、5月5日、道、札幌市、医療関係7団体とともに、「札幌市医療非常事態宣言」を発令した。

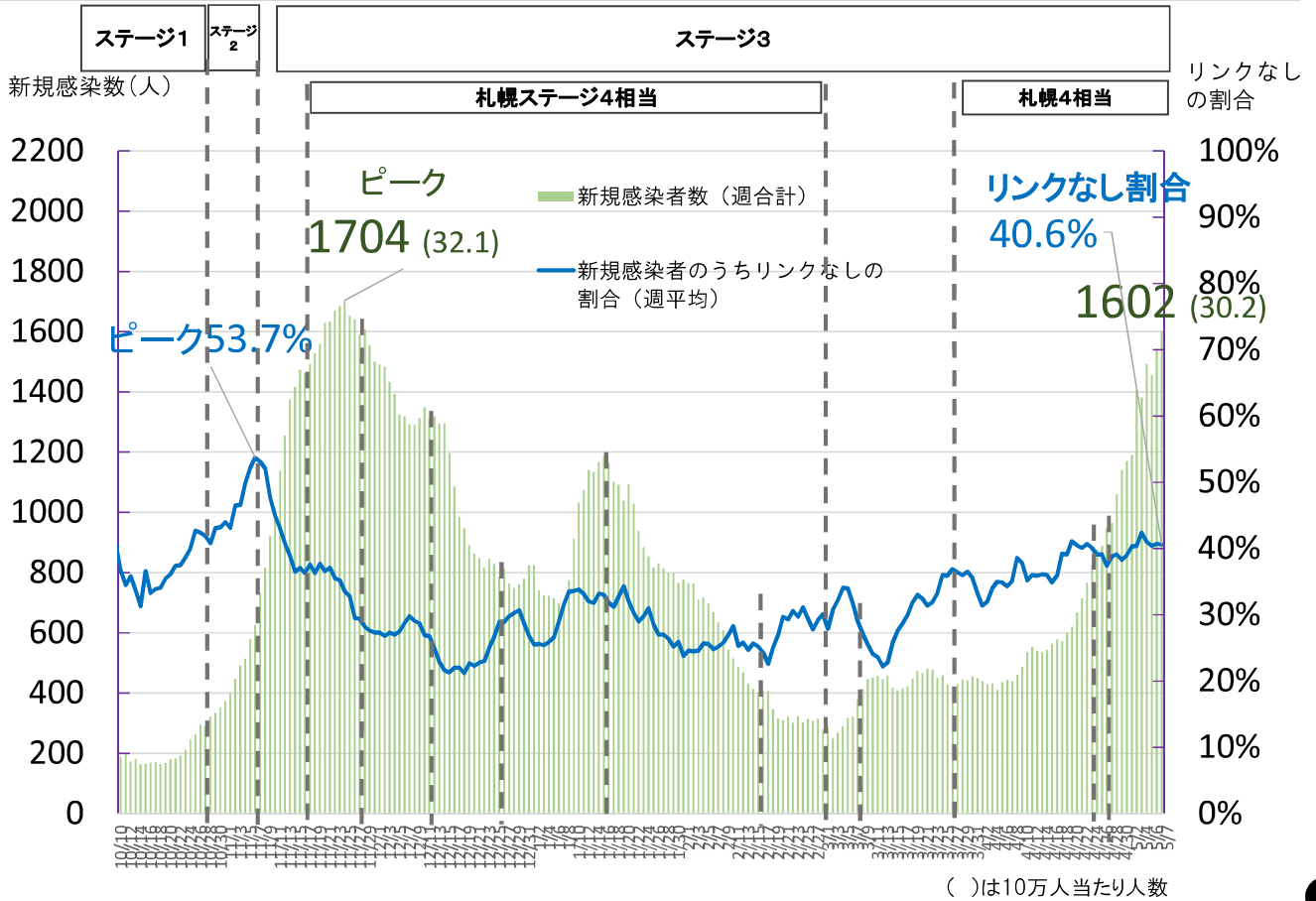
### 【今後の対応】

こうした「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえて、道は、5月5日、特措法に基づき「まん延防止等重点措置」の実施を国へ要請し、5月7日、「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として決定された。

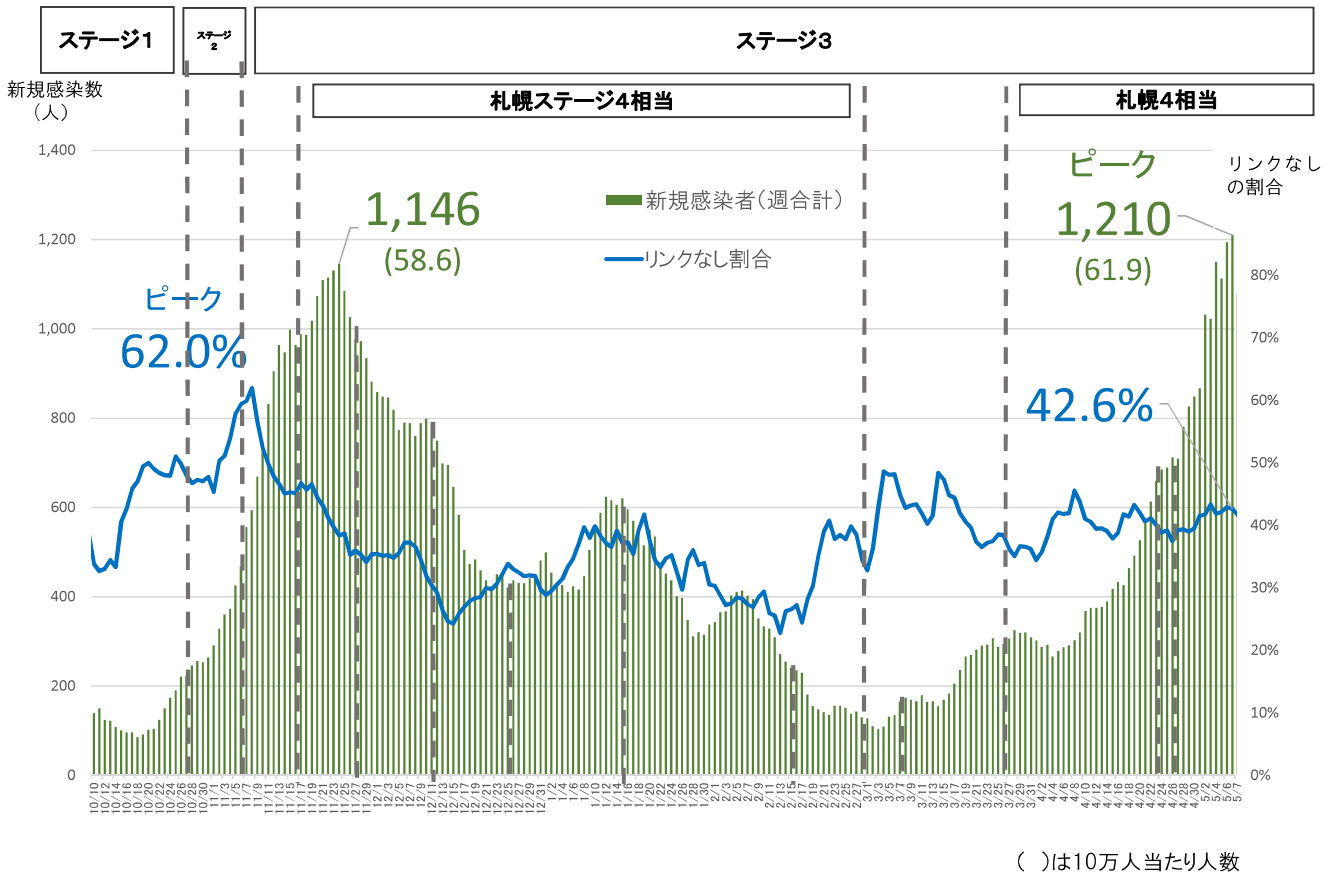
このたびの決定を受けて、札幌市内における人と人との接触機会を徹底して抑え、これ以上の感染拡大を食い止めるため、札幌市を対象に、緊急事態宣言と同等の強い措置を実施する。

3

# 感染状況

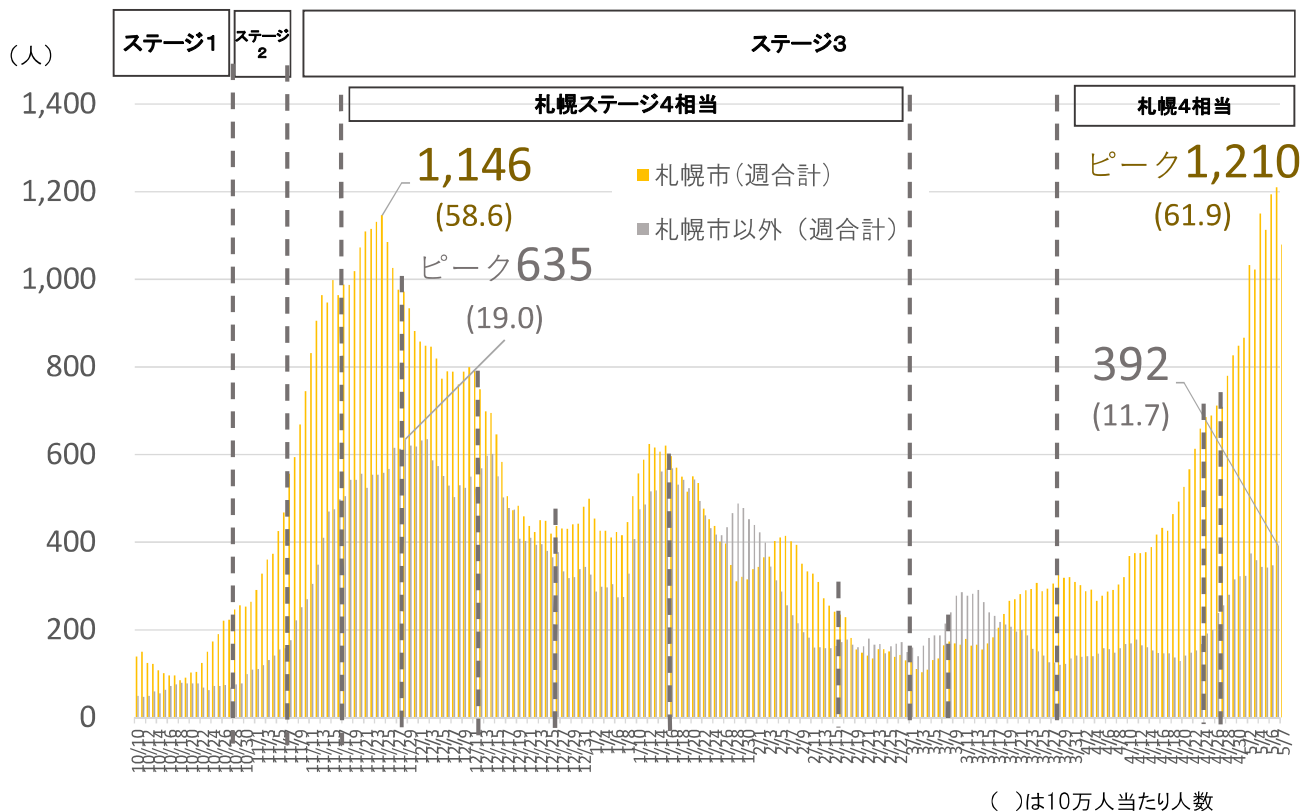


# 札幌市の感染状況



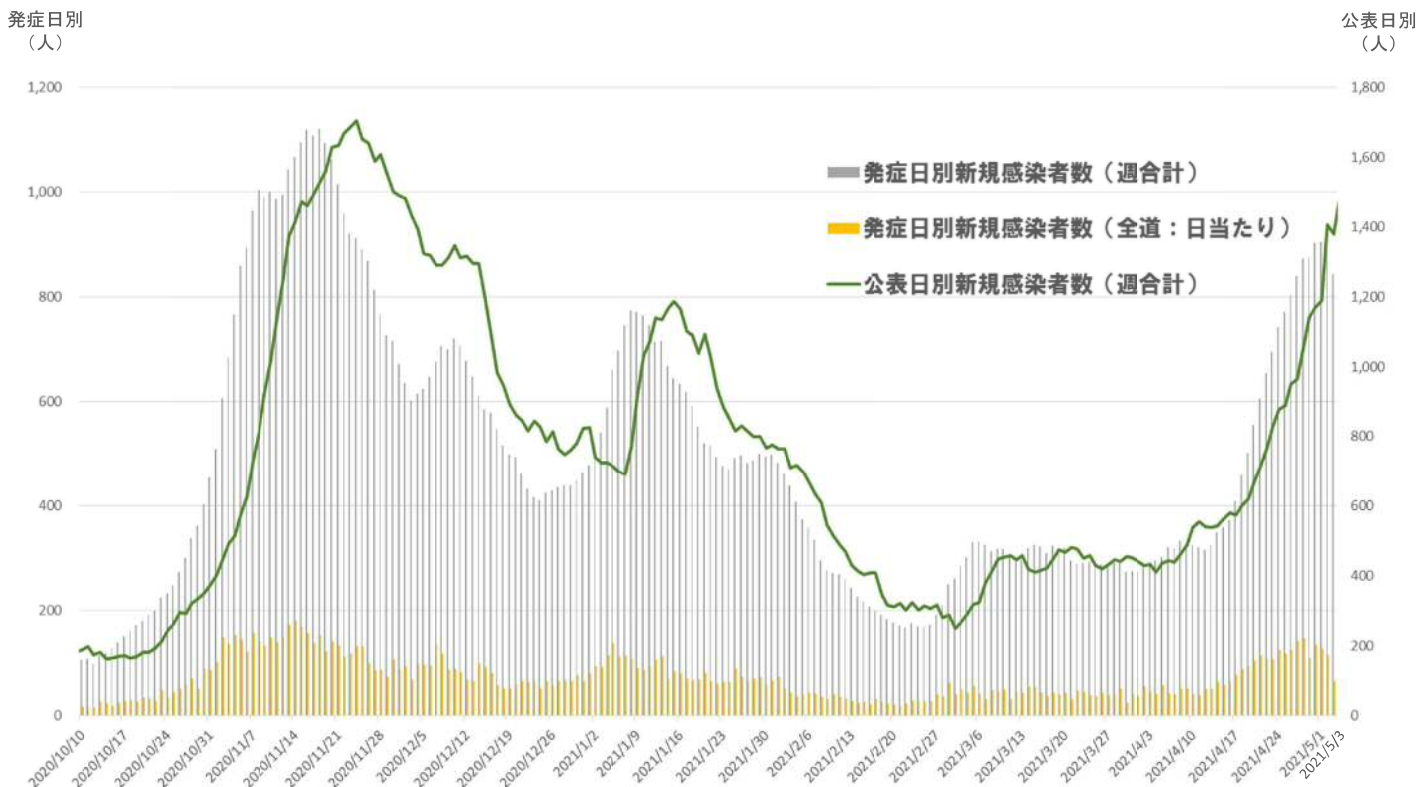


# 新規感染者数(札幌市／札幌市以外)



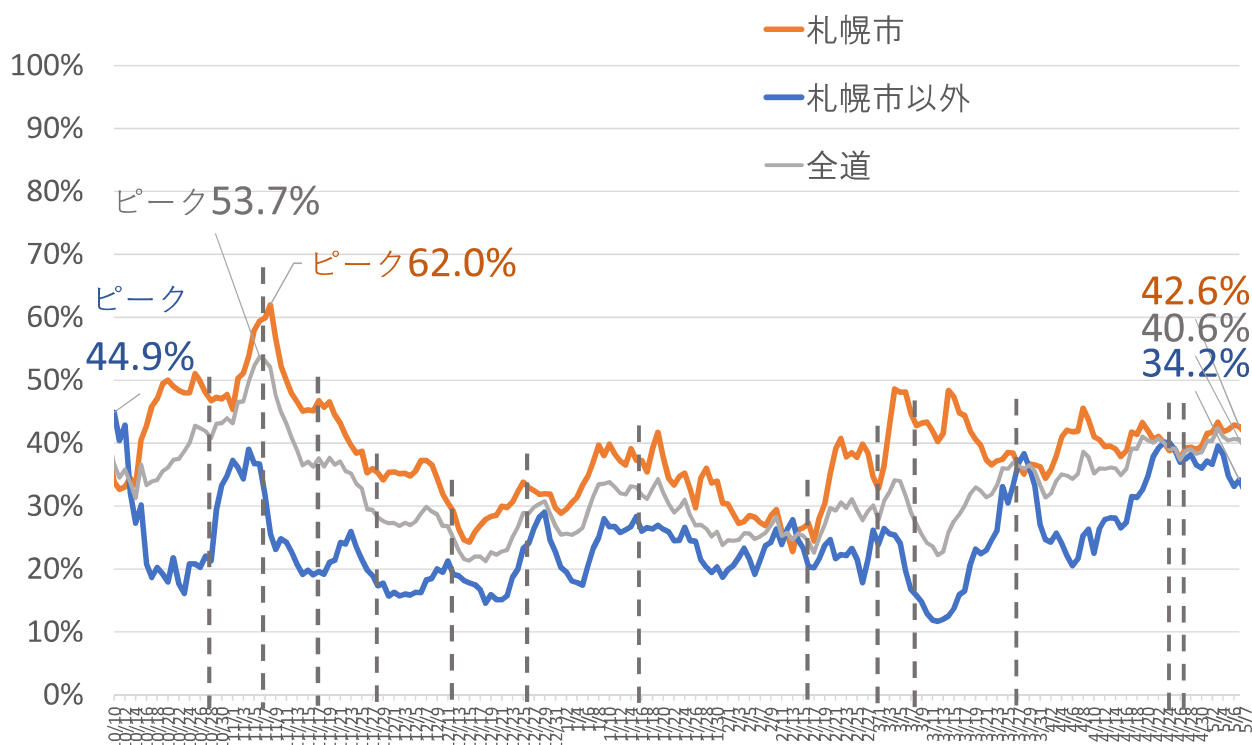
(7日間合計で集計。「札幌市」には、札幌市が居住地非公表として発表した者及び札幌市以外が札幌市居住として発表した者を含む。)

# 発症日別～公表日別の新規感染者数(全道)



※発症日別新規感染者数については、調査に時間を要するため、数日前のデータとなる。  
 ※無症状者及び発症日不明者があるため、発症日別と公表日別の公表人数が異なる。

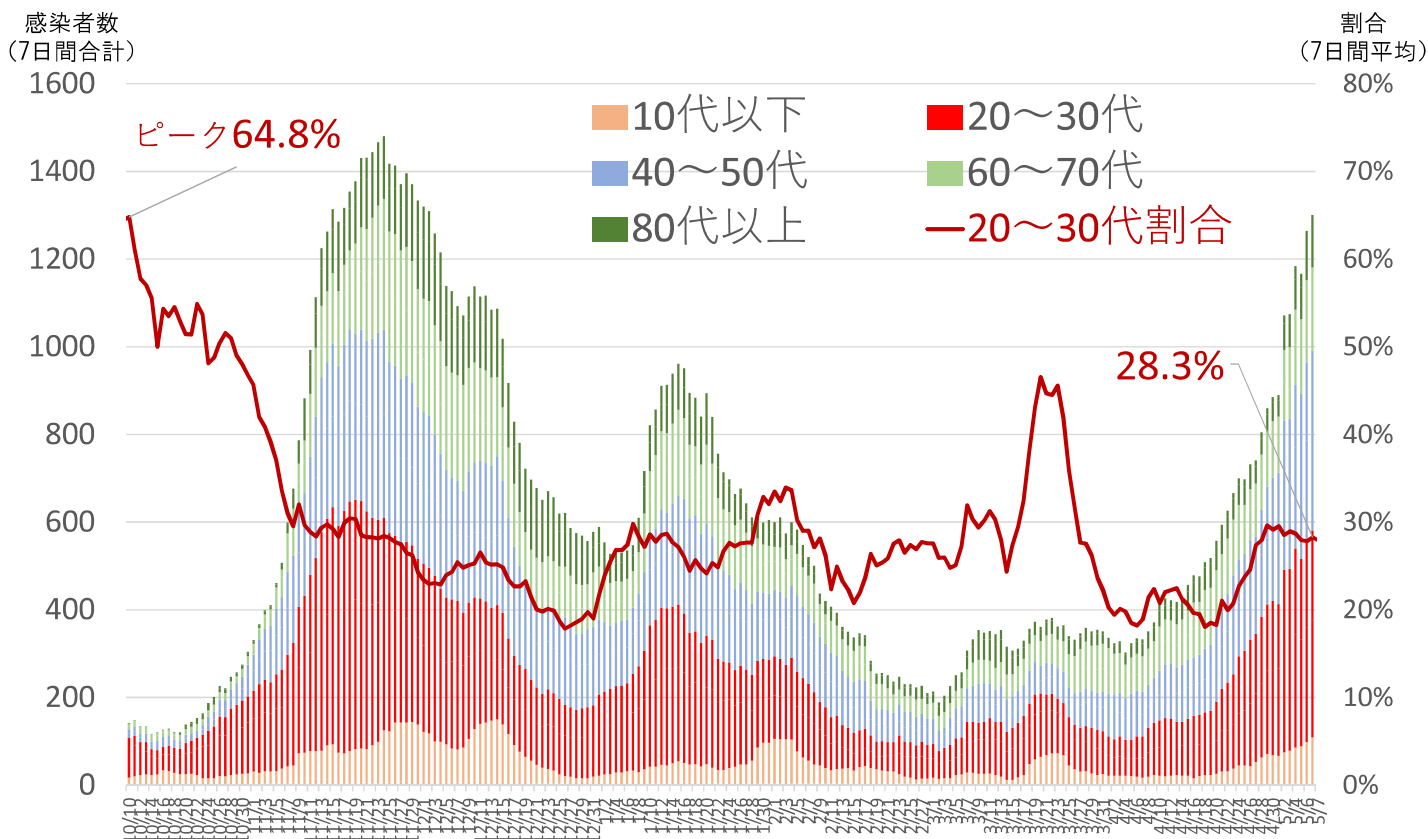
## 地域別リンクなし割合(札幌市／札幌市以外)



(7日間移動平均)

8

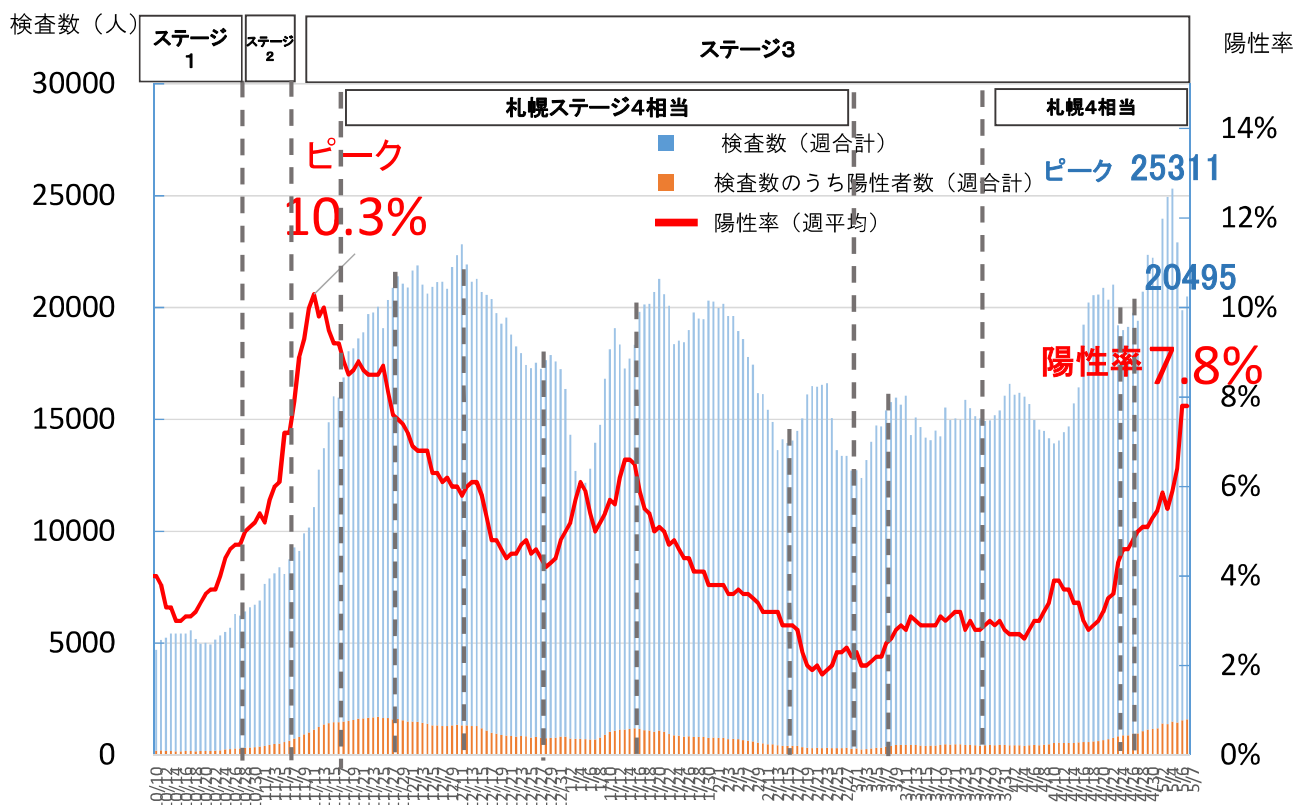
## 年代別感染者数と20代～30代の割合



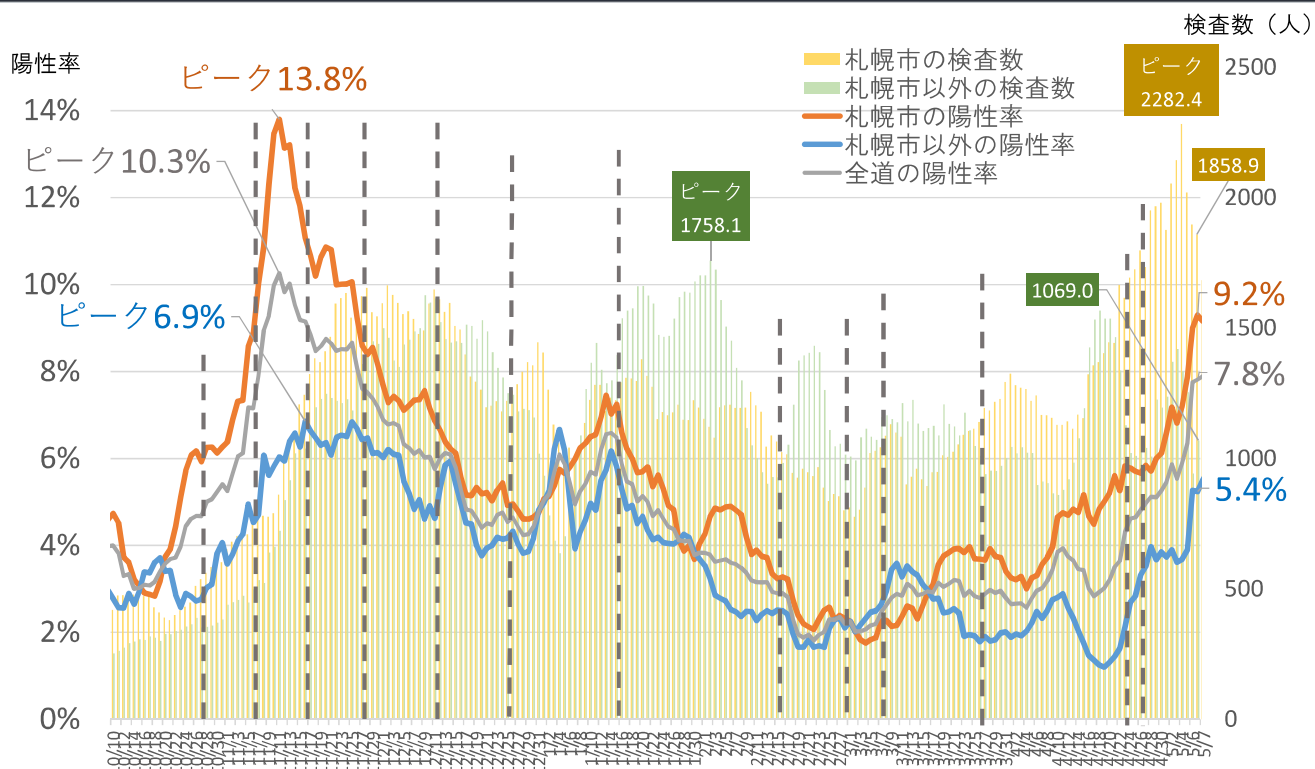
(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

9

# 監視体制(陽性率と検査数)

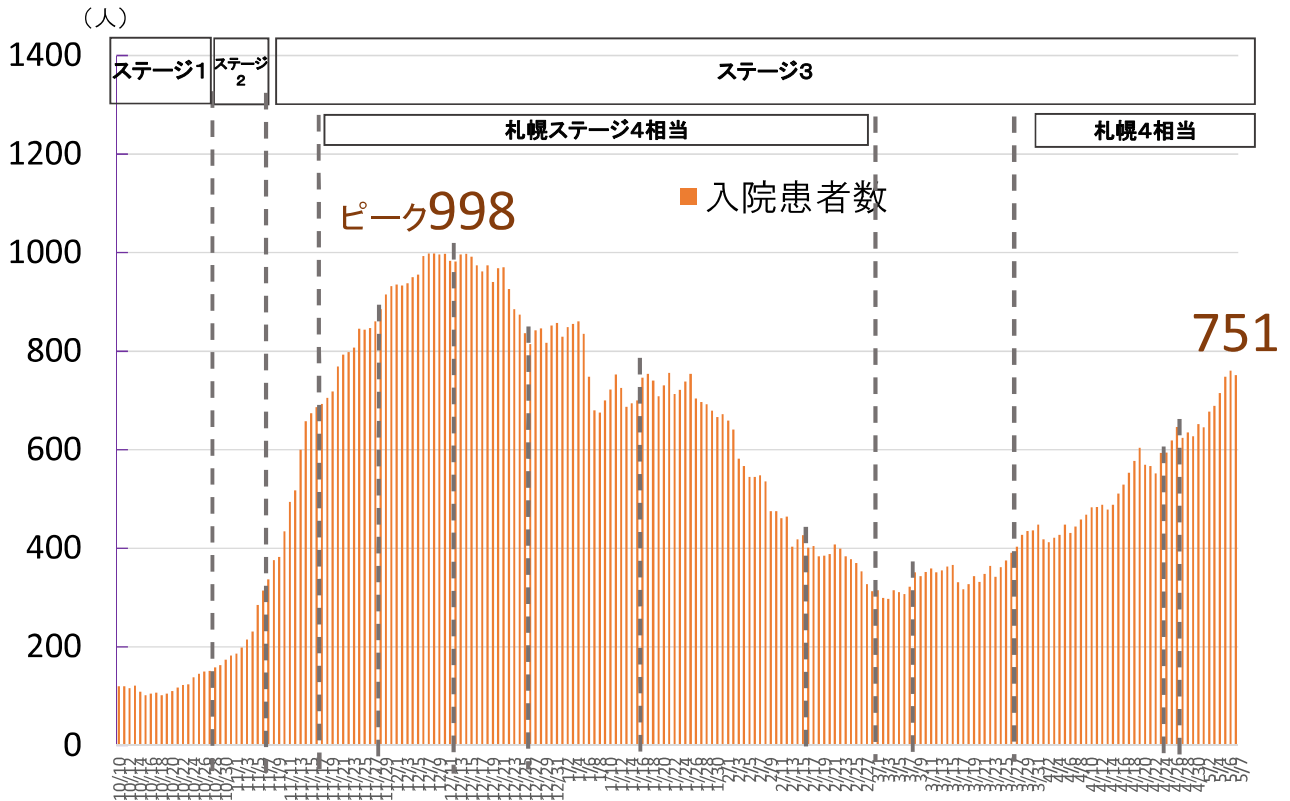


# 地域別検査数・陽性率(札幌市／札幌市以外)



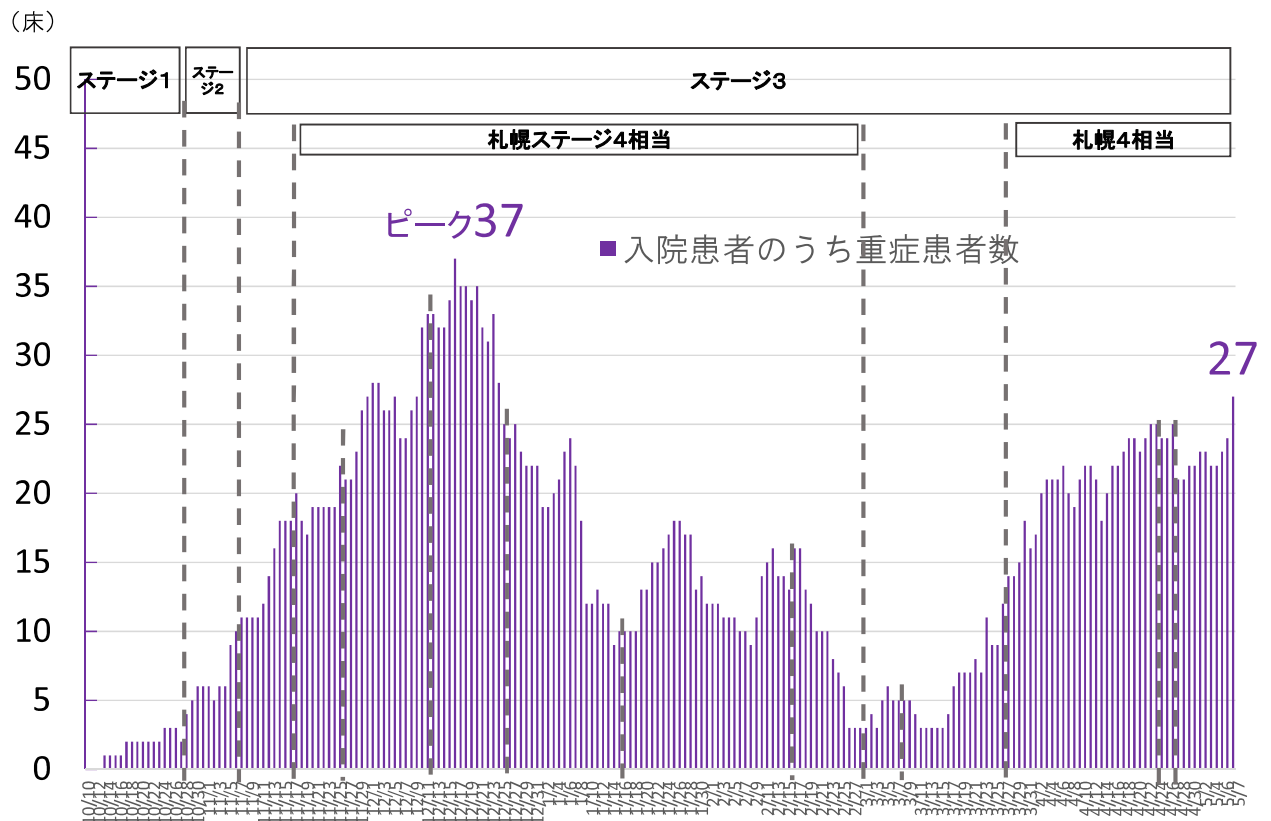
(7日間移動平均)

## 医療提供体制等の負荷(病床全体)



12

## 医療提供体制等の負荷(重症者用病床)

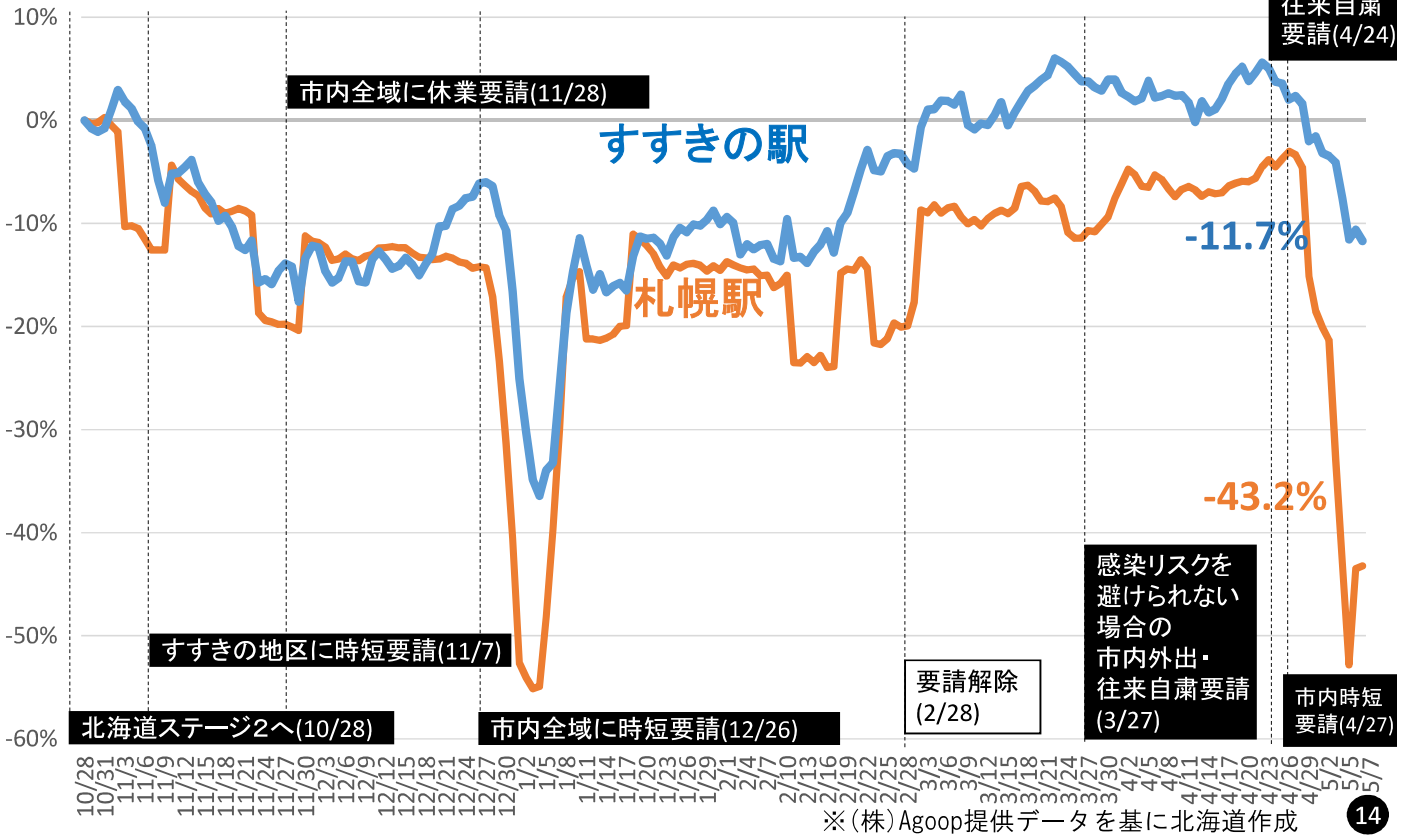


13

# 札幌市内主要地域の人出(対10月28日比)

9時

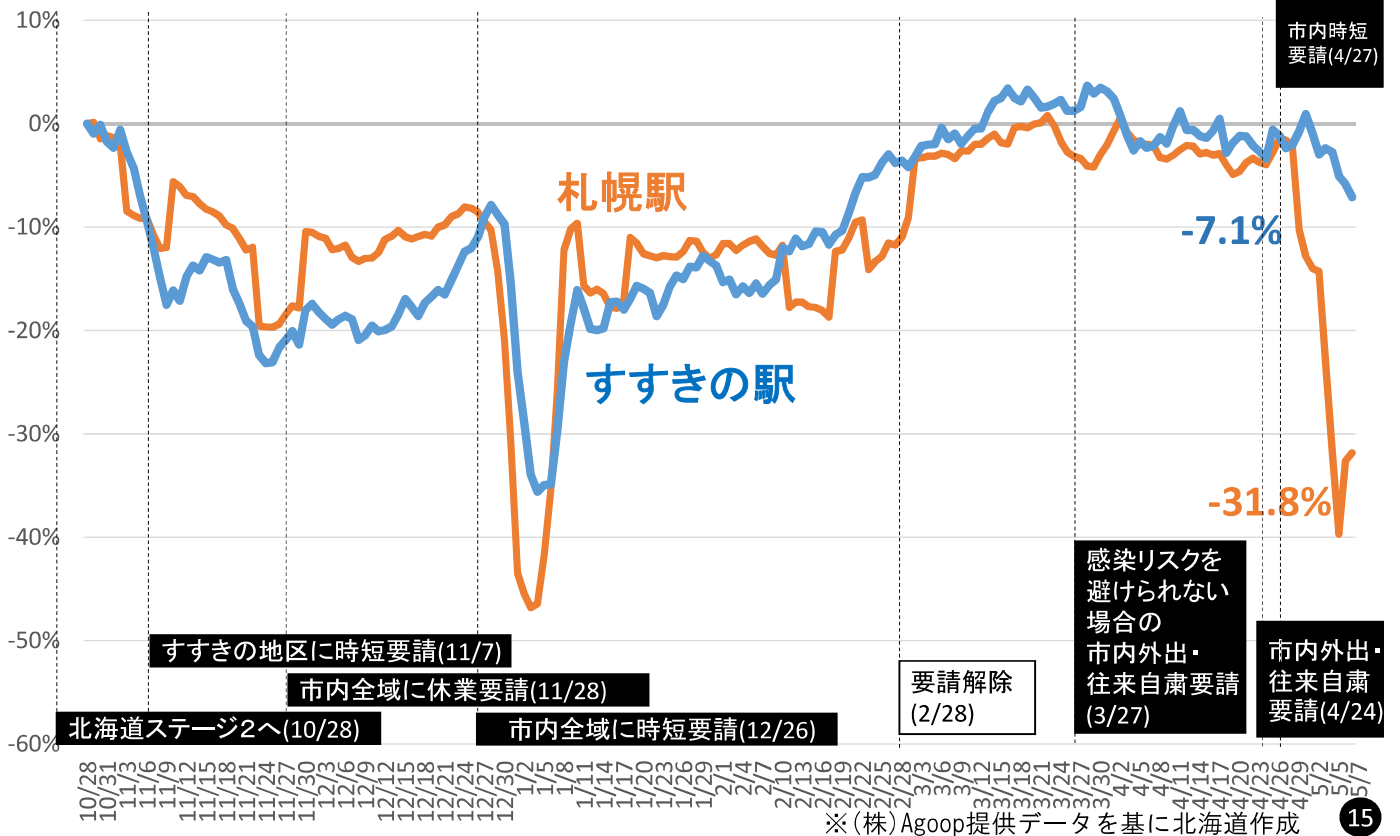
※9時時点の後方7日間移動平均、令和2年10月28日比



# 札幌市内主要地域の人出(対10月28日比)

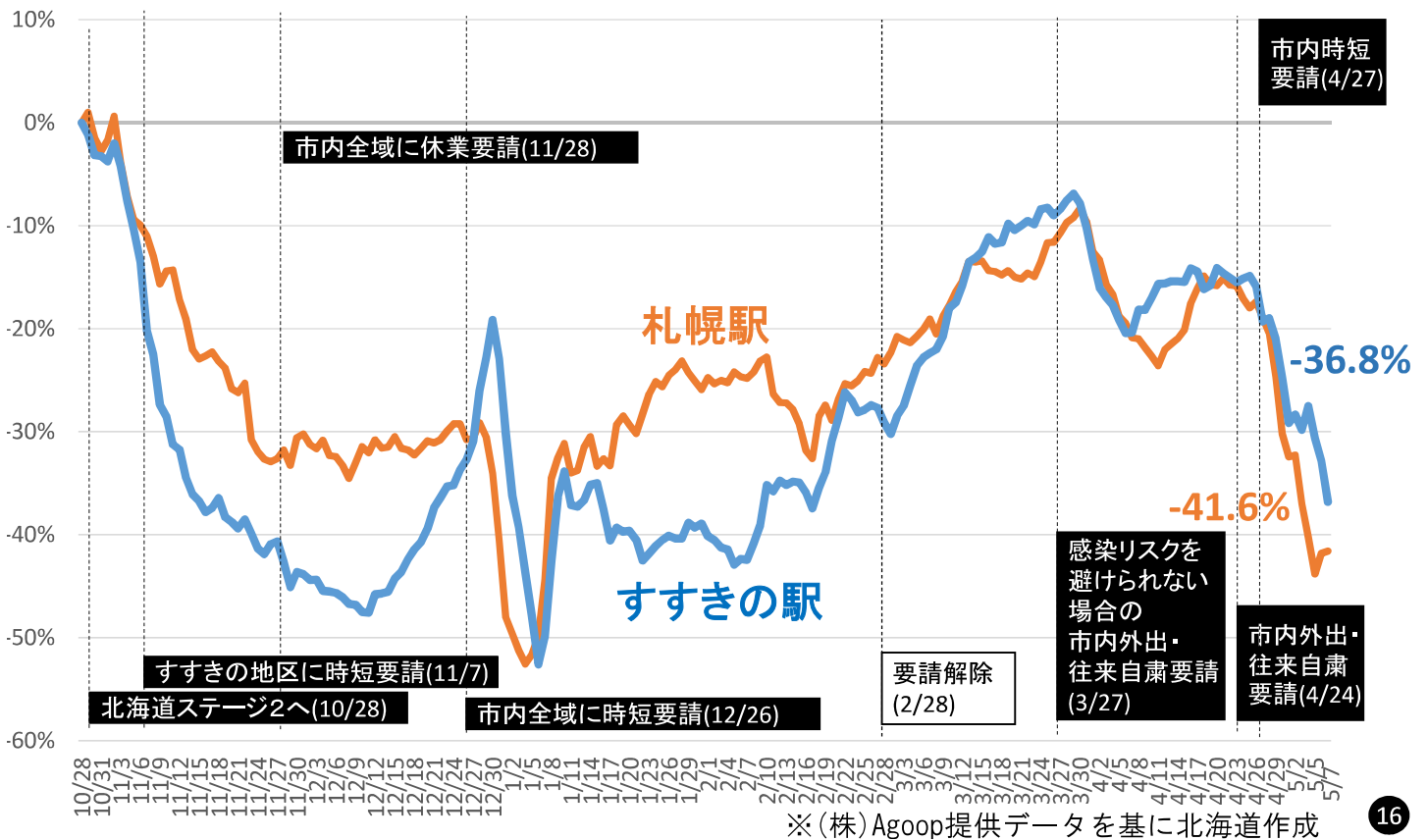
15時

※15時時点の後方7日間移動平均、令和2年10月28日比



# 札幌市内主要地域の人出(対10月28日比) 22時

※22時時点の後方7日間移動平均、令和2年10月28日比



16

## 集団感染の発生状況

	1月	2月	3月	4月	5月 (5/1~7)
医療施設 福祉施設	26件 (679人)	15件 (294人)	14件 (294人)	23件 (483人)	12件 (115人)
事業所等	10件 (109人)	10件 (103人)	9件 (110人)	9件 (76人)	6件 (86人)
飲食店等	15件 (174人)	5件 (43人)	8件 (96人)	14件 (102人)	—
学校	7件 (196人)	3件 (33人)	5件 (84人)	7件 (103人)	5件 (35人)
合計	58件 (1158人)	33件 (473人)	36件 (584人)	53件 (764人)	23件 (236人)

※「飲食店等」には、接待をとまなうもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

17

## 集団感染の発生状況(札幌市／札幌以外)

	4/17～23		4/24～30		5/1～7	
	札幌市	札幌以外	札幌市	札幌以外	札幌市	札幌以外
医療施設 福祉施設	6件 (112人)	1件 (11人)	4件 (43人)	2件 (14人)	8件 (77人)	4件 (38人)
事業所等	1件 (5人)	1件 (9人)	3件 (21人)	—	5件 (80人)	1件 (6人)
飲食店等	1件 (5人)	3件 (27人)	—	2件 (18人)	—	—
学校	2件 (12人)	—	3件 (42人)	2件 (49人)	1件 (9人)	4件 (26人)
合計	10件 (134人)	5件 (47人)	10件 (106人)	6件 (81人)	14件 (166人)	9件 (70人)

※「飲食店等」には、接待をとまなうもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

18

## 変異株の状況

	新規 感染 者数	変異株 PCR 検査数	変異株 PCR検査 実施率	変異株 疑い 事例	変異株 PCR検査 陽性率
①4/17～23	826	590	71.4%	412	69.8%
②4/24～30	1170	777	66.4%	564	72.6%
③5/1～7	1604	723	45.1%	701	97.0%

初確認(3/6)からの累計 **2405**  
 うち札幌市 **1881**  
 (全道の**78.2%**)

※変異株については、新規陽性確認後に別途、変異株のスクリーニング検査を行うことから、各期間(①～③)における新規感染者数の内数とならない。

19

# 「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえた重点措置

～特措法に基づくまん延防止等重点措置～

(案)

令和3年5月●日

対象区域

札幌市内

期 間

令和3年5月9日(日)～5月31日(月)

実施内容

「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえ、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、できる限り札幌市内における外出や移動を控えるなど、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び同法第24条により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する

【道民及び札幌市内に滞在している皆様への要請】(5月9日～)

(外出の際は)

◆不要不急の外出や市外への移動を控える(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える(特措法第24条第9項)

(飲食の際は)

◆午後8時以降、飲食店等のみだりに出入りしない(特措法第31条の6第2項)

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控える(特措法第24条第9項)

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える(特措法第24条第9項)

◆できる限り同居していない方との飲食を控える(特措法第24条第9項)



## 【飲食店等への要請】（5月12日～）

<b>期間</b>	5月12日(水)～5月31日(月) (※)
※ 5月9日から5月11日までの間は、従来の「札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策」(特措法24条第9項に基づく要請)により、酒類提供時間は午前11時から午後7時まで、営業時間は午前5時から午後8時までとするよう要請中。	
<b>対象施設</b>	<b>〔飲食店〕</b> 飲食店(宅配・テイクアウトを除く) <b>〔遊興施設〕</b> バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
<b>要請内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない (特措法第31条の6第1項)</li> <li>◆営業時間は、午前5時から午後8時まで(特措法第31条の6第1項) ※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】</li> <li>◆次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインを遵守する (特措法第24条第9項、特措法第31条の6第1項)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への検査を推奨する</li> <li>・入場者の感染防止のための整理・誘導を行う</li> <li>・発熱その他の症状のある者の入場を禁止する</li> <li>・手指の消毒設備を設置する</li> <li>・事業を行う場所を消毒する</li> <li>・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置を周知する</li> <li>・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場を禁止する(すでに入場している者の退場も含む)</li> <li>・施設の換気を行う</li> <li>・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止措置を講じる</li> <li>・カラオケ設備の利用を自粛する</li> </ul> </li> </ul>
<b>【まん延防止等重点措置区域に指定された場合の国の支援金基準額】</b> ◆中小企業：1日あたり売上高に応じて 3万円～10万円 ◆大企業：1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円	

2

## 【イベントの開催についての要請・協力依頼】（5月11日～）

<b>〔開催要件(特措法第24条第9項)〕</b>					
<b>期間</b>	5月11日(火)～5月31日(月) (※1)				
※1 5月8日から5月10日までは周知期間とし、遅くとも5月11日から適用する。 周知期間終了時点(5月10日)までにチケット販売が開始されたイベントについては、従来のとおり、収容率50%以内であれば、5,000人を超え、また午後9時を超えることができる。 5月11日以降、チケット販売が開始されるイベントは、以下の人数上限及び収容率以内とし、午後9時までとする。					
<b>人数上限</b>	5,000人以下				
<b>収容率</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;">           大声での歓声・声援等が想定されるもの            ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等         </td> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: center;">           50%(※2)以内            (席がない場合は十分な間隔)         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの            ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等            ・飲食を伴う発声がないもの(※3)         </td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">           100%以内            (席がない場合は適切な間隔)         </td> </tr> </table>	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	50%(※2)以内 (席がない場合は十分な間隔)	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴う発声がないもの(※3)	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)
大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	50%(※2)以内 (席がない場合は十分な間隔)				
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴う発声がないもの(※3)	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)				
※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限り)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。 ※3 イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。					
<b>開催にあたっての要請・協力依頼内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)</li> <li>◆営業時間は午後9時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)</li> <li>◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)</li> <li>◆国の接触確認アプリ(COCOA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する(特措法第24条第9項)</li> <li>◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する(特措法第24条第9項)</li> </ul>				

3

## 【事業者への要請・協力依頼】（5月9日～）

- ◆経済団体と連携し、時差出勤等をはじめ、テレワークや休暇の取得促進により、接触機会の低減について、一層の徹底を図る(目標:札幌市内において出勤者数の7割削減を目指す)(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、午後8時以降、夜間消灯する(協力依頼)

## 【交通事業者への協力依頼】（5月12日～）

- ◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する(協力依頼)
- ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する(協力依頼)

## 【学校への要請】（5月9日～）

- ◆衛生管理マニュアル(R3.4.28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する(特措法第24条第9項)
- ◆部活動について、学校が必要と判断する場合(※)を除き、原則休止する(特措法第24条第9項)  
※具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合(大会・コンクール等への参加や参加に向けた練習は、必要なものに厳選)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する(特措法第24条第9項)

4

## 【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①】（5月12日～）

### 対象施設

- 劇場、観覧場、映画館又は演芸場など
- 集会場又は公会堂など
- 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど
- ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)

### 協力依頼内容

- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)
- ◆営業時間は午後8時(イベント開催の場合及び映画館は午後9時)までとする(特措法第24条第9項)
- ◆人数上限5,000人、かつ、収容定員 大声なし100%以内、大声あり50%以内(特措法第24条第9項)
- ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)
- ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)

5

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②】（5月12日～）

<b>対象施設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場など</li> <li>●博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など</li> </ul>
<b>協力依頼内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)</li> <li>◆(1000㎡超の場合)営業時間は午後8時(イベント開催の場合は午後9時)までとする(特措法第24条第9項)</li> <li>◆(1000㎡以下の場合)営業時間は午後8時(イベント開催の場合は午後9時)までとする(協力依頼)</li> <li>◆人数上限5,000人、かつ、収容定員 大声なし100%以内、大声あり50%以内 (特措法第24条第9項)</li> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)</li> </ul>

6

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】（5月12日～）

<b>対象施設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなど、</li> <li>●個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など</li> <li>●スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など</li> <li>●大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など</li> </ul>
<b>協力依頼内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)</li> <li>◆(1000㎡超の場合)営業時間は午後8時までとする(特措法第24条第9項) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店などのうち、生活必需物資を除く</li> <li>◆(1000㎡以下の場合)営業時間は午後8時までとする(協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店などのうち、生活必需物資を除く</li> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)</li> </ul>

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・働きかけの対象外

なお、札幌市内の道立及び市立施設は、原則、休館とする

7

# まん延防止等重点措置を踏まえた 感染拡大防止の取組

令和3年5月●日

**対象区域** 札幌市を除く、全道域

**期 間** 令和3年5月9日(日)～5月31日(月)

**実施内容** 札幌市におけるまん延防止等重点措置の実施及び医療非常事態宣言の発令を踏まえ、できる限り札幌市との往来を控えるほか、手洗い、マスク着用といった基本的な感染防止行動を実践するなど、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条により、道民等に対する協力要請を行う

- I. 感染防止行動の実践(道民の皆様等に対する協力の要請)
- II. 行動変容の定着に向けた普及啓発等
- III. 感染拡大の予兆の探知等
- IV. 予兆に対する迅速な対応

## I. 感染防止行動の実践 【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項に基づく  
道民の皆様等に対する協力の要請

### 基本行動

手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離を取る

## 1 外出の際には

○札幌市との不要不急(※1)の往来は控える。

※1 具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出や往来を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても混雑している場所や時間を避けて行動してください。

○「緊急事態宣言」(※2)及び「まん延防止等重点措置」(※3)の対象都府県との不要不急の往来は控える。

※2 東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県 (R3.5.○現在)

※3 宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県、沖縄県 (R3.5.○現在)

○体調が悪いときには、外出を控える。

○重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する。

# I. 感染防止行動の実践

## 【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項に基づく  
道民の皆様等に対する協力の要請

### 2 飲食の際には

- 業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用する。
- 「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）。

### 3 職場内では

- 業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践を進める。
- 休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底する。
- テレワークや時差出勤を推進する。
- 特に石狩振興局管内の事業所等においては、まん延防止等重点措置における要請や協力依頼の内容を参考にしながら、感染防止対策を徹底する。

2

## II. 行動変容の定着に向けた普及啓発等

### 【ターゲットに応じた普及啓発等の実施】

道の取組

#### 道民向け情報発信

- ・北海道ゆかりの著名人のアナウンスによる普及啓発
- ・集団感染事例をまとめた事例集の活用
- ・マンガ・イラスト・SNSを活用した普及啓発
- ・地域の感染状況に応じた振興局毎の注意喚起

#### 飲食の場面における情報発信

- ・新北海道スタイルを実践している店舗等の取組（好事例）などの発信
- ・飲食店の利用客に対する「黙食」等の呼びかけ

#### 〔振興局毎の取組〕

- ・繁華街の飲食店への個別訪問などによる感染防止対策の取組徹底
- ・飲食店などを対象とした勉強会の実施、啓発資材の配布

#### 移動の場面における情報発信

- ・空港や駅などにおける交通事業者と連携した普及啓発
- ・同居者をはじめとした少人数による移動の呼びかけ
- ・移動先における「黙食」等の呼びかけ

3

## Ⅲ.感染拡大の予兆の探知等

道の取組

### 早期探知に向けた対応

- ・隠れた感染源を早期に見つける積極的疫学調査の実施
- ・繁華街等における無症状者に焦点を当てた「モニタリング検査」の実施
- ・高齢者施設等において感染者が一例でも確認された場合の迅速で幅広い検査の実施

### 変異株に対する監視体制の強化

- ・道立衛生研究所及び道立保健所における変異株のスクリーニング検査の実施等

### ワクチン接種体制の構築等

- ・市町村や医師会、医療機関等との連携による円滑なワクチン接種体制の構築
- ・医療従事者等への接種の実施体制の構築
- ・医学的知見が必要な専門技術的相談体制の確保

4

## Ⅳ.予兆に対する迅速な対応

【集団感染への対応】

道の取組

### 感染拡大防止体制の構築

- ・現地対策本部・現地支援対策本部の迅速な設置
- ・北海道感染症広域支援チームの迅速な編成・派遣
- ・国、都道府県、関係団体等と連携した専門家、医師、保健師、看護師、介護職員等の派遣

### 検査、入院調整等の実施

- ・衛生資器材の確保
- ・感染者の搬送・入院等に関する調整
- ・離島における船舶・ヘリコプター等の手配・調整
- ・検体採取用車両の積極的な活用
- ・感染の拡大が見られる地域では感染者が発生していない施設の検査も実施
- ・精神保健福祉センターによる施設職員等への心のケア等による施設機能の維持・確保の支援

5

## IV. 予兆に対する迅速な対応

### 【感染拡大への対応】

道の取組

#### ① モニタリングと注意喚起等の実施

振興局ごとの感染状況についてモニタリングを行い、感染の拡大傾向が認められる場合には、振興局において、地域の実情に応じて住民に対する注意喚起や繁華街での感染防止対策を実施する。

#### ② 地域を限定した措置の実施

①の注意喚起等を実施しても、感染の拡大が認められる場合には、次の状況を総合的に勘案し、期間を設定して、特定の地域や業態を対象とした外出自粛などの強い施策を講じる。

- ・ 当該地域における感染拡大が他地域に波及する可能性が高いか
- ・ 当該地域における感染の広がりが続いているか
- ・ 医療提供体制等への負荷が高まっているか

## 「札幌市医療非常事態宣言を踏まえた重点措置」等に対する主な意見

## 1 有識者・専門家等の意見

## 1-①

対策に関しては、特に異論はなし。

今後については、ワクチン接種体制の構築、早期接種が重要になるので、特に体制構築に向けて必要な対応をお願いしたい。

## 1-②

対策につき異存なし。

飲食店等への対策それ自体がどこまで有効かという観点だけでなく、できるだけインパクトの強い対策を打ち出すことで、道民（特に札幌市民）個々の危機意識を高め、行動を変容してもらうという観点も含めて、現時点での適切な対応であると理解する。

危機感のある方、ない方に二極化しているように思われる。医療の状況や、思わぬ行動で感染した事例や感染によって生じる不利益などを、より具体的に発信していければよい。

## 1-③

札幌市内を対象とする「まん延防止等重点措置」の内容は、既に実施している「札幌市内におけるGW特別対策」を更に強化するものであることは理解するが、これまで長期間に亘り市民や道民、事業者等に協力を求めてきた一連の独自対策について、しっかりと評価を行った上で、改めて、安全、安心な生活を取り戻すためには道民全ての協力が欠かせないことを、感染力が強い変異ウィルスが急激に拡大している現状も含め、丁寧に発信し、理解を求めることが大切であると考えている。

また、今後、札幌に隣接する自治体や、他市町村においても一定の水準を超える感染拡大が見られる場合には、「まん延防止等重点措置」の追加指定について速やかに検討すべきと考える。

## 1-④

札幌の確保病床の使用率の92.7パーセントは大変なことだと思うが、札幌市民に危機感があるのか疑問である。医療がひっ迫し医療非常事態宣言が出ているにもかかわらず、すすきの駅の人出がさほど減っていないこと、若者の感染者の割合が増えていることなどを見ると、若者の行動変容に変化がないのではないかと思われる。変異株は、若者でも重症化するということをもっと強く訴えた方がよいと考える。

飲食店へのさらなる時短要請は、支援基準を示し協力してもらうしかない。また、事業者においてテレワークが本当に実施されているか、実施率を調査する必要を感じる。学校現場では、小学校でもクラスターが発生するなど、校内での感染防止対策だけでは限界になってきている面もあるので、修学旅行などの旅行的行事の延期、この時期に多い運動会体育祭の体育的行事の縮小などを要請するのは、やむを得ないと考える。高校・大学では、授業での感染よりも、部活等でのリスクが高いと考えるので、休止するのは当然と考える。とにかく5月末までの感染防止を訴えかけ、若者にも行動変容を促すアピールをしてほしい。



1-⑤

道案についての異存はなし。

1-⑥

北海道の案については、きめ細かく配慮されており、異論はない。  
ワクチン接種の迅速化のためにも、医療機関・保健所の機能が正常に活動していることが必要。道民・市民への協力要請も知名人にお願いすることで効果が上がることを期待。

1-⑦

道案については、異論なし。交通業者への協力依頼の部分で、終電・最終便の繰上げについては賛成だが、日中の減便は密回避のため避けていただきたい。

1-⑧

北海道も札幌を中心に第四波が押し寄せており、医療崩壊に対する危機感は今までの中でも最も高い。テレワークや時差出勤については隗より始めよではないが、札幌市役所や道庁ができる範囲で行い、先例を示されてはいかがか。部門によって無理な所もあると思うが、時差出勤は可能ではないか。少なくとも満員通勤の負荷を減らすべく出勤時間を早くしたり遅くされてはどうか。もしされているのであればその部分を情報発信すべき。

1-⑨

内容は問題ないが、札幌市民を対象とした強いアピールをお願いする。

## 2 市町村・関係団体の意見

2-①

移動抑制について、札幌市内における使用病床数が、9割を超え、非常に厳しい医療体制となっている状況が続いているが、札幌市以外の感染者が増えるような状況になると、小規模自治体においては、今後の新型コロナウイルスワクチン接種に影響を及ぼしかねないため、全道的な医療体制を整えるため、しっかりとした対策を講じていただきたい。

2-②

全道各地への広がりを防ぐためには、移動の抑制が必要であり、通勤及び通学においても札幌市から他市町村への移動又は他市町村から札幌市への移動を止めるため、在宅勤務あるいはオンライン授業を徹底させるなどの強い対策が必要と考える。通勤抑制に関しては、北海道庁自らが見本となるようにしていただきたい。

2-③

札幌市への「まん延防止等重点措置」適用により対策が一層強化されることについて、経済界としても重く受け止め、速やかに情報および対策の周知徹底を図っていく。

2-④

万一にも「緊急事態宣言」にまで進むと、北海道経済への影響はさらに深刻度を増していくため、何としてでも、5月31日までの「まん延防止等重点措置」の期間で歯止めをかける必要がある。札幌市民・道民・事業者が集中的に感染防止対策に取り組んでいただけるよう、知事においては札幌市長と連携の上、わかりやすく強いメッセージの発信やこれまで以上にインパクトを有する効果的な広報活動をお願いしたい。

2-⑤

飲食店への酒類提供自粛要請など強い措置が講じられる今回の「まん延防止等重点措置」の適用を感染拡大の歯止めとしていくためにも、対象となる飲食店等やその取引先等を含めた事業者に対する万全の支援をお願いしたい。

2-⑥

今後、進められていくワクチン接種に際しては、市町村に対して万全の支援を行っていただき、適切な情報提供を含めて可能な限り迅速に接種が行き渡るようお願いしたい。

2-⑦

感染拡大の早期収束に向けて強いメッセージを求める意見が、当会のみならず他団体からも提出されていると承知しているが、例えばテレビの情報番組では、札幌市内の病院に入院できず車で3時間程離れた都市の病院に搬入された医療体制のひっ迫を示す事例が紹介されている。正しい情報であれば、数字だけでなく、専門家からの情報提供も含めこうした実例を紹介することも危機意識の共有に意義があると思われる。

2-⑧

テレワーク等の推進に関し、知事及び札幌市長から出勤者数7割削減の文書要請を受けて、当会として迅速に対応するとともに、会員に対し速やかに周知している。この度の道案では、「札幌市内において7割の実施」と示されているが、まん延防止等重点措置における国の基本的対処方針では、「出勤者数の7割削減に向けて在宅勤務（テレワークなど）の徹底」を事業者に要請することとしており、札幌市内の事業者が判断に迷わない表現にしていきたい。

2-⑨

今回、国から適用を受け、札幌への重点措置を講じるタイミングとしては適切と思う。まん延防止等重点措置の内容も、一部は緊急事態措置に準じた強い措置となることも理解できるところ。札幌の状況をどれだけ早く改善できるかが大事であり、市民の協力を得ていくためにも、市民の感染対策への意識も高め、取り組んでいくことが大事。



## 1 管内の感染状況等

■ 全道の感染者のうち、石狩管内(札幌市含む)の感染者が7割以上

■ 通勤・通学など、札幌市との往来が多い石狩管内(札幌市除く)の新規感染者も4月下旬から増加傾向

→ **市町村や関係団体と緊密に連携し、感染拡大防止行動や人と人との接触機会の抑制の徹底などの注意喚起が必要**

## 2 主な取組

### ① 管内市町村長と振興局長の共同メッセージを発出

- ・ 振興局HPや各市町村HPなどで周知を実施(4/28～)

### ② 管内事業所等に向けた啓発等の実施

- ・ 感染防止行動の実践や柔軟な働き方への支援制度などの周知(5/6)
- ・ 感染拡大防止や円滑な事業活動の継続に向けた研修会(勉強会)を市町村のニーズに合わせて実施することを検討中

### ③ 保健所の体制強化

- ・ 所管区域内の新規感染者数が増加していることから、振興局各課の職員を派遣し、体制を強化(5/3～)

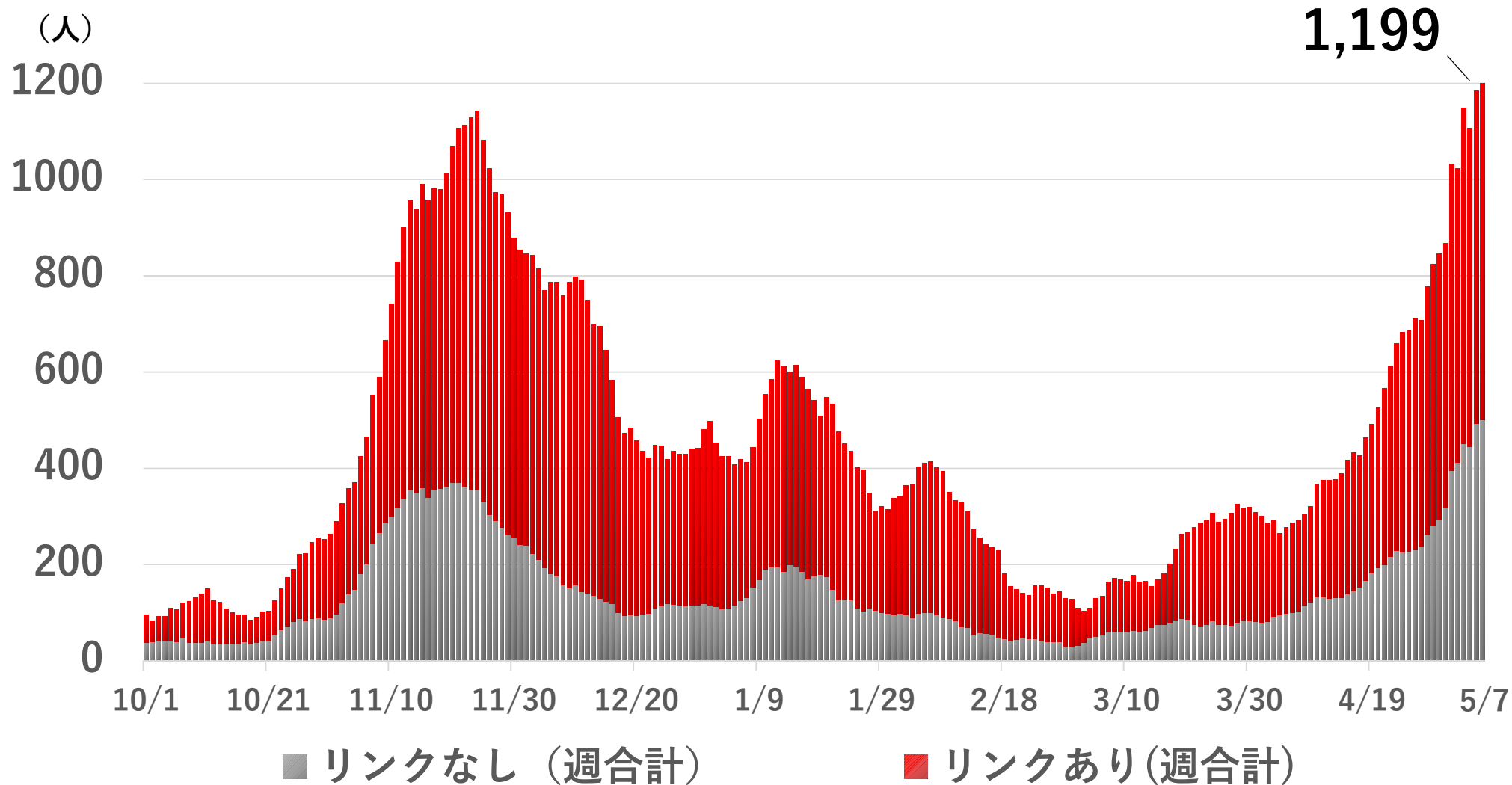
新型コロナウイルス  
感染症対策本部会議

## 札幌市の感染状況について

---

令和3年5月8日  
札幌市保健所

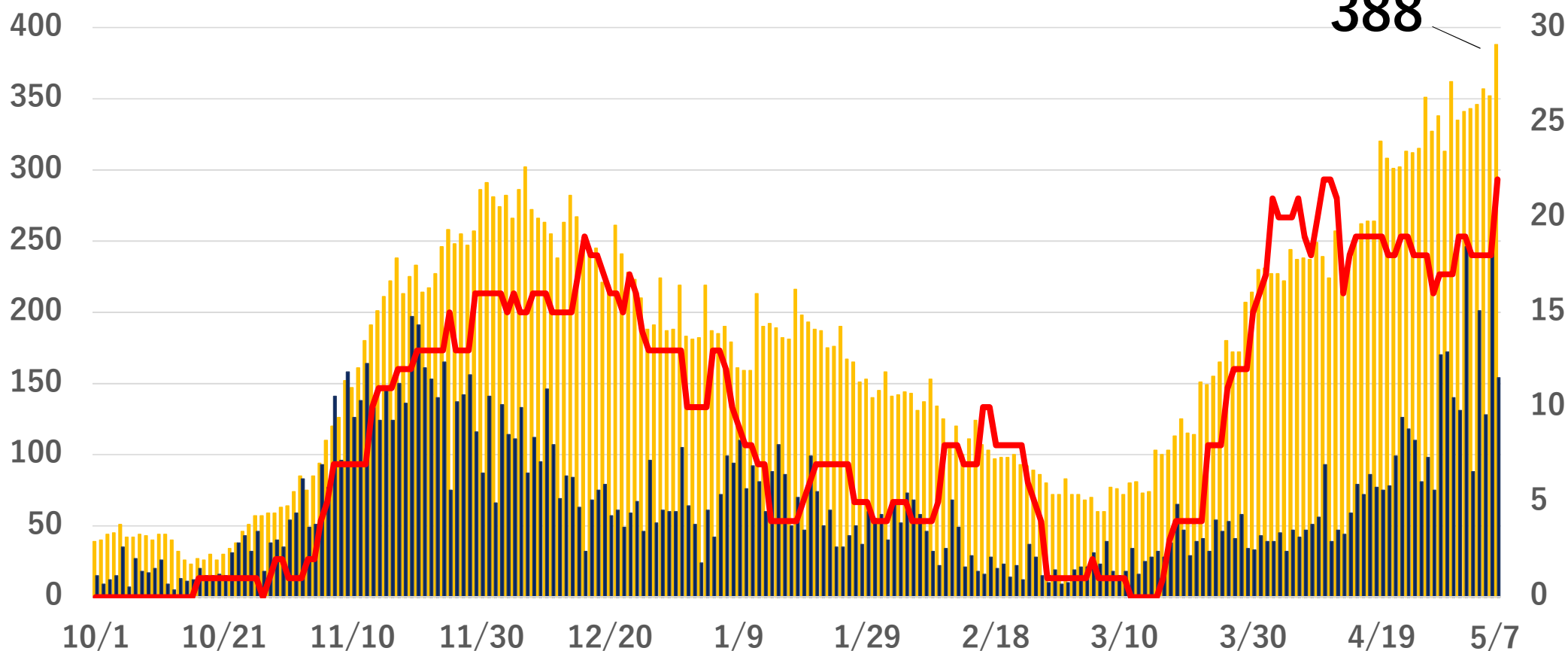
# 市内新規感染者数の推移



# 札幌市民の感染者数・入院患者数・重症患者数の推移

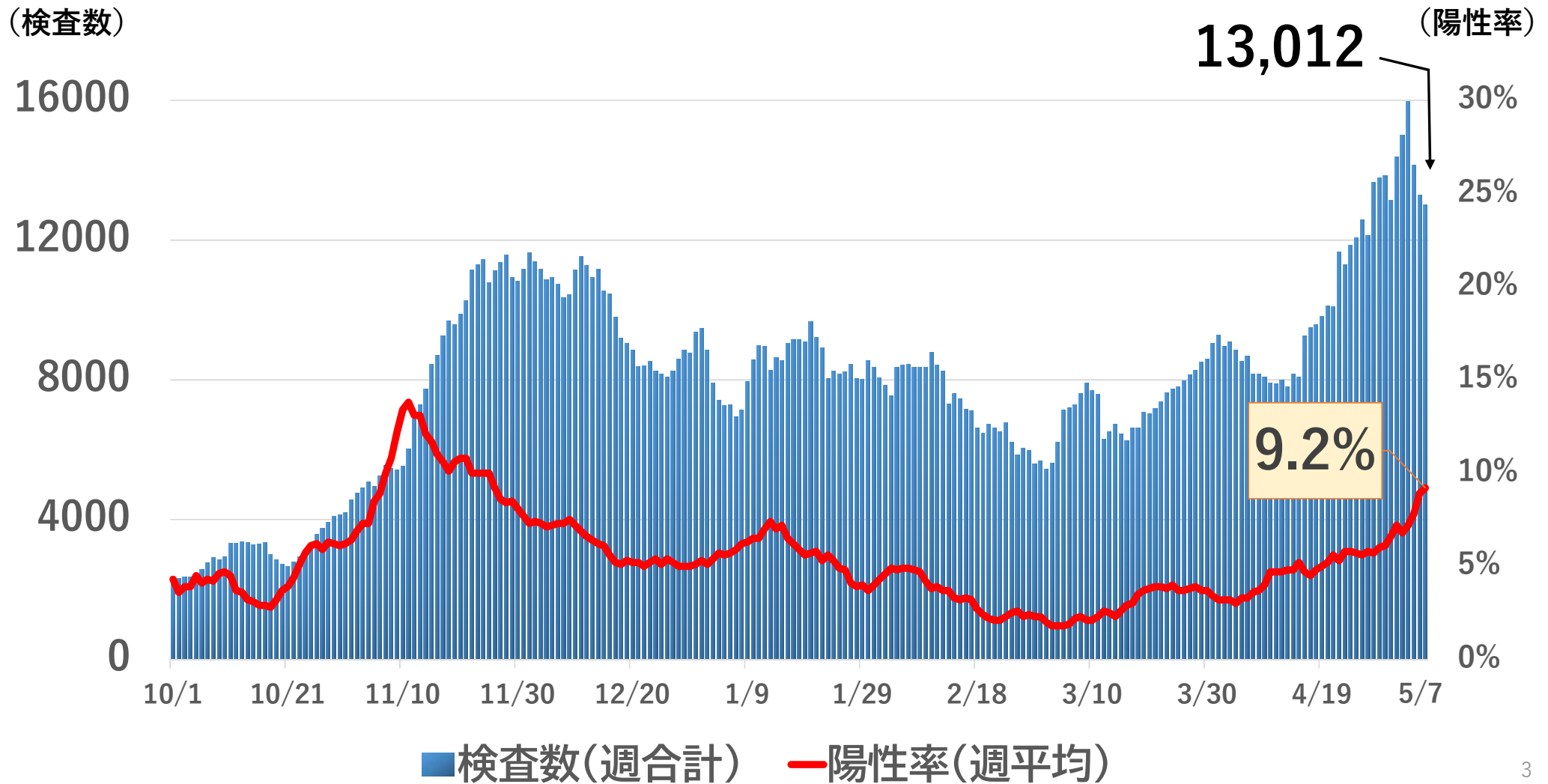
(新規感染者・入院患者数)

(重症患者数)



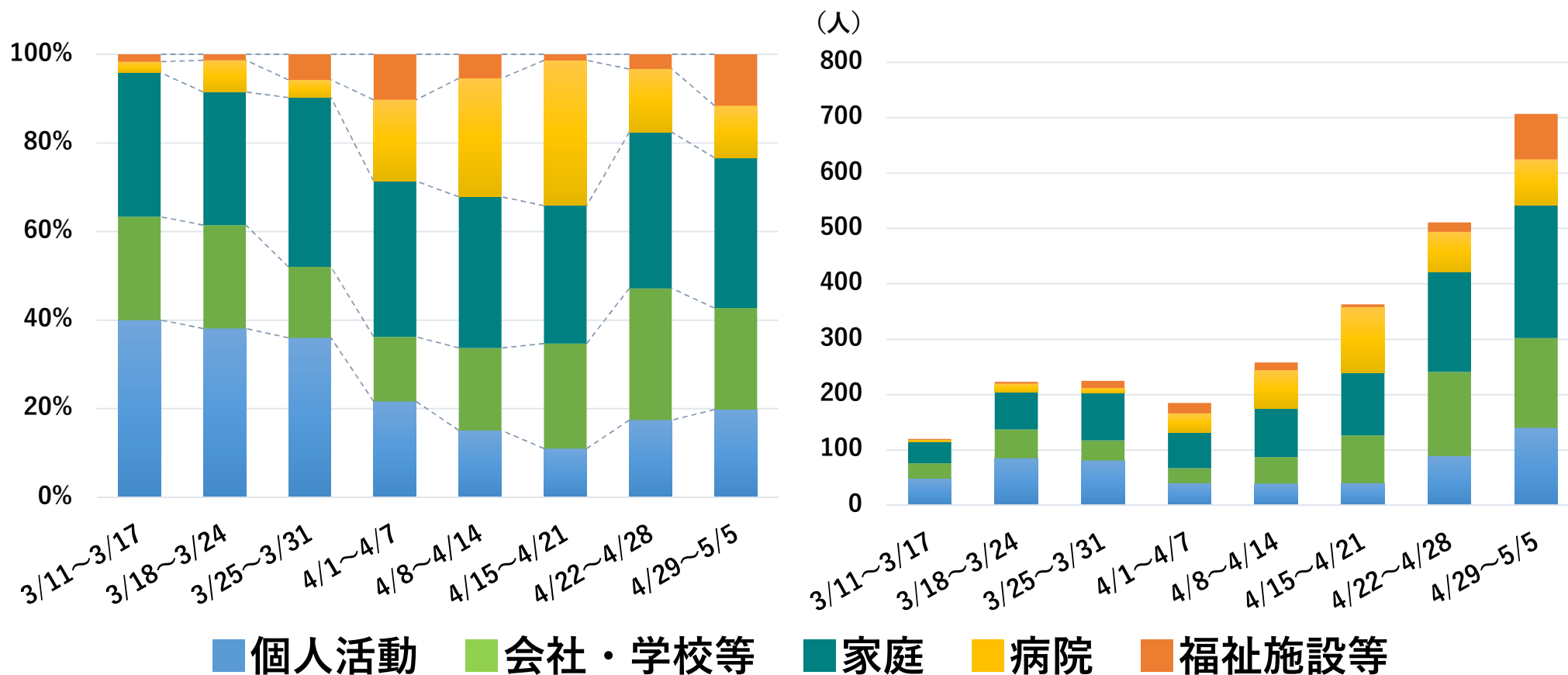
■ 入院患者数 ■ 新規感染者数 — 重症患者数

# 市内検査数と陽性率の推移



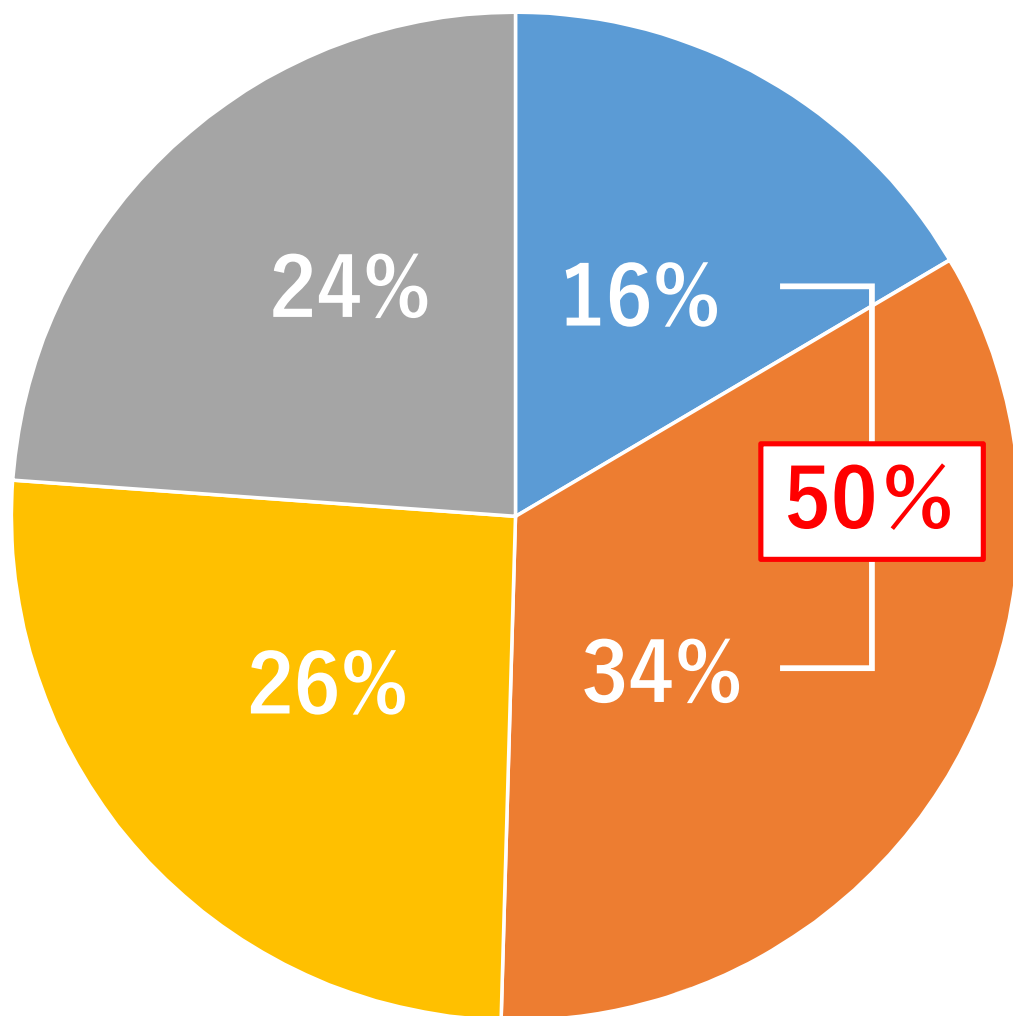


# 市内新規感染者（リンクあり）の感染経路



➤ 個人活動が再び増加しているほか、学校等や家庭で若年層の感染が増加している状況

# 個人活動による新規感染者の感染経路

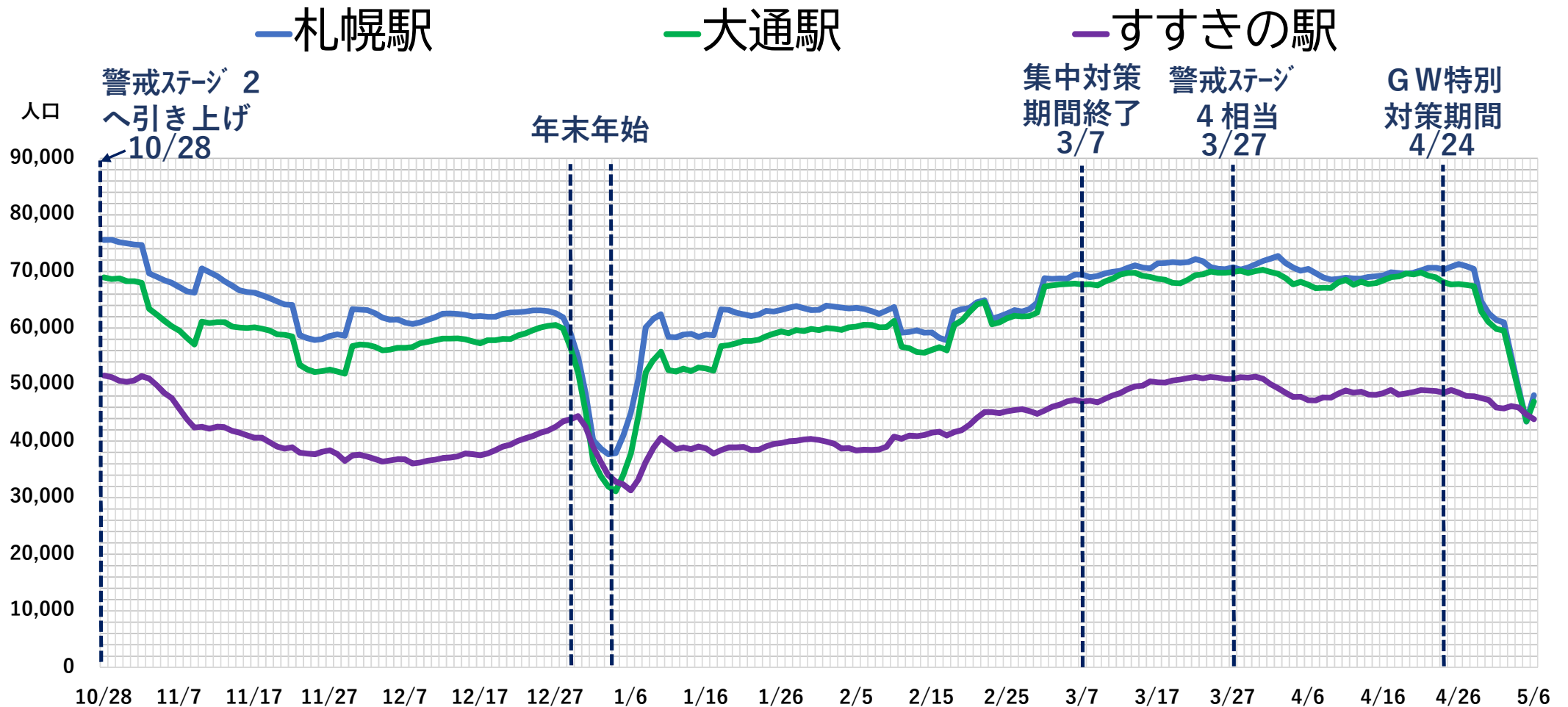


- 個人活動による新規感染者のうち、**飲食店**や**接待飲食店**を経路とするものが**約半分**を占める
- 個人宅での会食なども含めると約8割

※直近の4/29～5/5のデータ

- 飲食店等
- 接待飲食店等
- 訪問・会食
- その他

# 市内中心部の人出（全日、7日間平均）



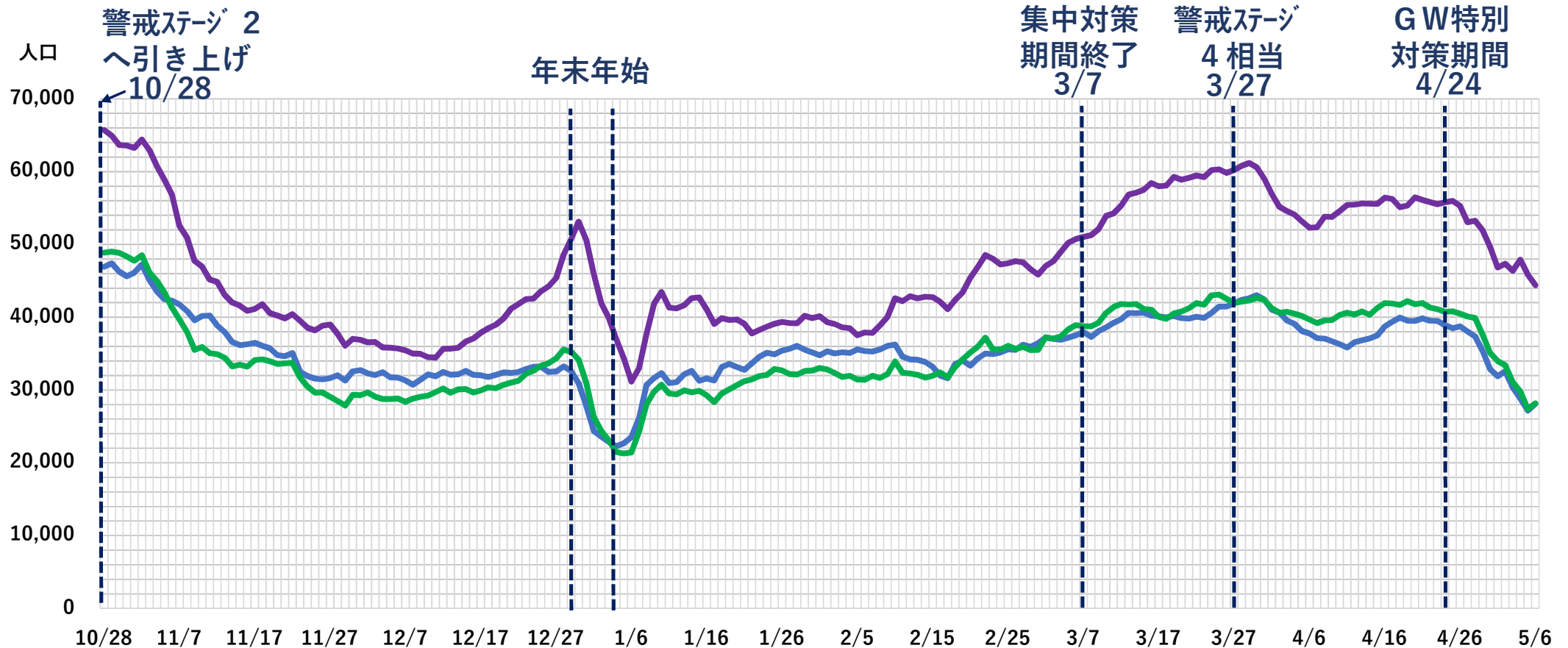
※Agoop社提供データを元に作成

# 市内中心部の人出（22時、7日間平均）

—札幌駅

—大通駅

—すすきの駅

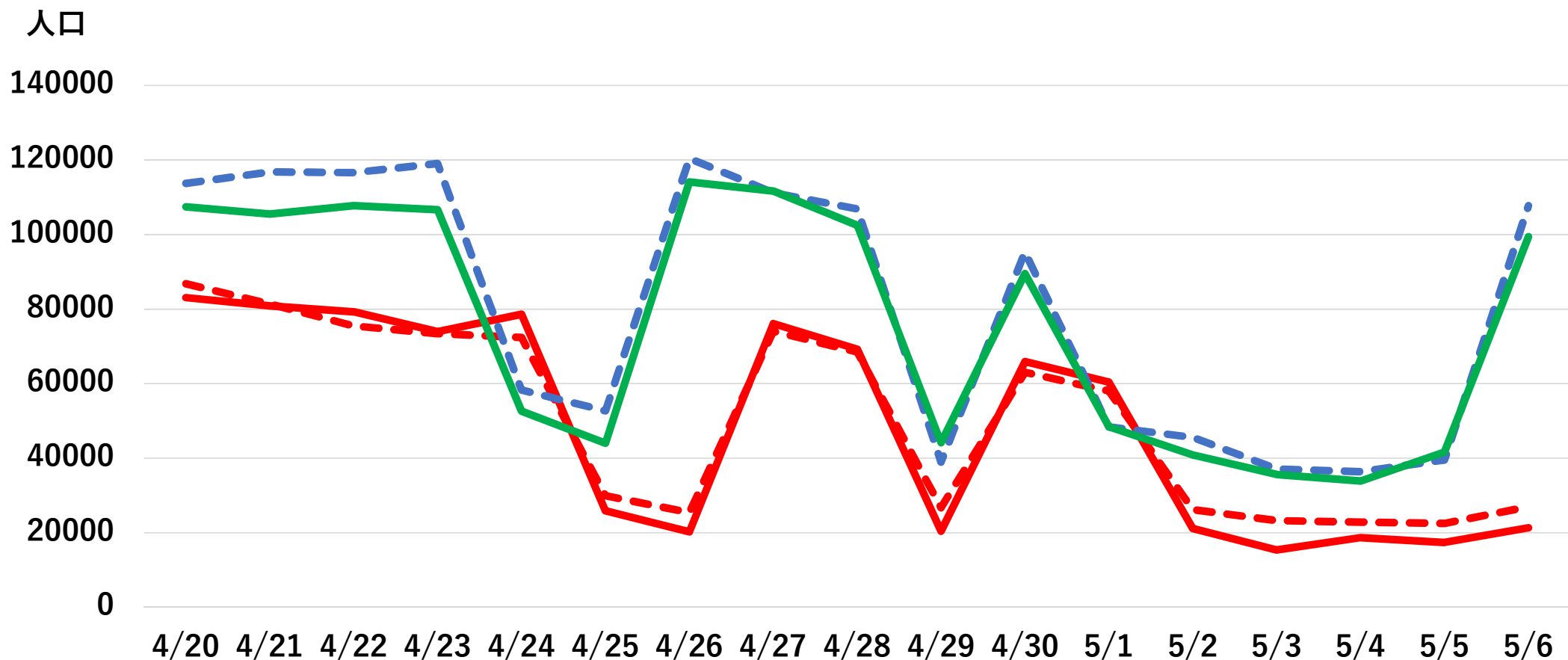


※Agoop社提供データを元に作成

# 人流の前年比較（札幌駅・大通駅）

9時

--- 令和2年(札幌)    — 令和2年(大通)    - - 令和3年(札幌)    — 令和3年(大通)

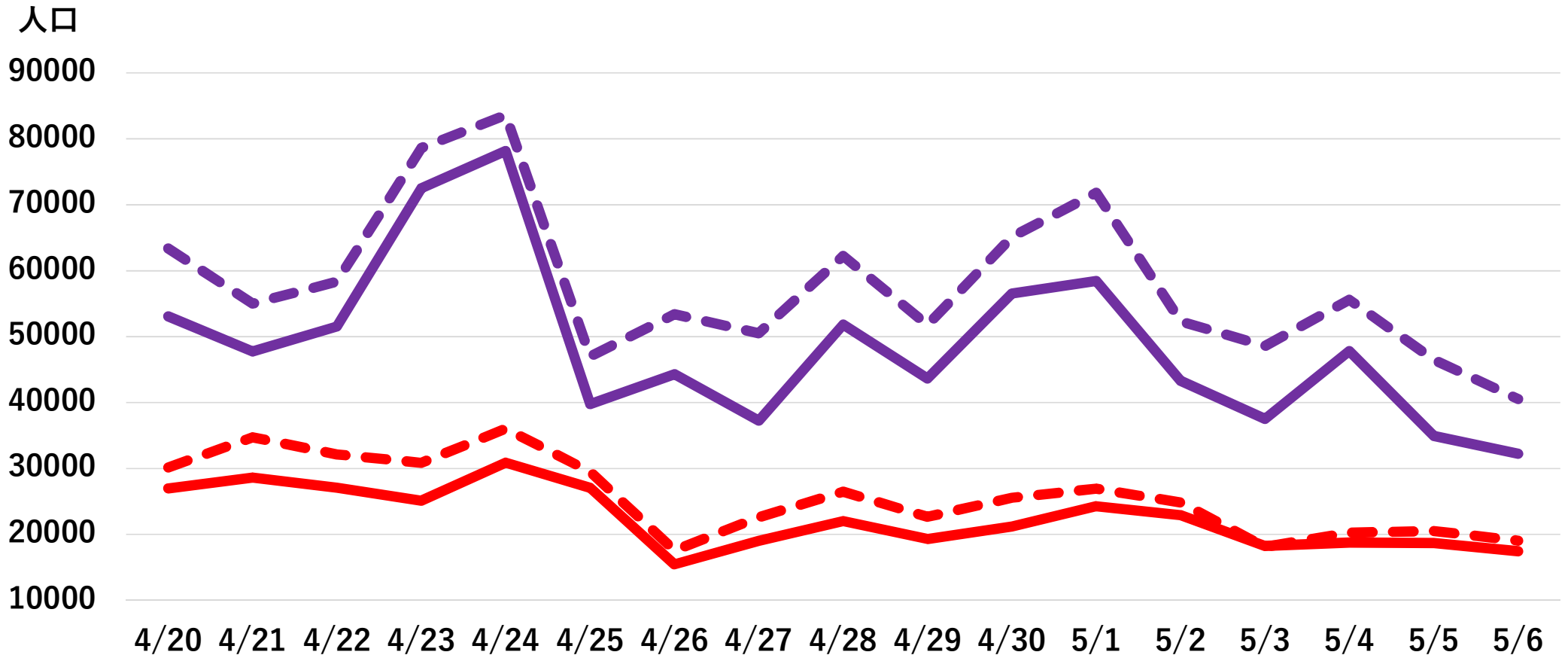


※Agoop社提供データを元に作成

# 人流の前年比較（すすきの駅）

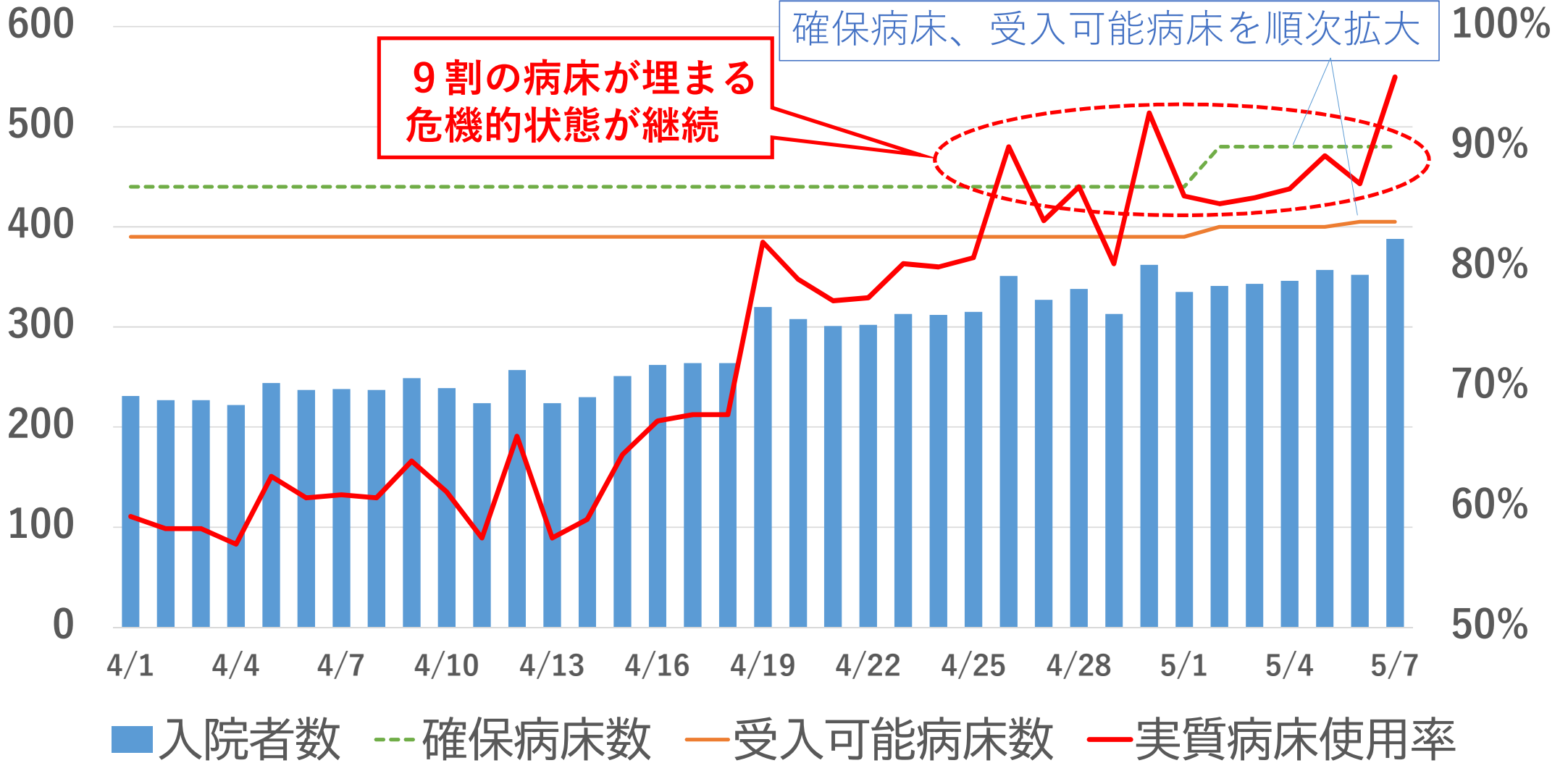
20時・22時

● 令和2年20時    ● 令和2年22時    ● 令和3年20時    ● 令和3年22時



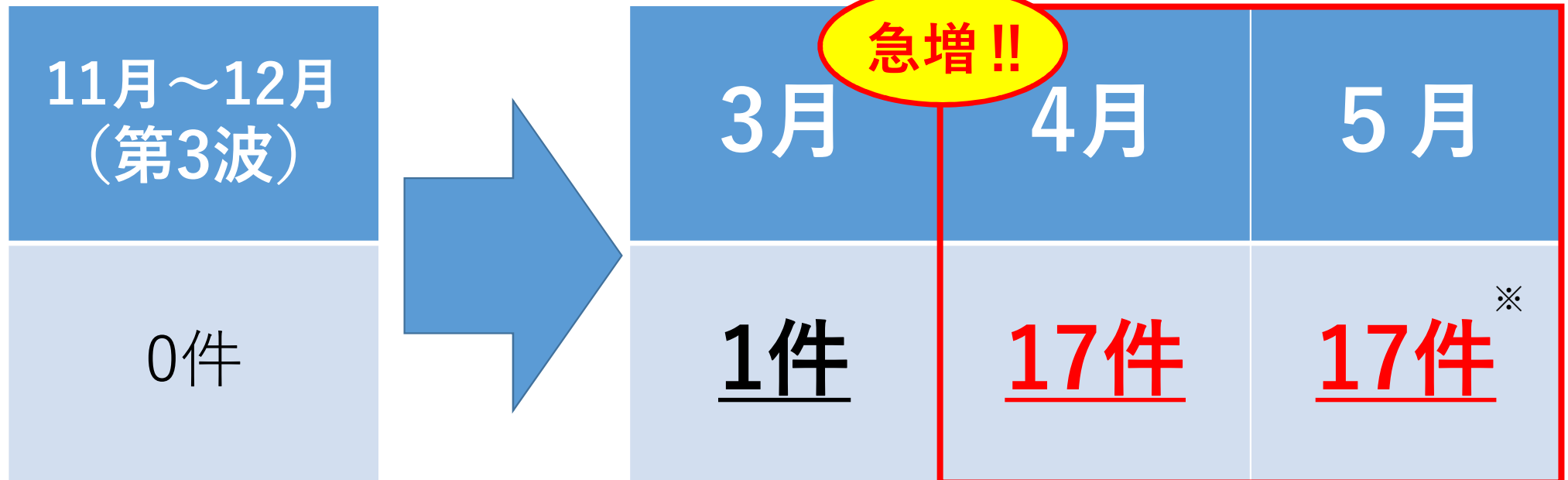
※Agoop社提供データを元に作成

# 市内入院者数の推移



# 市外搬送の状況

- 市内入院病床のひっ迫により **市外搬送が急増**
- 市内の医療体制は **かつてない危機にある非常事態**



※5月は5/7現在の件数



## 今後の感染拡大防止対策等について

### 1 目的

- 5月7日（金）の政府対策本部会議及び同月8日（土）の北海道対策本部会議において、札幌市が、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされたところ（実施期間：5月9日（日）～同月31日（月））。
- 北海道対策本部会議において、同法の規定に基づく道民・市民や事業者への要請等を含めた北海道の取組について決定されたことを踏まえ、当該実施期間における札幌市の感染拡大防止対策等を以下のとおり実施する。

### 2 今後の感染拡大防止対策等

#### (1) 市民の皆さまへの取組

- 各区において、繁華街、商店街、地下鉄駅等の人の集まりやすい場所・時間帯に公用車を巡回させる等の方法により、外出自粛等に係る注意喚起を実施
- 大通公園、創成川公園及び中島公園において夜間飲酒をするグループ等に対し、徒歩による巡回及び声掛けや園内放送（大通公園）による注意喚起を実施

#### (2) 飲食店等への取組

- 北海道の要請に協力いただいた市内飲食店等に対する支援金に係る支給事務等を実施

(参考) 北海道の市内飲食店等への要請

- ・市内の飲食店等の営業時間短縮（5時～20時）の継続及び酒類提供の終日自粛

- 北海道が行う飲食店等に対する感染防止対策等に係る現地確認への協力[新規]

#### (3) イベントの開催についての取組

- 北海道の要請に連動して、イベント主催者等へ働きかけを実施[新規]

(参考) 北海道のイベント開催に係る要請

- ・開催要件（人数上限5,000人（収容率の条件あり）、無観客で開催される催物を除き営業時間は21時まで、酒類提供の自粛等）の遵守

#### (4) 事業者への取組

- 営業時間短縮、外出や市外との往来自粛の要請等による影響を受けた市内事業者に対する経営相談体制の強化（各種支援制度の申請書類作成サポート等）
- 経済団体と連携し、時差出勤、テレワーク、休暇の取得促進のほか、臨時休業・営業時間の短縮などにより、接触機会の低減について一層の徹底を要請（目標：出勤者数の7割削減を目指す）
- 市内の主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などの午後8時以降の夜間消灯を要請

#### (5) 交通事業者の取組

- 札幌市営地下鉄・路面電車の終発時刻の繰り上げ[新規]
- さっぽろ駅・大通駅における検温装置の設置[新規]

#### (6) 学校への取組

- 市内の大学・短期大学に対し、オンライン授業の活用やクラスを分割した授業の実施、部活動の原則休止などを要請
- 市立学校における修学旅行等の見合わせや部活動の原則休止を要請

#### (7) 飲食店等以外の施設への取組

- 北海道の協力依頼に連動して、札幌市も飲食店等以外の施設への働きかけを実施[新規]

(参考) 北海道の飲食店以外の施設への協力依頼

- ・ 営業時間短縮（20時まで）、入場者の整理誘導等の徹底、酒類提供の自粛等

- 市内の人流抑制及び感染拡大防止のため、市有施設の原則休館を実施

## 営業時間の短縮要請に応じる飲食店への協力支援金について

### 1 要請の趣旨

札幌市内の感染状況は、感染力が強い変異株による感染が全市に広がり、新規感染者数は過去最多を更新、入院患者及び重症患者も過去最多の水準となり医療提供体制は極めて厳しい状況にある。そこで、より一層の感染拡大の抑え込みを図るため、まん延防止等重点措置に基づき、5月12日以降についても、知事が市内全飲食店に対し営業時間の短縮を要請するもの。

### 2 要請の概要

#### (1) 要請期間

○令和3年5月12日(水)から令和3年5月31日(月)まで (20日間)

※5月9日から5月11日までの間は、従来の「札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策」として、営業時間は午前5時から午後8時まで、酒類提供時間は午前11時から午後7時までとするよう要請中

#### (2) 対象施設

○札幌市内の飲食店・カラオケ店

#### (3) 要請内容

○営業時間の短縮

- 営業時間は「午前5時から午後8時」まで
- 酒類提供は、終日行わないこと

○業種別ガイドラインの遵守

○都道府県知事が定める事項(アクリル板の設置や入店者へのマスク着用の周知等)

#### (4) 協力支援金

○支援金額/1店舗1日当たり

- 中小企業⇒3万円から10万円

(前年度または前々年度売上高の4割をもとに計算)

- 大企業 ⇒上限20万円

(前年度または前々年度と今年度を比較した売上高の減少額の4割をもとに計算)

※中小企業は、大企業と同じ計算方法も選択可

○支援金対象期間

原則、令和3年5月12日(水)から令和3年5月31日(月)まで

## 事業者向け経営支援の強化について

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている事業者等を支援するため、事業者向けワンストップ相談窓口の機能強化を行うとともに、札幌商工会議所と協力し、緊急経営相談窓口を開設する。

### 1 事業者向けワンストップ相談窓口の機能強化 レベルアップ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が行う、国、道、市の事業者向け支援制度の申請書類の作成サポート機能を「事業者向けワンストップ相談窓口」に新たに追加する。

(1) 開設日・時間 5月10日から（平日9時から17時）

(2) 場所 中央区北1条西2丁目北海道経済センタービル2階（中小企業支援センター内）

(3) 相談対応者 中小企業診断士、社会保険労務士等

(4) 相談内容 経営相談、金融相談のほか、各種支援金<sup>※</sup>の相談等

※令和3年度感染防止対策協力支援金、経営持続化支援一時金、特別支援金、一時支援金、月次支援金など

### 2 経営相談会（札幌商工会議所との協力開催）新規開設

#### 土曜緊急相談窓口

(1) 開設日・時間 5月15日（土）、22日（土）、29日（土）（9時から15時）

(2) 場所 中央区北1条西2丁目北海道経済センタービル1階（札幌商工会議所中小企業相談所内）

(3) 相談対応者 中小企業診断士、経営相談員等

(4) 相談内容 上記1と同じ

#### 出張緊急相談窓口

札幌商工会議所3支所に札幌市からも中小企業診断士を派遣し経営相談を実施

(1) 開設日・場所・時間

5月14日（金） 西支所（宮の沢1条1丁目1-3）

5月21日（金） 豊平支所（平岸2条5丁目2-14）

5月28日（金） 白石支所（本通17丁目5-15）

※開設時間は、いずれも9時から17時30分

(2) 相談対応者 上記2（3）と同じ

(3) 相談内容 上記1と同じ

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の主な変更点等

### 1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月7日変更）のまん延防止等重点措置関連部分（抜粋）

※下線部が主な令和3年5月7日変更点

行動変容の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市内においては、不要不急の外出・移動を控える</li> <li>緊急事態措置区域との往来は厳に控える</li> <li>午後8時以降、飲食店等にみだりに出入りしない</li> <li>路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わない</li> </ul>
飲食店等（宅配・テイクアウトを除く）への要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業時間の短縮（20時まで）</li> <li>都道府県知事の判断により、酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）【追加】を行わない</li> <li>飲食を主とする店舗でのカラオケ設備の利用自粛</li> </ul>
事業者への要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>出勤者数の7割削減に向けて在宅勤務（テレワークなど）の徹底</li> <li>大規模な集客施設などへの営業時間の短縮（20時まで）【時間の明示】や入場者整理などの働きかけ</li> </ul>
イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催は、<u>5,000人上限</u>【具体的人数の明示】等</li> </ul>
交通事業者への協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態措置の実施期間において、平日の終電の繰り上げ、週末休日における減便等の実施</li> </ul>

### 2 新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業者向けの主な国の経済支援策

参照：【国資料】新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の全体像

※ 下線部が主な令和3年5月7日変更点

#### (1) 地方公共団体による時短要請等に応じた飲食店（大企業を含む）に対する協力金

緊急事態措置を実施すべき地域又はまん延防止等重点措置地域：

中小企業：売上に応じて1日3万円～10万円（20時までの時短要請の場合）等

大企業：売上高減少額に応じて1日最大20万円（中小企業も選択可能）

#### (2) 月次支援金

本年4月及び5月の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響により、売上が半減した中堅・中小事業者へ支援金を支給（上限：個人10万円/月、法人20万円/月）。

#### (3) 大規模施設等に対する協力金（案）

緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置において、人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく都道府県知事の時短要請等に応じた集客力の高い大規模施設（1000㎡超）及び当該施設においてテナント契約に基づき一般消費者向け事業を営む事業者等に対し、事業規模に応じた協力金を支給。

	大規模施設	テナント・出店者
支給対象	特措法第 24 条第 9 項に基づき、 都道府県知事が要請を行った 1000 m <sup>2</sup> 超の施設 例) 百貨店等大規模小売店、映画館等	左記施設の一部を賃借すること により、当該施設に来場した一 般消費者を対象に飲食業以外の 事業を営む事業所等
1 日あたりの 支給金額	休業面積 1000 m <sup>2</sup> 超毎に 20 万円/ 日	休業面積 100 m <sup>2</sup> 超毎に 2 万円/日

#### (4) 酒類販売事業者に対する支援（案）

緊急事態宣言の延長に伴い、酒類等を提供する飲食店等に対する休業要請が長期化していることから、影響を受ける酒類販売事業者に対する都道府県の支援を後押し。

酒類提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者に対し、国の支給する月次支援金について都道府県が、上限額の上乗せを行う場合や売上 50% 現等の要件を緩和する場合、国が都道府県に財政支援を行うもの。

#### (5) 雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金

本年 5～6 月は、緊急事態措置を実施すべき地域又はまん延防止等重点措置実施地域・特に業況が厳しい企業について本年 4 月までと同様の水準の支援。

## 経済団体と連携した出勤者数削減の取組について

### 1 目的

札幌市が「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされたことを受けて、時差出勤等をはじめ、テレワークや休暇の取得促進により、接触機会の低減に資する取組をさらに進めることで、「出勤者数の7割削減」を目指す。

### 2 取組内容

北海道と連携し、経済団体を通じて、市内事業者に対し、接触機会の低減に向けた取組の徹底を改めて要請する。

### 3 要請内容

以下の取組により、接触機会の低減について一層の徹底を図る。

(目標：出勤者数の7割削減を目指す)

- |                                   |            |
|-----------------------------------|------------|
| ○テレワーク（在宅勤務、サテライト勤務、モバイルワーク）      | ○時差出勤      |
| ○フレックスタイム                         | ○ローテーション勤務 |
| ○休暇の取得促進                          |            |
| ○その他出勤者数削減につながる取組（臨時休業、営業時間の短縮など） |            |

### 4 取組期間

令和3年5月9日（日）から5月31日（月）まで

### 5 要請団体（7団体）

- ・北海道経済連合会 ・北海道経済同友会
- ・北海道商工会議所連合会（札幌商工会議所には札幌市から協力を依頼）
- ・北海道商工会連合会 ・北海道中小企業家同友会 ・北海道観光振興機構
- ・北海道中小企業団体中央会

### 6 テレワーク導入に向けた支援

#### (1) 札幌市テレワーク推進サポートセンター（愛称：テレサポ）

- ・4月26日（月）に札幌サンプラザ4階に開設
- ・テレワークの導入から定着まで総合的に支援
- ・代表的な機器の展示・体験、専門家による相談、補助金の相談・受付

#### (2) 令和3年度テレワーク導入補助金

- ・機器購入や就業規則の改正にかかる経費等が対象
- ・市内中小企業等が対象、補助率は3/4、補助上限額は60万円
- ・5月10日（月）から募集開始、申請書等は感染症対策のため郵送にて受付

## 地下鉄・路面電車の新型コロナウイルスの感染拡大防止策について

札幌市への「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、以下のとおり、地下鉄・路面電車の終発時刻繰上げ等、更なる感染症拡大防止策を実施する。

### 1 終発時刻の繰り上げについて

#### (1) 地下鉄

地下鉄全線において終発時刻を概ね30分繰り上げる。

(運休便数は平日総運行便数の概ね1.8%に相当)

		終発時刻		運休便数
		変更後	(参考)変更前	
南北線	真駒内駅発	23:32	24:00	3便
	麻生駅発	23:35	24:00	3便
東西線	新さっぽろ駅発	23:30	24:00	3便
	宮の沢駅発	23:32	24:00	3便
東豊線	福住駅発	23:29	24:00	3便
	栄町駅発	23:30	24:00	3便

#### (2) 路面電車

路面電車の運行業務を担う（一財）札幌市交通事業振興公社において、地下鉄と同様に、終発時刻の繰り上げ（概ね20分）を行う。

#### (3) 実施日

地下鉄・路面電車とも令和3年5月12日（水）から

### 2 主要駅での検温装置設置について

5月12日（水）から順次、さっぽろ駅・大通駅にある全ての改札口（合計13箇所）に自立式検温装置を設置する。

※同装置には、手指消毒液も備え付ける。

### 3 事前周知について

実施に当たり、終発時刻の繰り上げについては、エッセンシャルワーカー等への影響が懸念されることから、駅構内へのポスター掲示やホームページへの掲載などにより、可能な限り、利用者への事前周知を行う。



# 札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）

## ※下線更新箇所

### 1 市内感染状況（5/7 現在）

#### (1) 陽性者状態別内訳

（単位：人）

陽性者(累計)	現在患者	軽症・中等症	重症	死亡者 (累計)	陰性確認者 (累計)
<b>15,988</b>	<b>1,737</b>	<b>1,715</b>	<b>22</b>	<b>452</b>	<b>13,799</b>

#### (2) 男女別・年代別内訳

（単位：人）

年代	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	非公表	計
男性	8	597	1,549	1,157	1,101	900	679	572	387	124	147	7,221
女性	2	412	1,563	1,038	1,028	896	652	612	623	390	202	7,418
非公表	12	10	13	6	5	6	6	7	1		1,283	1,349
計	22	1,019	3,125	2,201	2,134	1,802	1,337	1,191	1,011	514	1,632	15,988
現在患者		72	267	225	271	227	148	141	124	52	210	1,737
陰性確認者	22	947	2,858	1,976	1,859	1,564	1,150	941	714	354	1,414	13,799
死亡者					4	11	39	109	173	108	8	452

### 2 対応状況

#### (1) 対策本部等

<b>5月5日</b>	<b>第14回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店等の営業時間の短縮、時差出勤、テレワークの推進や、主要な観光施設等への夜間消灯の要請などについて、早急に進めること。</li> <li>・「まん延防止等重点措置」が適用された後の対策についても、大規模な集客施設等への時間短縮などの働きかけや、市営交通をはじめとする交通機関の減便など北海道と緊密に連携し、直ちに実施できるよう万全の準備を整えておくこと。</li> <li>・変異株の影響もあり、学校においても、子どもの感染が拡大していることを踏まえ、市立学校における修学旅行などについては、当面の間、実施を見合わせるほか、部活動の原則休止の延長などについて検討すること。なお、各学校において、引き続き、感染症対策を徹底のうえ、教育活動を継続すること。</li> <li>・現在、過去最大規模の感染状況であり、応援職員の配置も、第3波を上回る規模で対応しているが、今後の更なる感染拡大の場面にも迅速に対応できるよう、応援体制強化を最優先事項として準備を加速化すること。</li> </ul>
<b>5月5日</b>	<b>北海道知事、札幌市長、札幌市医師会会長、北海道医師会会長、北海道病院協会理事長、全日本病院協会北海道支部長、日本病院会北海道ブ</b>

	<u>ツク支部長、日本社会医療法人協議会北海道支部長、北海道看護協会会長と連名で、「札幌市医療非常事態宣言」を発出</u>
5月3日	北海道知事と札幌市長の意見交換
5月2日	<b>第13回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療提供体制の整備について、感染拡大に伴い、病床のひっ迫が厳しい状況にあることから、入院受入病床、後方支援病院、医療従事者の更なる拡充や宿泊療養体制の強化を進めるなど、適切な医療提供や療養について更なる整備を推し進めること。</li> <li>・感染拡大防止対策については、市内の人流を抑制し、人と人の接触を更に減らすため、市有施設の休館や夜間ライトアップの中止について、準備が整い次第、早急に実施すること。 加えて、多くの人が集まる主要な観光施設の夜間ライトアップや、繁華街の広告の消灯などについて、関係者に協力を要請すること。</li> <li>・人と人の接触を徹底的に減らすために、各区においては、区内の繁華街などにおける、不要不急の外出自粛の呼びかけなど、市民の行動変容を促す取組を行うほか、町内会、老人クラブなど、あらゆる地域ネットワークを活用し、市民への更なる注意喚起を改めて推し進めること。</li> <li>・更なる感染拡大に備えた準備については、北海道へ「まん延防止等重点措置」の適用について、国との協議をさらに加速させるよう要請することから、あらゆる事態を想定した万全の準備を進めること。</li> </ul>
4月30日	北海道知事、札幌市長と連名で「ゴールデンウィーク」緊急メッセージ
4月27日	北海道知事、札幌市長、北海道医師会会長、札幌市医師会会長、北海道病院協会理事長、北海道看護協会会長と連名で、医療従事者からの緊急メッセージ
4月23日	<b>第27回感染症対策本部会議 指示事項</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型連休中は、人の移動が活発になり、感染リスクが高まる時期であることから、更なる感染拡大を抑えるため、部活動の原則休止や4月24日から5月11日における市有施設の夜間利用の休止など、人と人の接触を減らすための強い措置を、関係機関と連携しながら早急に進めること。</li> <li>・コロナ患者の入院受入れを行う医療機関や営業時間短縮に協力する事業者等への支援について、補正予算に盛り込む予定であることから、迅速に実施できるよう、スピード感を持って進めること。</li> <li>・感染状況に応じた市内の応援体制を確立し、これまでも応援職員を配置してきたところであるが、変異株による感染拡大を抑え込むためには、検査体制の拡充や濃厚接触者の早期把握など、更に多くの人員が必要であることを踏まえ、昨年11月から12月のいわゆる第3波を超える人員を確保するなど、更なる体制強化に努めること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道において、直近1週間の10万人当たりの新規感染者数が15人を超え、「まん延防止等重点措置」の要請に向けた検討に入った状況を踏まえ、札幌市としても北海道と連携し、国への要請や「まん延防止等重点措置」適用後の対策について準備を進めること。</li> </ul>
4月21日	<b>北海道知事と札幌市長の意見交換</b>
4月15日	<b>第26回感染症対策本部会議 指示事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の感染拡大に備え、過去最大規模の新規感染者数が生じた場合であっても十分に検査可能な体制の整備、拡充を進めること。</li> <li>人流の抑制と感染防止のため、区民センターなどにおける施設において、利用人員や施設内における飲食の制限などを実施するとともに、他の市有施設においても、早急に検討して対応すること。</li> <li>今後の感染拡大に備え、過去最大規模の新規感染者数が生じた場合であっても十分に検査可能な体制の整備、拡充を進めること。</li> <li>市内の飲食店における感染防止対策の徹底、店舗から利用客への啓発を促進するための取組について、より実効性のある対策を検討して実施すること。</li> <li>最近になり、職場や学生間での新規感染者が確認されていることから、市内の事業者や大学等に対し、これまでの情報発信に加え、必要に応じて意見交換の場を設け、具体例を示し、感染防止対策の更なる理解と協力を促すなど、必要な対策を実行すること。</li> </ul>
4月15日	<b>北海道知事と札幌市長の意見交換</b>
4月9日	<b>第25回感染症対策本部会議 指示事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>変異株症例については、引き続き分析を進め、今後も分析結果などの情報を、具体的な事例を含めて、わかりやすく発信することで、市民や事業者の行動変容を促していくこと。</li> <li>病院の医療提供体制は大変厳しい状況にある。入院受入病床や後方支援病院、医療従事者の拡充などに取り組むとともに、大型連休は例年、多くの医療機関が休診となる状況を踏まえ、診察・検査に対応できるよう、市内の医療機関へ協力を依頼するなど、医療提供体制の更なる整備に努めること。</li> <li>花見の時期を控え、公園や炊事広場などにおける感染対策として、利用の休止などをお願いする状況であることから、これらを着実に実施すること。また、人が集まる場所やイベント会場などでの感染事例が見られることから、他の市有施設においても、引き続き、感染対策を徹底すること。</li> </ul>
4月1日	<b>第24回感染症対策本部会議 指示事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>昨年から続く新型コロナウイルス感染症との戦いは、いまだ収束の目途が立たない状況にあることから、新年度においても感染症対策を市政の最優先事項として、継続的かつ強力で押し進めること。</li> </ul>

	<p>また、感染状況に応じて、速やかに保健所への必要な職員応援体制が構築できるよう、万全の準備を整えておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の感染状況は区によって状況が異なり、変異株の感染スピードが速いことから、身近なところで感染が発生していることや感染対策の徹底について、様々な場面や媒体を活用し、注意喚起を行うこと。</li> <li>・変異株の感染力の強さや感染拡大の速さは、これまで以上に警戒が必要であることを踏まえ、市有施設において、手指消毒がより徹底されるよう取り組むこと。</li> <li>・子育て世帯への特別給付金については、迅速に実施できるよう、スピード感を持って進めること。</li> </ul>
3月26日	<p><b>第23回感染症対策本部会議 指示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変異株による感染拡大を抑え込むため、保健所の体制を強化し、疫学調査の徹底や検査対象の拡大等に引き続き取り組むとともに、感染力の強さを踏まえた適切な感染対策が徹底されるよう、関係機関と連携しながら、早急に推し進めること。</li> <li>・変異株による感染はこれまでより、短い期間で拡大するおそれがあることから、医療機関や宿泊療養施設の体制の整備、適切な医療提供や療養について万全の準備を整えておくこと。</li> </ul>
3月25日	<p><b>第3回札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議</b></p> <p>&lt;議題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内感染状況</li> <li>・集中対策期間の取組</li> <li>・変異株への感染状況</li> <li>・ワクチン接種</li> </ul>
3月6日	<p><b>第12回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの経験等を踏まえ、感染を防ぐ行動の徹底・定着と、再拡大の防止に向けた取組について、関係機関と連携しながら、着実に進めること。</li> <li>・4月までの供給量は極めて少ない状況であるが、今後のワクチンの供給時期や数量に応じて、柔軟かつ迅速に接種を開始できるよう、万全の準備を整えておくこと。</li> </ul>
2月13日	<p><b>第11回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月以降の感染リスクの高まる時期を見据え、2月末までの2週間で徹底的に感染拡大を抑えていく必要があることから、今後の感染拡大防止策について、関係機関と連携しながら、強力に推し進めること。</li> <li>・北海道から要請のあった時短要請を、実効性のある対策とするためには、多くの対象事業者の理解と協力をいただく必要があることから、支援金の支給などが円滑に行われるよう、北海道と協力してしっかり取り組むこと。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種を円滑に実施するため、医師会や医療機関などとも連携し、会場や人材の確保、市民からの相談対応など、必要な準備を速やかに進め、適宜市民に正確な情報を提供するよう努めること。</li> </ul>
1月14日	<b>第10回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まずは、北海道が定める「警戒ステージ3」相当となる1日当たりの新規感染者数42人未満にすることを目標とする。そのために、飲食を伴う場面の対策や人流抑制対策、集団感染対策などについて、関係機関と連携しながら着実に進め、市内の感染拡大の抑止に取り組むこと。</li> <li>・市内の接待を伴う飲食店に対し、勉強会や、今後開催する研修会など、事業者と連携した取組を進めるとともに、感染拡大の防止に持続的に取り組む店舗を増やし、対策の実効性を高める仕組みを検討すること。</li> </ul>
2021年 1月7日	<b>第22回感染症対策本部会議 指示事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1都3県における緊急事態宣言の発令や全国的な感染拡大傾向を踏まえて、国や他自治体の取組状況などが日々刻々と変わることが想定される。1月15日までの集中対策期間が終了したのちの感染拡大防止対策については、これらを情報収集し、北海道とも連携したうえで、より効果的な対策を検討すること。</li> <li>・感染拡大防止のため、緊急事態宣言の対象区域となる1都3県への出張については、やむを得ない場合を除き、控えることとし、オンライン会議などを積極的に活用すること。</li> </ul>
12月24日	<b>知事、北海道市長会長、北海道町村会長と連名で、静かな年末年始に向けた共同メッセージ</b>
12月24日	<b>第21回感染症対策本部会議 指示事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院受入病床や後方支援病院、人的支援などの拡充に取り組むなど、引き続き医療提供体制の整備に努めること。</li> <li>・接待を伴う飲食店に対する営業時間短縮等の要請について、引き続き協力を依頼すること。また、北海道と連携しながら、店舗への感染対策の普及啓発や、積極的なPCR検査の実施など、実効性の高い感染防止対策を継続すること。</li> <li>・営業時間短縮要請に係る協力支援金やホテルへの感染症対策支援のほか、国から提示のあったワクチン接種のための準備経費を、補正予算に盛り込む予定であることから、迅速に実施できるよう、スピード感を持って進めること。</li> </ul>
12月16日	<b>第2回札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議</b> <p>&lt;議題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月28日以降の感染防止対策の取組</li> <li>・市内感染状況</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療提供体制</li> </ul>
12月10日	<p><b>第20回感染症対策本部会議 指示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関・福祉施設において、集団感染が多数発生している状況にある。これを踏まえ、陽性者の早期発見や早期介入など対応を強化し、引き続き、まん延防止に取り組むこと。 また、医療機関や関係団体などに情報提供し、その協力のもと、受入病床や医療従事者の確保など、医療提供体制の更なる整備に努めること。</li> <li>・すすきの地区は、これまでも営業時間短縮等の要請をしてきたが、継続についての要請をすること。なお、長期に渡り、多大な負担をかけていることも踏まえ、事業者に必要な支援が行き渡るよう、北海道とも連携して対応するとともに、事業者や関係団体との対話などを通じて、すすきの地区を安心・安全に利用してもらうための仕組みづくりについても迅速に進めること。</li> <li>・市内全域の感染拡大防止のため、感染対策の更なる徹底を広報するとともに、医療・福祉施設で働く方の健康管理を徹底するために、対策の検討を早急に進めること。</li> <li>・感染拡大の影響によって、退職や休業などを余儀なくされた方への支援に取り組むこと。また、閣議決定される見込みの「ひとり親世帯を対象とした臨時給付金」について、必要な方々へ、年内に行き渡るよう迅速な対応をすること。</li> <li>・大晦日の地下鉄の延長運転については中止とするが、例年と異なる取り扱いとなることから、周知を徹底し、市民に混乱を招くことがないよう努めること。</li> <li>・年末年始に開催予定のイベントなどについては、現下の感染状況を踏まえ、改めて主催者の方々に対し、その開催を慎重に判断するよう依頼すること。 また、施設管理者に対しても、これらを踏まえ、更なる感染防止対策の徹底を依頼すること。</li> </ul>
11月26日	<p><b>第19回感染症対策本部会議 指示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクの高い感染者の拡大を防ぐため、医療機関や福祉施設における感染者の早期発見や、クラスター疑い事例に対する早期介入など引き続き取り組み、病床の拡充と適切な医療提供に努めること。</li> <li>・市内の接待を伴う飲食店への休業要請、すすきの地区における酒類提供を行う施設への営業時間等の短縮要請に係る取組を進めること。 また、引き続き、事業者や関係団体との対話などを通じて、実効性の高い感染拡大防止対策に取り組むこと。</li> <li>・感染拡大防止の取組や、離職を余儀なくされた方、ひとり親世帯など、</li> </ul>

	<p>感染症による生活への影響が大きい方への支援について、補正予算を提案する予定であることから、迅速な実施ができるよう、スピード感を持って進めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国のG o T o トラベル事業の一時停止、集中対策期間の延長とより強い協力要請によって影響を受ける事業者に対して、必要な支援が行き渡るように、北海道と連携しながら迅速に対応を進めること。</li> </ul>
11月17日	<p><b>第18回感染症対策本部会議 指示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療提供体制のひっ迫度が増していることから、市内の医療機関に正確な情報を速やかに提供し、協力いただきながら病床の確保に努めること。</li> <li>・療養者数が急増していることから、宿泊療養施設での円滑な運営や自宅療養者に対する健康管理の徹底に努めるなど、適切な医療提供体制を確保すること。</li> <li>・すすきの地区の接待を伴う飲食店等に対しては、引き続き、様々な方法でアプローチを行い、感染防止対策の周知・徹底に努めること。</li> <li>・多くの方が利用する市有施設などにおいては、これまでも感染予防策を講じてきたところだが、今一度、感染予防対策を徹底すること。</li> <li>・これまでも保健所に応援職員を配置するなど、対策強化に努めてきたが、感染者の急増を受けて、業務量が急増している現状を踏まえ、さらに各局区における一部の業務を中止や先送りなどにより人員を生み出し、感染症対策の業務を最優先に取り組むこと。</li> </ul>
11月16日	<p><b>北海道知事と札幌市長の意見交換</b></p>
11月7日	<p><b>第17回感染症対策本部会議 指示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の警戒ステージが3に引き上げられた状況から、感染拡大による医療提供体制への負担を緩和するため、感染拡大防止に向け、より強い対応が必要となっている。まず、市民に行動変容を呼びかけ、感染リスクを下げる行動の徹底を促すことが重要である。</li> <li>・疫学的観点による現状分析を踏まえ、すすきの地区の感染状況をより詳しく分析したところ、長時間におよぶ飲酒を伴う会合などはリスクの高い場面であることから、改めてこれらを広報していくとともに、若年層に向けたSNSによる情報発信をするなど、市民の行動変容につながる啓発にさらに取り組むこと。</li> <li>・すすきの地区におけるPCR検査の受検勧奨や検査体制の拡充を進めるとともに、店舗経営者への研修会などを通じて、感染予防策の徹底を促進していくこと。 また、感染者が発生した店舗などへのアフターフォローも含めて、感染防止策の徹底を促すために、日ごとのコミュニケーションを強めること。</li> <li>・10月以降、新たなクラスターの発生やその連鎖が確認されていること</li> </ul>

	<p>から、営業時間短縮等の強い措置を実施することはやむを得ない状況であるが、実施に当たっては、経済的影響に十分に配慮する必要があることから、店舗への時短要請に伴う協力支援金を速やかに支出するよう、事務処理を進めること。</p> <p>また、その財源については、北海道に対し、応分の負担協力の依頼を行っているところであるから、北海道と調整しながら取組を進めること。</p>
11月14日	<b>北海道知事と札幌市長の意見交換</b>
10月28日	<b>第16回感染症対策本部会議 指示事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、季節性インフルエンザの流行により、発熱者の増加が想定されることから、発熱外来等の体制強化を進めるとともに、多くの市民に利用してもらうための周知徹底に取り組むこと。</li> <li>・ここにきて感染者が増え、保健所の業務が非常に増えている状況であるが、この難局を乗り越えるため、今後も感染状況に応じて、保健所の応援職員の増員など、感染症対策業務を最優先とし、全庁一丸となって取り組むこと。</li> <li>・若年層や繁華街に向けた感染拡大防止策のほか、家庭や職場などの場面においても感染するケースが増えていることから、北海道と連携しながら、感染拡大防止対策の徹底を図ること。</li> <li>・10月末のハロウィンを始めとした、クリスマスや大晦日などの多数の人が集まる季節のイベントに対しては、必要なタイミングで繰り返し注意喚起を実施し、イベントの安全性を担保するための必要な感染防止対策を講じること。</li> </ul> <p>また、すすきの対策については、国の専門家のアドバイスをいただきながら、国や道との連携を強化し、取組や検討を進めること。</p>
10月26日	<b>第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議</b> <p>&lt;議題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に係る対応の点検及び市内感染状況</li> <li>・インフルエンザ流行期に向けた対応</li> <li>・感染拡大防止策の今後の取組</li> </ul>
10月14日	<b>北海道知事と札幌市長の意見交換</b>
9月16日	<b>第15回感染症対策本部会議 指示事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月19日からのイベント開催制限の緩和については、イベントの類型により収容率や人数上限が異なることから主催者や施設管理者にわかりやすく周知を行うとともに、いま一度、感染予防対策の徹底をお願いすること。</li> <li>・「Go To トラベル」事業については、東京から旅行で来られる方が増えると予想されることから、ホテルや観光施設などの事業者に対し、改めて、業種別のガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じて</li> </ul>



	<p>いただくよう周知徹底すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回定例会市議会において、新型コロナウイルス感染症対策第5弾となる全会計470億円規模の補正予算案を提案する。インフルエンザの流行期に備えた医療提供体制と感染拡大防止の強化や、さらなる社会経済活動の回復に向けた事業者等の事業継続・活動再開に対する支援、落ち込みが懸念される冬期の観光需要の喚起に向けた取組を中心に編成したところであり、補正予算の議決を得られた際に、必要な方に必要な支援が速やかに届くよう、スピード感をもって事務を進めること。</li> </ul>
8月27日	<p><b>第14回感染症対策本部会議 指示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算要求や定数機構要求など来年度の実施事業検討の際は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを前提とした事業構築を進めること。</li> <li>・感染症対策業務への各局区からの応援体制はしばらく継続しなければならず、限られた人員の中で対応していく必要があることから、保健所所管の感染症対策業務のほか、各局区の所管業務についても、民間委託や省力化を積極的に進めること。</li> <li>・感染者や医療・介護従事者、その家族に対する偏見・差別が全国的に問題となっていることなどから、市民に正しい知識を持っていただくよう、各局区において正確な情報発信を続け、偏見・差別の根絶に向けた周知・啓発に徹底して取り組むこと。</li> </ul>
7月28日	<p><b>西村 内閣府特命担当大臣と指定都市市長（6都市）とのWEB会議</b></p>
7月28日	<p><b>第13回感染症対策本部会議 指示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接待を伴う飲食店における感染拡大防止の取組としてススキノ地区においては、北海道との合同対策チームを中心に、既に、臨時PCR検査センターの設置や、従業員への受診勧奨などの取組を進めている。店舗単位での出前型検査等の積極的なPCR検査の実施や、事業者及び利用者双方への感染予防意識の更なる啓発の推進など、あらゆる手段を講じて、感染拡大防止に努めること。</li> <li>・感染拡大時には、速やかに保健所などへの職員応援を増強するなど、全市一丸となって対応する準備を進めておくこと。</li> <li>・イベントの開催については、8月1日以降も、5,000人以下の制限を継続されることとなった。イベントの主催者や施設管理者に対し、業種別のガイドラインを遵守し、感染予防対策をしっかりと講じていただくことを含め、周知徹底を図ること。</li> </ul>
7月9日	<p><b>第12回感染症対策本部会議 指示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の再流行に備え、これまでの札幌市の対応などについて、北海道とも連携しながら、鋭意、検証作業を進めること。また、例年、秋から冬にかけて発生する、季節性インフルエンザ</li> </ul>

	<p>など、発熱を伴う疾病の流行が想定されることから、適切な医療を提供できる体制の構築を進めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の避難所に係る運営マニュアルについて、感染症対策を強化した改訂を行ったところであり、各局が所管する各種災害対応マニュアルについても、感染症対策を強化した見直しの検討に着手し、近年、甚大化する自然災害に備えること。</li> <li>・7月3日に議決をいただいた緊急対策第4弾の補正予算を踏まえて、感染防止対策に引き続き取り組むとともに、市内経済の回復に向けた取組について、スピード感をもって進めること。</li> </ul>
6月18日	<b>知事、北海道市長会会長、北海道町村会会長との意見交換（Web会議）</b>
6月18日	<b>第11回感染症対策本部会議 指示事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月19日から、北海道におけるロードマップの「ステップ2」に移行することに伴い、経済の活性化と感染拡大防止の両立を目指すこととなる。そのため、あらためて市民一人ひとりに、感染予防対策の徹底を求めていくことが重要になる。「新北海道スタイル」の実践など、感染予防対策と日常生活を両立できるよう、より効果的に市民へ周知する取組を実施すること。</li> <li>・6月10日に議決をいただいた緊急対策第3弾の補正予算の内容について、必要な方に必要な支援が速やかに届くよう事務を進めること。更に、12日に国の2次補正予算が成立したことを踏まえ、札幌市としても緊急対策第4弾となる補正予算を提出したいと考えており、7月上旬に臨時の市議会を招集する予定である。この補正予算の編成に向け、市外や道外との往来が可能なフェーズに移行することを踏まえ、感染拡大防止対策には引き続き取り組みながら、観光需要の回復策など市内経済の回復に向けた取組について検討すること。</li> </ul>
5月30日	<b>第10回感染症対策本部会議 指示事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市有施設の再開にあたっては、感染予防対策を徹底したうえで、各施設の入り口などの分りやすい位置に「新北海道スタイル安心宣言」を掲示するなど、市民が安心して利用できる環境を提供すること。なお、施設の利用にあたり感染リスクが高くなる行為については、引き続き、自粛いただく又は感染対策を徹底していただくことについて、利用する市民の皆さんの協力を求めること。また、感染リスクが比較的高い施設については、6月1日以降も当面休止することとなるが、再開時期は、今後の感染状況や感染対策などを踏まえ、慎重に判断すること。</li> <li>・市が主催する事業、イベントについては、北海道における開催制限基準に準じて、段階的に再開することとし、感染リスクが高くなってしまふ行為は、引き続き、自粛又は感染対策の徹底を図ること</li> </ul>
5月26日	<b>第9回感染症対策本部会議 指示事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの再流行の防止や、再流行の影響を最小限に抑え</li> </ul>

	<p>るためには、感染拡大の兆候をいち早く捉え、市民に発信することが大切であるため、その手法等、北海道と連携して検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回定例市議会に提案している、緊急対策第3弾の取組については、議会の議決を得られた際に、速やかに対策を進められるよう、スピード感をもって事務を進めること。</li> <li>・6月1日以降の外出自粛や休業要請等の取扱いについては、北海道において整理・検討を進めているため、当該内容が決まり次第、市有施設の再開などについて速やかに対応できるよう準備を進めること。</li> <li>・緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルスの脅威は去っておらず、感染症対策を緩和する段階にはないことから、保健所等への職員応援体制を含め、引き続き、市政の重点課題として対応すること。</li> </ul>
5月22日	<p><b>第9回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立幼稚園、学校については、しっかりと感染症対策を行ったうえで、6月1日から再開できるよう、準備を進めることを教育委員会に要請する。また、臨時休業が長期間に及んでいることから、再開にあたっては、段階的に教育活動を行うとともに、子ども達の学習面や健康面に対して全力で取り組むこと。</li> <li>・本日、北海道の緊急事態措置の見直しが行われ、石狩振興局管内における休業要請等が一部解除されることになった。このことを踏まえ、解除対象施設と同種の市有施設については、道の措置が解除される5月25日以降、感染予防対策などの準備が整い次第、再開すること。また、今回は休業が継続して再開を見送った施設についても、今後、国において緊急事態措置が解除される可能性もあることから、再開に向けた準備を進めておくこと。</li> <li>・現在、直面しているクラスター対策などの課題解決に全力を挙げることは言うまでもないが、新型コロナウイルスの再流行による第3波、第4波に備え、第2波の発生を経験した札幌における、その経緯や、その時の取組について、しっかりと分析・検証したうえで、北海道と連携して今後に向けた対応を検討すること。</li> </ul>
5月15日	<p>知事、北海道市長会長、北海道町村会長との連名で緊急メッセージ第3弾</p>
5月15日	<p><b>第8回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関や福祉施設などでクラスターの発生が相次いでいるため、国や道と連携を図りながら、改めて、施設内の感染防止策などの周知徹底を図るとともに、クラスターが発生した場合における支援体制の強化を図ること。</li> <li>・国の専門家会議において、「社会経済活動と感染拡大防止の両立にあたっての基本的考え方」が示され、また、北海道からも、「新北海道スタイル」が提示されるなど、感染終息後の速やかな活動再開を見据えた</li> </ul>

	<p>方針が出された。そのため、緊急事態措置解除後の各種企業や施設の再開を見据え、国が示している業種別ガイドラインなどをもとに、感染予防策をよりわかりやすくまとめたガイドラインの作成について検討すること。また、市立学校や市有施設の感染予防策についても、同様に検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止や医療機関の負担軽減を図るため、PCR 検査体制の拡充を図るとともに、国や北海道と連携し、陽性を早期に確認できる抗原検査など、新たな検査方法の導入を検討すること。また、クラスターの早期把握や感染拡大防止のため、スマートフォン等を用いて陽性者との接触可能性を把握できる手法など、新たな技術の導入を検討すること。</li> </ul>
5月8日	知事、北海道市長会長、北海道町村会長との連名で緊急メッセージ第2弾
5月5日	<p><b>第7回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立幼稚園、学校については、子ども達の健康を守る観点から、5月31日まで臨時休業とするよう教育委員会に要請する。なお、休業中の子ども達の学習面や健康面について、家庭と連携して十分なケアを行うこと。また、不特定多数が利用する市有施設においても、5月31日までの休止を検討すること。</li> <li>・医療機関及び高齢者施設等でクラスター発生が続いているため、国や北海道と連携を図りながら、施設内感染の防止策などについて、より一層の周知を図ること。</li> <li>・医療機関におけるクラスターの発生などにより、残された特定の医療機関に過度な負担が掛かることのないよう、市内の各医療機関や医師会などと連携し、情報共有体制の強化などに取り組むこと。</li> <li>・札幌市における感染症対策については、これまでも大規模な応援体制により全庁一丸となって取り組んでいるが、緊急事態宣言の延長に伴い、対応は長期間に及ぶことが想定されるため、職員ローテーションなどを含めた持続可能な体制を構築すること。</li> </ul>
5月1日	<p><b>第6回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府は緊急事態宣言の延長を検討しているため、その動向に注視し、北海道と連携しながら次の行動に速やかに移行できる体制を整えること。</li> <li>・札幌市の感染拡大状況に鑑み、市立幼稚園、学校について、まずは5月10日まで休業するよう教育委員会に要請する。各学校においては、子ども達の学習や心のケアに関して、各家庭と連携しながら取り組むこと。併せて、不特定多数が利用する市有施設についても、5月10日までの休止を検討すること。</li> <li>・宿泊療養施設については、北海道と協力し、感染防護対策を徹底しながら適切に運営すること。また、陽性患者の早期確認のため、民間検</li> </ul>

	<p>査機関などに協力していただき、PCR 検査体制の強化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部局において、困りごとを抱える市民への支援策を検討すること。また、各種給付金などの支援については、必要な支援を必要な方に一刻も早く届けられるよう事務を進めること。</li> <li>・この難局を乗り越えるためには、札幌市職員が一丸となって感染症対策に取り組む必要がある。そのため、各部局においては、市民生活に著しく支障が生じる業務や遅延が許されない業務以外の業務について、一旦、手を止めてでも、感染症対策の業務を最優先にして取り組むこと。</li> </ul>
4月30日	<b>知事、北海道市長会長、北海道町村会長との連名で緊急メッセージ</b>
4月24日	<p><b>第5回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料品等販売店舗における買い物客の密集による感染リスクを抑えるため、入場制限や消毒、清掃等について、市内の業界団体への協力要請を行うこと。</li> <li>・検査体制の強化と帰国者・接触者外来設置病院の負担軽減を目的に、PCR 検査の検体採取に特化した PCR 検査センターを早急に設置し、迅速な検査体制の整備を図ること。また、入院患者受入体制の強化として、北海道と連携して軽症者等の患者を受け入れる新たな宿泊療養施設の確保を早急に行うこと。</li> <li>・職員の感染防止を徹底するため、在宅勤務や時差出勤、ゴールデンウィークにあたっての休暇取得を促すなど、あらゆる措置を講ずること。また、会話時はマスクの着用を徹底し、「うつさない」、「かからない」という意識を強く持つこと。</li> <li>・緊急事態宣言が終了する5月6日以降の国の動向等を見据え、北海道と連携し、次の行動に速やかに移せる体制を整えること。</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症対策」を最優先に取り組む事項として位置付け、全庁を挙げて集中的に取り組むことが早期収束を果たすためには重要となる。そのため、緊急性の低い業務は当面実施を見合わせるなどの検討を行うこと。</li> </ul>
4月18日	<p><b>第4回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と人との接触機会を減らすなど、感染拡大の影響を低減させる取組について、より一層の検討を進めること。</li> <li>・医療機関の協力を得て、急増する入院患者の病床や医療体制の確保に努めること。また、市内に設置した軽症者の宿泊療養施設について、北海道と協力して更なる確保に努め、運営にあたっては感染防護対策を徹底し、適切に実施すること。</li> <li>・不安を抱える市民に寄り添い、困りごとや不安を解消する取組を進めること。</li> <li>・生活維持に必要な場合を除き、市民に外出自粛を求めることとなるが、</li> </ul>

	混乱を生じさせないように、生活維持に必要な外出例を具体的に示すなど、分かりやすく周知すること。
4月17日	北海道知事と札幌市長の意見交換
4月13日	<b>第3回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立学校については、子ども達の健康を守る観点から、臨時休業するよう教育委員会に要請する。なお、休業期間は、北海道の新型コロナウイルス感染症集中対策期間の終了日である5月6日までとしたい。各学校においては、臨時休業期間が長期になるため、引き続き、子ども達の学びや育ち、心のケアなどに全力で取り組むこと。また、不特定多数が利用する市有施設についても、5月6日まで休止とすること。やむを得ない理由により運営を継続する施設については、これまで以上に感染を予防する手立てを徹底すること。</li> <li>深刻な被害を受けている観光業をはじめとした市内経済に対し、事業継続や雇用維持、さらには感染収束後のV字回復に必要な取組について、国や北海道と連携して進めること。</li> <li>将来の入院患者数の大幅な増加を見据え、先手を打って医療提供体制の充実・強化を図る必要がある。重症者の入院医療の提供に支障をきたす場合には、軽症者については北海道が指定する宿泊施設において療養することとなるが、その枠組みについて、北海道と早急に整理すること。</li> <li>外出自粛による心身の健康を維持するため、家庭でできる健康管理の取組や、感染リスクの低い屋外での活動などについて取りまとめのうえ、周知すること。</li> </ul>
4月12日	北海道知事と札幌市長の意見交換 北海道・札幌市緊急共同宣言
4月10日	<b>第2回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月からリスクの低い施設で開館しているが、感染リスクを一層低くする観点から、休館や一時閉鎖を検討すること。</li> <li>感染拡大の兆しがある場合、北海道と連携して分散登校・一時閉鎖などについて、検討すること。</li> </ul>
4月8日	<b>第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態措置の対象区域を含む、市外からの来札者に対して、2週間の体調管理と不要不急の外出の自粛を要請。周知は、国や北海道と連携し、公共施設や宿泊施設などの協力を得て実施すること。</li> <li>基礎疾患のある方の重症化リスクや陰性確認まで一定の期間がかかることを踏まえ、医療機関の協力を得て、病床と医療体制の確保に努めること。</li> <li>市立学校については、引き続き、学校再開のガイドラインに従って、各学校で感染症対策をしっかりと行ったうえで、教育活動を行うこと。</li> </ul>

	<p>また、各学校において、再開に不安を持つ児童生徒や保護者の方には、その気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。改めて、国の動向等を確認しつつ、北海道と連携し、「感染拡大の兆しが見られる」と判断した場合には、速やかに分散登校や、臨時休業することができるよう準備を進めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1弾の緊急経済対策に係る経費を、4月3日に成立した補正予算に計上したところであるが、必要な支援を必要な方に対して一刻も早く届けられるよう、国の緊急経済対策を踏まえた、第2弾の緊急対策を補正予算案として5月中に議会に提案できるよう、スピード感を持って準備を進めること。</li> </ul>
4月2日	<p><b>第8回感染症対策本部会議 指示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大の防止や、医療提供体制の強化を最優先で取り組みつつ、雇用の維持や、生活に困っている方への支援などセーフティネットの更なる充実を図ること。</li> <li>今後、感染状況や社会・経済情勢を見極めながら、国や道とも歩調を合わせ、追加の補正予算の編成も含め、機動的に取り組むこと。</li> <li>市有施設の開館については、リスク回避のための感染予防対策の徹底を図り、慎重に対応していくこと。</li> <li>市立学校については、札幌市教育委員会の学校再開ガイドラインに従って、各学校で感染予防の対策をしっかりと行ったうえで、再開すること。不安を持つ児童生徒や保護者の方にはその気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。</li> <li>なお、再開後にあっても、感染拡大の兆しが見られた場合には、速やかに分散登校や臨時休業することができるよう準備を進めること。</li> </ul>
3月27日	<p><b>第7回感染症対策本部会議 指示事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市有施設や学校の再開について、各局から報告のあった方向で、4/1以降の再開に向け、適切に準備を進めること。その際には、改めて国の専門家会議の提言や国からの通知等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てをしっかりと徹底し、慎重に対応していくこと。</li> <li>なお、北海道や札幌市において、一定程度感染は抑えられている状況だが、再び感染拡大の兆しが見られた場合は、感染リスクの低い活動も含めて停止することを考えなくてはならない。関係者と情報共有、意思疎通を図り、市民の皆様に混乱が生じないように、徹底した対策を行うこと。</li> <li>経済観光局が実施した調査について、2月の調査ではあったが、3月まで推計した影響額は非常に大きいものである。経済のセーフティネットの充実、また、相談体制、医療体制の強化など更なる感染症対策や、喫緊の対応での補正予算の編成を早急に行い対応すること。</li> <li>引き続き経済活動の把握に努めるとともに、今後、感染の終息が見受</li> </ul>

	<p>けられる場合に備え、速やかな経済活動の回復に努めた取組が実施できるよう検討を進めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者・感染者とその家族などに対する偏見や差別について、先ほど、医師会の松家会長からも要望をいただいたとおり、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族、そして感染者、濃厚接触者などに対する偏見や差別に繋がる行為が見受けられるところである。これは大変、残念なことであり、決して許されるものではない。</li> <li>・医療従事者は休暇もなく働いていることから、その皆様には感謝をしなければならず、多くの市民の皆様にはご理解を頂きたい。</li> <li>・関係部局において、医療従事者や患者等に寄り添ったきめ細やかな周知を、学校や保育園を通じて徹底して行うこと。</li> <li>・市民と事業者の皆様には、引き続き、「換気の悪い密閉空間」での行動、「人が密集している」ところでの行動、「近距離での会話や発声が行われる場所」での行動、この3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛をお願いする。</li> <li>・「かからない、うつさない、なやまない」の3つを念頭に、感染予防に努めていただきたい。</li> <li>・特に、ここ最近では海外渡航歴がある方の感染が確認されていることから、渡航歴のある方は、帰国後2週間はできるだけ人との接触を避け、症状が出るなど何らかの状況変化がある方は、札幌市の相談窓口まで連絡するようお願いする。</li> <li>・加えて、4月は道外・道内を含めて転出入の多い時期である。区役所において、転入した方々へ感染予防に関するパンフレットを配布しているところであるが、市民の皆様一人一人が予防に留意し、何か不安を感じる方は、札幌市の相談窓口までご連絡をお願いしたい。</li> </ul>
3月23日	<p><b>第6回感染症対策本部会議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、市有施設の休館等について、当面、3/31までとしているが、国の専門家会議の提言等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てを徹底したうえで、リスクの低い活動や施設の4月以降の再開に向けた検討を行うこと。なお、検討にあたっては、提言にある対策例などを参考にするとともに、市民生活に混乱が生じないように、準備をすること。</li> <li>・本市の感染状況について、感染者の拡大は一定程度持ちこたえているものの、新たな感染者が確認されている状況であることから、なお予断を許さない状況が継続している。また、飲食業や観光業などの経済活動に深刻な影響が発生している。このような状況を踏まえ、関連部局における感染症対策の体制強化を引き続き行うことや、経済への影響に対するセーフティネットの充実について、補正予算の編成を含めて対応の一層の強化を検討すること。</li> <li>・市民生活や経済に影響が出始めている状況を踏まえ、市税や各種保険</li> </ul>



	料、公共料金等の徴収や納付、支払いの猶予等について柔軟な対応を検討するとともに、市民への周知を図ること
3月20日	<b>北海道知事と札幌市長の意見交換</b> ・感染対策・医療体制、経済支援策など協議。今後の連携を確認。
3月17日	<b>第5回感染症対策本部会議 指示事項</b> ・市有施設の休館、不特定多数の方が参加される市主催のイベントの自粛期間について、当面、3/31まで延長する方向で検討すること。また、札幌市以外が主催するイベント等については、参加者や運営者等関係者の安全を最大限に配慮して開催の検討を主催者に依頼してきたが、引き続き、依頼することを検討すること。 ・3/19頃に国の専門家会議の見解、またこれを受けた北海道の対応が出てくるのが想定され、状況を踏まえて歩調を合わせていく必要があることから、北海道と十分に情報共有をして柔軟対応をすること。 ・経済の関連で、様々な影響が想定されることから引き続きセーフティネットの充実などを検討すること。 ・市民がとるべき行動について正しい理解を促すため、より分かりやすく情報を提供すること。 ・感染ルートはほぼ把握できているものの、感染者が増加している状況を踏まえて、疫学調査、検査、医療体制について医療機関の協力を得ながら一層の強化に取り組むこと。 ・市民には、かからない、うつさない、なやまない、この3点について願う。・職員にも、引き続き毎日の検温の実施など健康管理に十分留意し、石けん等による手洗いや換気など、今一度感染防止に向けた対応の徹底を願う。 ・感染症による市民生活への影響も大きく出ている。これを一日も早く終息させ、日常を取り戻せるように全庁を挙げて取り組んでいくよう願う。
3月6日	道対策チームヘリエゾン派遣（保健所・危機管理対策室（3/11～））
3月3日	札幌市感染症対策室設置
2月29日	<b>第4回感染症対策本部会議 指示事項</b> ・区役所など窓口がある職場については、来庁せずに手続きができるよう検討。申請期限があるものは、期限延長も検討。 ・不特定多数の者が集まる市有施設は、さらに一部利用制限、又は休館を検討。 ・北海道とも連携し、市内企業への経済的な影響についてきめ細かに把握した上で、セーフティネットの充実等、国への必要な要請・要望について検討する。 ・全職員が毎朝及び毎晩に検温を実施すること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理監督者は、今まで以上に職員の健康管理に留意すること。体調が悪い職員が出た場合には、遅滞なく職員を休ませるなど事務体制を整え、市民生活に影響がないようにすること。</li> <li>・救急体制、清掃事業、上下水道などライフライン事業など、市民生活に直結するものが中断することがないように、特に注意すること。</li> </ul>
2月22日	<b>第3回感染症対策本部会議 指示事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市主催の不特定多数の者が集まるイベントについて、当面3週間程度(2/23~3/15)、原則中止または延期とする。</li> </ul>
2月18日	<b>第2回感染症対策本部会議 指示事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症防止対策の徹底、医療体制及び検査体制の充実、BCPに基づいた対応構築</li> </ul>
2020年 1月30日	<b>第1回感染症対策本部会議</b>

## (2) 相談・検査・医療提供体制等

### ①相談件数 (5/6 現在)

- ・救急安心センター【#7119】(累計)：175,640件【前週比+6,005】
- ・一般相談【011-632-4567】(累計)：132,023件【前週比+2,504】

### ②検査件数 (5/6 現在)

- ・総検査数 298,381 検体【前週比+13,270】

### ③検査体制

- ・11月19日 検査体制の更なる強化のため第2PCR検査センターを設置
- ・7月23日 すすきの地区を対象とした臨時PCR検査センターを設置
- ・5月1日 PCR検査の検体採取に特化したPCR検査センターを設置

### ④ 医療提供体制等

- ・11月20日 宿泊療養施設「ホテルフォルツァ札幌駅前」の患者受け入れ開始
- ・11月13日 宿泊療養施設「東横INNすすきの交差点」の患者受け入れ開始
- ・11月2日 インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症への感染疑い事例に対応するため発熱外来を開始
- ・7月31日 宿泊療養施設「リッチモンドホテル札幌駅前」を閉鎖
- ・6月30日 宿泊療養施設「東横INN札幌すすきの南」を閉鎖
- ・5月1日 宿泊療養施設「アパホテル&リゾート〈札幌〉」の患者受け入れ開始
- ・4月29日 宿泊療養施設「リッチモンドホテル札幌駅前」の患者受け入れ開始
- ・4月20日 宿泊療養施設「東横INN札幌すすきの南」の患者受け入れ開始

## (3) 産業振興

### ①市内中小企業 (相談状況) (4/27 現在)

- ・既存の相談 (経営相談・融資対象認定等)【1/29～】  
相談件数 (累計) ※：30,046件【前週比+125】(来所 6,904件、電話 23,142件)  
※札幌中小企業支援センター内の相談窓口
- ・機能拡充部分 (融資申請サポート、税・感染予防相談)【4/20～】  
相談件数 (累計)：7,508件【前週比+30】(来所 7,331件、電話 177件)
- ・機能拡充部分 (雇用調整助成金等申請サポート、テレワーク導入等)【5/11～】  
相談件数 (累計)：7,490件【前週比+30】(来所 2,815件、電話 4,675件)

	既存の相談 (経営相談・融資対 象認定等)		機能拡充部分 (融資申請サポート、 税、感染予防相談)		機能拡充部分 (雇用調整助成金等 申請サポート、テレ ワーク導入等)		合計
	来所	電話	来所	電話	来所	電話	
R2.2月	38	82	0	0	0	0	120
3月	1,347	1,991	0	0	0	0	3,338
4月	2,372	3,051	30	22	0	0	5,475
5月	1,969	3,801	855	5	400	713	7,743
6月	584	1,860	890	7	345	511	4,197
7月	206	1,346	699	11	168	278	2,708
8月	57	1,233	547	9	134	266	2,246
9月	34	1,403	629	5	163	367	2,601
10月	26	1,369	531	13	249	431	2,619
11月	63	1,351	506	50	259	405	2,634
12月	61	1,186	615	19	150	452	2,483
R3.1月	30	1,481	293	10	601	584	2,999
2月	31	1,195	507	5	97	390	2,225
3月	65	1,295	1,171	14	209	202	2,956
合計	6,883	22,644	7,273	170	2,775	4,599	44,344

②融資制度 (4/27 現在)

認定件数 (累計) : 24,736 件【前週比+53】

【業種】飲食業 2,966 件、小売業 3,247 件、建設業 5,763 件、運輸業 751 件、製造業 925 件、電気・ガス・熱供給・水道業 302 件、保険業 112 件、卸売業 1,282 件、不動産業 1,702 件、宿泊業 196 件、医療・福祉 1,308 件、情報通信業 459 件、教育・学習支援業 127 件、サービス業 5,587 件、林業・鉱業 9 件

※その他

- 5/12～5/26 札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、実態調査を実施 (結果は 6 月に公表済み)
- 5/11 事業者向けワンストップ相談窓口サテライトオフィスを開設
- 5/1 新型コロナウイルス感染症に関する市内事業者向け国・道・市の主な支援策まとめサイトを市公式 HP に公開
- 4/20 事業者向けワンストップ相談窓口を開設
- 4/15 経済団体等 9 団体と市長・3 副市長による緊急懇談を実施
- 3/31 札幌商工会議所、岩田会頭から市長へ要望書の提出がなされた。
- 3/16 民主商工会 札幌市内各支部から経済観光局に要望書の提出がなさ

れた。

- 3/9～3/17 札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、緊急調査を実施し、3/27の感染症対策本部会議にて結果公表
- 3/6 市内宿泊事業者への影響について、北海道と連携してアンケート調査を実施し、3/16に結果公表

	延べ宿泊者数の減少数	影響額(観光消費の減少額)
北海道	約 900 万人泊	約 3,000 億円
うち札幌市	約 350 万人泊	約 1,200 億円

※3/1時点と同程度の影響が6月まで継続した場合の試算

- 3/4 自宅でも利用可能なサービス提供等を提供する市内事業者等を案内する市公式HPを公開(令和2年度末をもって公開終了)

#### (4) 教育関連施設

- 6/12 少人数短時間登校(園)日設定期間終了
- 6/1 園・学校を再開。6月12日までは少人数短時間登校(園)日を設定
- ～5/31 特定警戒都道府県指定(緊急事態宣言)の期間延長を受け、市立幼稚園及び学校における臨時休業期間の延長を実施
- ※園・学校を再開した場合に少人数短時間登校(園)日を設定(6/1～12)することについて、市立幼稚園及び学校に実施要領を通知
- 4/22～5/6 特定警戒都道府県指定(緊急事態宣言)を受け、市立幼稚園における一斉臨時休業を実施
- ※各市立幼稚園・学校において、電話等により児童生徒の学習状況及び幼児児童生徒の心身の状況把握を実施(4/27～5/1)
- 4/14～5/6 北海道・札幌市緊急共同宣言を受け、市立学校における一斉臨時休業を実施
- ※新琴似緑小学校において、給食調理員の感染が確認され、当該校の臨時休業を実施(4/13～22)。新琴似緑小に在籍し、他校へ通級する児童については、4/13から指導休止
- ※臨時休業中の学習支援として、教育委員会が作成する学習課題及び学習課題サポート動画を札幌市公式ホームページに掲載するなどして、全児童生徒に提供(毎週木曜日更新)

○市立学校における臨時休業等措置状況

別紙1「市立学校における臨時休業等措置状況」のとおり

#### (5) 地下鉄・市電

- 4/15～ 市立学校等の一斉休業を受け、通学定期券払い戻しの特例措置を再度実施(手数料免除、定期券の内容により最終登校日まで遡及して払い戻し、受付期間は当面の間とする。)

- 3/18～ 地下鉄の車内混雑状況を交通局 HP にて公表（毎週水曜日更新）
- 2/29 通学定期券の払い戻し（手数料免除、定期券の内容により休業開始日の前日まで遡及して払い戻し、3/31 受付終了）
- 3/3～ 地下鉄・市電の全車両の換気を実施（当分の間継続実施）
- 3/2～ 地下鉄・市電の全車両の消毒を実施（当分の間継続実施）

### 3 市民・企業への呼びかけ

#### ○市長

- ・市民の皆さまへのビデオメッセージを发出  
(2020/4/24、4/28、5/5、6/1)
- ・市民の皆さまへのメッセージを发出  
(2020/2/22、3/1、3/18、3/30、4/3、4/9、4/14、4/18、5/6、5/15、5/22、5/26、5/30、6/18、7/9、7/28、8/6、8/27、9/16、10/23、10/29、11/7、11/17、11/26、12/4、12/11、12/25、2021/1/8、1/15、2/15、3/8、3/19、3/26、4/2、4/12、4/16、4/23、5/2、5/5)

#### ○総務局

##### 【2021年】

- 3/19～3/21 3月19日～21日の新聞紙面において、感染予防を呼びかける新聞広告を掲載
- 2/18 市内ドコモショップに対し、感染症予防啓発ポスターの掲出を依頼（順次掲出）

##### 【2020年】

- 12/26～3/29 札幌駅前通地下歩行空間の柱において、感染症予防啓発物を掲出
- 12/25～3/19 感染症予防啓発に係るテレビCMの放映を実施（12/25～1/11及び1/29～2/7）。その他、12月26日・29日・1月4日の北海道新聞朝刊において予防啓発に係る広告を掲載したほか、屋外広告などで予防啓発を順次実施した
- 11/13～ 地下鉄中吊り広告に、感染症予防啓発のポスターを掲出
- 11/13～3/31 各地下鉄駅ホーム柵に、感染症予防啓発のポスターを掲出
- 11/13～3/30 すすきの駅構内において、会食時の注意を呼び掛ける広報物を掲出した（～1/14）ほか、随時予防啓発ポスターを掲出
- 11/13～3/28 WEB広告において予防啓発を実施
- 11/12～1/14 ススキノラフィラ解体工事における仮囲いに、会食時の注意を呼び掛ける広報物を掲出
- 3/9 来庁せずにできる手続き、期限と延長する手続きについて市公式HPのトップページに掲載
- 2/25 札幌市菊水分庁舎に出入りする業者（21社）に対して、マスク着用や体調管理徹底などの協力を依頼

#### ○まちづくり政策局

##### 【2021年】

- 4/26 市内各大学及び短期大学とのオンライン会議を実施し、感染状況に関する情報提供や、各大学・短期大学で実施している感染症対策等の意見交

換を実施

- 4/23 市内各大学及び短期大学に対し、「新型コロナウイルス感染症対策に係る要請」を送付
- 3/25 市内大学生より要望書手交
- 3/18 市内各大学及び短期大学に対し、道作成の普及啓発資材をメールで周知（道からの依頼）
- 3/16 市内専修学校及び各種学校に対し、新入生向け感染対策リーフレットを周知（道へ依頼）
- 3/11 市内各大学及び短期大学に対し、在校生向け感染対策リーフレットをメールで周知
- 3/8、3/15、3/16 市公式ツイッターにおいて、大学生向け感染対策を周知
- 3/8 札幌大学の学生との意見交換を実施（オンライン）
- 3/8 国・札幌市と市内大学生との意見交換会を実施
- 2/28 在校生向けの感染対策リーフレットを掲載した市ホームページのQRコードを、「超まちフェス」で掲示
- 2/24、3/12 新入生向けの感染対策リーフレットを作成、郵送（第1弾：札幌医大 240部）第2弾：札幌保健医療大 180部、天使大 250部、東海大 450部、武蔵女子短大 350部。この他の大学には、電子データにより周知）
- 2/2 市内各大学及び短期大学に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼（道市連名）
- 1/15 市内大学及び短期大学に対し、感染対策事例集を送付
- 1/13 「ほっかいどう若者応援プロジェクト」実行委員会（事務局：連合北海道札幌地区連合）主催の学生向け食料支援事業への後援名義使用を承認

#### 【2020年】

- 11/19 市内大学及び短期大学に対し、市公式ツイッターの学生への周知と、ツイッターへのフォローを依頼
  - 8/20、10/16 市内大学及び短期大学、各専修学校及び各種学校に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼（道・市連名）
  - 5/8 市内関係大学（8大学）に対し、PCR検査実施体制強化に関する協力・調査依頼文を送付、このうち2大学より検査協力可能との回答あり（5/18）。
  - 3/3、3/27、4/8 市内各大学及び短期大学（17大学）に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼（道・市連名）
- ※このほか、道庁より各大学・短期大学・各専修・各種学校あてに通知（2020/4/20、5/6、5/15、5/22、5/25、5/29、8/7、10/7、11/9、11/18、11/27、12/11、12/25、2021/2/19、3/25）



○財政局

【2021年】

- 2/24 「令和3年度個人市民税・道民税（住民税）の申告期限の延長について」（市公式HPに申告期限の延長に関するページを掲載）
- 2/3 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税の猶予について」（市公式HPに徴収猶予の特例制度の期間満了に関するページを掲載）

【2020年】

- 5/12 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税の猶予について」（市公式HPに徴収猶予の特例制度に関するページを掲載）
- 4/28 「新型コロナウイルス感染症に伴う市税の取り扱い」（市公式HPに市税の取り扱いについて特設ページを掲載）
- 4/22 「新型コロナウイルス感染症の影響による法人市民税等の申告・納付等の期限延長について」（市公式HPに法人市民税等の期限延長手続き等について掲載）
- 4/20 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による固定資産価格等の縦覧期間延長について」（市公式HPに縦覧期間延長について掲載）
- 4/17 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における工事及び業務に係る契約上の対応について」（市公式HPに契約上の対応に関するお知らせを掲載）
- 4/10 「夜間電話納税相談と市民税・道民税（個人住民税）申告書に係る提出期限の取扱いについて（新型コロナウイルス感染症の影響関係）」（報道発表、市公式HP掲載）
- 4/9 「軽自動車税（種別割）の減免申請について」（市税HPに郵送での申請受付を掲載）
- 3/24 「令和2年度の固定資産評価証明の郵送による請求手続きの活用について」（不動産業界団体へ向けた市税証明（評価証明）の郵送請求活用依頼）
- 3/10 「新型コロナウイルスの感染拡大防止について」（市税HPでの感染予防の呼びかけ、郵送や電話による手続きや相談の推奨）
- 3/5 「新型コロナウイルス感染の拡大防止に向けた物品・役務契約の取扱いについて」（市公式HPに入札方法に関するお知らせを掲載）
- 2/25 「個人住民税の申告における新型コロナウイルスの感染防止について」（市公式HPでの感染予防の呼びかけ及び郵送申告の推奨）

○市民文化局

【2020年】

- 7/5 「札幌市の地域活動ガイドライン」を市公式HPに掲載し、町内会・自

治会長へ周知

- 4/21 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた町内会・自治会行事等の実施に係る留意点について市公式 HP に掲載
- 3/10 新型コロナウイルスに乗じた詐欺の手口と対策について市公式 HP に掲載
- 2/21～ 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する相談(90件(11/24時点))を受けているため、市公式 HP で注意喚起を掲載

## ○保健福祉局

### 【2020年】

- 6/19 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約 124,000 通発送した。
- 6/12 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約 63,000 通発送した。
- 6/11 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料の減免について、専用のコールセンターを設置するとともに、市公式 HP に掲載
- 6/4～ 各おとしより憩の家…運営自粛要請を 6/19 に解除するが、「憩の家運営ガイドライン」により、運営の再開に当たって整えていただきたい感染対策の具体例を周知するとともに、感染リスクの高い活動の自粛を要請（各区保健福祉課から通知）
- 6/1～ 各单位老人クラブ…感染リスクの高い活動について、当面の間の自粛を要請（各区保健福祉課から通知）
  - 5/1 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関して定める改正国民健康保険条例を施行。同日、傷病手当金制度について市公式 HP に掲載
  - 5/1 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料の免除の臨時特例措置について、同日、市公式 HP に掲載
- 4/20 住居確保給付金の対象者が拡大されたことを市公式 HP に掲載。  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職または廃業と同程度の状況に至っている方も対象となる。
- 3/12 国民年金保険料の免除申請について郵送対応可能である旨を市公式 HP に掲載
- 3/11 子ども医療費助成、重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の申請・届出の一部について郵送対応可能である旨を市公式 HP に掲載

- 3/9 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の請求・届出について郵送対応可とした。
- 2/26～ 各おとしより憩いの家…開館可否の検討を依頼(各区保健福祉課から通知)
- 2/25～ 各単位老人クラブ…イベント開催可否の検討を依頼(各区保健福祉課経由により、上記札老連あて通知を参考送付)
- 2/25 (一社)札幌市老人クラブ連合会…イベント開催可否の検討を依頼
- 1/29 局内各部所管社会福祉施設…社会福祉施設等における感染症対策について  
※このほか、国の通知に合わせ、各社会福祉施設へ随時注意喚起を実施

## ○子ども未来局

### 【2021年】

- 4/23 認可保育施設等へ、職員への注意喚起を促す「新型コロナウイルス関連情報(第2号)」及び保護者向けお知らせ文書の周知を依頼
- 4/19 「新型コロナウイルス関連情報(第1号)」を発行し、認可保育施設等へ情報提供
- 4/16 児童会館・ミニ児童会館における一部事業の休止等について、指定管理者及び市内小中学校長、施設を通じて利用者へ通知
- 4/14 認可保育施設等へ、新型コロナウイルス感染症に関する医療従事者等への差別・偏見防止啓発ポスターの掲示について依頼
- 4/6 札幌市における感染状況に関する情報提供及びそれに伴う感染防止の徹底について、指定管理者へ通知
- 4/2 認可保育施設等へ、新型コロナウイルス感染対策に係る対応チェックリストを送付。併せて、保育所等における感染者の発生状況等を情報提供。
- 3/31 児童会館における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、指定管理者へ通知
- 3/2 認可保育施設等へ、新年度の保育所等新規利用者に対する新型コロナウイルス感染予防策の周知・説明について依頼
- 2/18 児童会館・放課後児童クラブ利用者等に対する新型コロナウイルス感染予防策の周知について、指定管理者及び放課後児童クラブ運営事業者へ通知

### 【2020年】

- 11/27 児童会館における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、指定管理者へ通知
- 11/18 児童会館及び認可保育施設等における新型コロナウイルス感染症対策の強化(感染リスク回避の徹底)について、指定管理者及び施設へ通知
- 11/9 新型コロナウイルス感染症に係る北海道の警戒ステージ変更に伴う感染防止対策への協力について、児童会館・認可保育施設等の指定管理者

や施設を通じて保護者へ周知

- 11/2 保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にあたり、改めて保護者に協力いただきたい事項等を整理の上、施設を通じて保護者へ周知
- 10/28 新型コロナウイルス感染症に係る北海道の警戒ステージ変更に伴う児童会館・認可保育施設等の対応等について、指定管理者・施設を通じて保護者へ周知
- 9/14 新型コロナウイルス感染症発生時の児童会館等の取扱いの変更内容について、保護者へ周知
- 7/14 新型コロナウイルス感染症発生時の児童会館等の取扱いについて、保護者へ周知
- 6/10 市内学校の通常授業再開に合わせた児童会館・ミニ児童会館での事業の取扱いについて、指定管理者を通じて保護者へ周知
- 5/27 小学校の少人数短時間登校日の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- 5/1 小学校の臨時休校延長時の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、4/14 以降の取り扱い継続及び利用児童不在日時の閉館等について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- 4/22 認可保育施設等へ、北海道の緊急事態措置を受け、4/23 からの仕事を休んで家にいることが可能な保護者の登園自粛の要請と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
- 4/13 市内小学校の4/14からの全校休校に伴い、児童会館・ミニ児童会館の児童クラブ運営時間変更の連絡と併せ、可能な限りの家庭保育の協力依頼について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- 4/13 認可保育施設等へ、北海道・札幌市緊急共同宣言を踏まえ、引き続き可能な限りの家庭保育と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
- 3/27 認可保育施設、放課後児童クラブ運営事業者等へ、札幌市医師会からの要望を踏まえ、医療従事者の家族等に対する偏見や差別防止にかかる配慮を依頼
- 3/9 児童手当・児童扶養手当・災害遺児手当の請求・届出及び認可保育所等の入所申請等について郵送対応可としたほか、ひとり親家庭自立支援給付金等の手続き期限を5/29まで一部延長
- 3/5 一時預かり事業の実施施設へ、事業の継続的な実施を依頼

## ○経済観光局

【2021年】

- 4/26 札幌市内における「ゴールデンウィーク特別対策」措置決定に伴う市内事業者への周知について

- 4/16 札幌市内における北海道の警戒ステージ4相当の協力要請の延長に伴う市内事業者への周知について
- 3/29 札幌市内における北海道警戒ステージ4相当の感染状況に伴うお知らせについて
- 3/8 北海道内における「集中対策期間」の終了に伴うお知らせについて
- 2/26 札幌市内の飲食店等における営業時間短縮要請の解除及び「集中対策期間」に伴うお知らせについて
- 2/15 北海道の新型コロナウイルス感染症感染防止に係る「集中対策期間」に伴う市内事業者の皆さまへのお願いについて
- 1/15 新型コロナウイルス感染拡大に伴う「集中対策期間」再延長に係るお知らせについて
- 1/8 1都3県を対象とした緊急事態宣言の発令に伴うお知らせについて

【2020年】

- 12/25 北海道の「集中対策期間」における新型コロナウイルス感染症感染防止策の変更に伴うお知らせについて
- 12/11 新型コロナウイルス感染拡大に伴う「集中対策期間」再延長に係るお知らせについて
- 11/27 新型コロナウイルス感染拡大に伴う「集中対策期間」延長に係るお知らせについて
- 11/18 北海道警戒ステージ「ステージ4」相当の感染状況について、関係団体への周知の協力要請
- 11/9 北海道警戒ステージ「ステージ3」への移行及びすすきの地区における営業時間短縮等について、関係団体への周知の協力要請
- 10/29 北海道警戒ステージ「ステージ2」への移行について、関係団体への周知の協力要請
- 8/7 新北海道スタイル集中対策期間の感染拡大防止の実施について、関係団体への周知の協力要請
- 6/19 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの定着等について、関係団体への周知の協力要請
- 6/4 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組むコールセンター企業への補助金を創設
- 6/1 新型コロナウイルス感染症対策に対する基本方針について、関係団体への周知の協力要請
- 5/7 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等について、関係団体への周知の協力要請
- 5/7 コールセンター関連企業へ新型コロナウイルス感染防止の取組徹底等について協力要請
- 5/7 ホームセンター事業者へ、新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組実施について協力要請

- 4/24 商店街及びスーパー関係団体へ新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について配慮要請
- 4/23 北海道による緊急事態措置及び「(仮称)休業協力・感染リスク低減支援金」について、関係団体へ周知の協力要請
- 4/20 緊急事態宣言対象区域に北海道が含まれたことを踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
- 4/9 国の緊急事態宣言及び本部長指示を踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
- 3/27 人事異動等の時期を迎えたことを考慮し、関係団体へ感染防止について協力要請
- 3/9 ライバー従業員の感染確認に伴う関係団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請
- 3/3 各経済団体及び業界団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請(札幌商工会議所には秋元市長から会頭へ要請書手交)
- 2/27 各経済団体及び業界団体へ従業員の休暇取得環境の整備について配慮の要請(札幌商工会議所には専務理事に対し、村山局長から要請書手交)
- 1/30 中央卸売市場場内事業者に新型コロナウイルス感染症への対応について通知を発送(1/30以降適宜)

## ○環境局

### 【2020年】

- 11/12 新型コロナウイルス感染症により自宅療養される方や、感染の疑いのある方等がいる場合のごみの排出方法(「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「雑がみ」は燃やせるごみ、「びん・缶」「スプレー缶・カセットボンベ」「ライター」「筒型乾電池」は念のため家庭で1週間程度保管のうえ排出、唾液等のついたペットボトル等は2重袋で排出、大型ごみは自宅療養終了後に排出)を市公式HPに記載。
- 7/9 大型ごみ収集センター受付時間を、7月10日より通常時間(9:00~16:30)に変更することを市公式HPに掲載。
- 5/19 大型ごみ収集センター受付時間の短縮(5月21日開始、9:00~16:30を10:00~16:30に変更)について、市公式HPに掲載
- 5/13 「事業所におけるごみ、廃棄物の取扱い等について」、「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を市公式HPに掲載
- 5/8 新型コロナウイルスの感染疑いのある方またはその家族がいる場合の「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「雑がみ」については、燃やせるごみとして排出すること、また「びん・缶」「スプレー缶・カセットボンベ」「ライター」「筒型乾電池」については、念のため家庭で1週間程度保管のうえ排出するよう市公式HPに記載
- 5/8 家庭ごみ収集について、直営収集の作業員用マスクを配備。委託収集

- の受託者に、マスク着用に係る協力を要請して、各社が着用を開始。  
新型コロナウイルス感染症に係る作業中のマスクの着用について周知  
4/30、5/1、11/11 使用済みマスクなどの廃棄について（2重袋での排出及びごみ捨て後の手洗いの徹底）市公式 HP 等に掲載  
3/9 使用済みマスクなどの廃棄について（飛散防止のためごみ袋の封の徹底）市公式 HP に掲載

## ○建設局

### 【2021 年】

- 3/17 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて、占用期間を再延長する旨を市公式 HP に掲載

### 【2020 年】

- 11/18 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて、占用期間を延長する旨を市公式 HP に掲載  
7/7 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて市公式 HP に掲載  
5/30 ていねプールの営業中止について市公式 HP に掲載  
5/15 新型コロナウイルス感染症の対応に伴う道路占用料等の取扱いについて市公式 HP に掲載  
4/16 円山公園、平岡公園における花見期間の一部立入制限について市公式 HP に掲載  
4/8 中島公園におけるイベント利用受付の一時中止について市公式 HP に掲載  
3/27 円山公園、平岡公園の花見期間について宴会利用の自粛要請を市公式 HP に掲載  
3/5 道路維持除雪共同企業体等に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等について」の依頼文により適切な措置を講じるよう依頼

## ○都市局

### 【2020 年】

- 4/23 解雇等により社員寮・社宅等の住宅から退去を余儀なくされた方へ、市営住宅を提供することとし、本件について市都市局 HP に掲載  
3/11 来庁せずにできる手続き（郵送等により申請等が可能な手続き）がある旨を市都市局 HP に掲載

## ○水道局

### 【2020 年】

- 3/24 市民に対し市水道局 HP にて、新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金のお支払いの相談窓口について周知
- 3/2 市民に対し市水道局 HP にて、感染症に関連した水道水の安全性について呼びかけ

#### ○交通局

##### 【2020 年】

- 3/7～ ポラリス車内での啓発に食事会等の自粛要請（広報課作成）を追加
- 3/4～ 路面電車停留場での啓発に食事会等の自粛要請（広報課作成）を追加
- 2/27～ 新型コロナウイルス Q&A ポスター掲示
- 2/8～ 予防啓発ポスターの掲示
- 2/3～ 外国人旅行者向けコールセンター設置チラシ掲示（英中韓）
- 1/31～ 大通駅地下 1 階柱・デジタルサイネージ（スノービジョン）での啓発
- 1/30～ 駅構内放送、ホーム天井設置・旅客案内表示器（LED）によるテロップ表示
- 1/30～ 路面電車停留場とポラリス車内での啓発

#### ○消防局

##### 【2020 年】

- 3/6 来庁せずにできる手続きについて市消防局 HP に掲載

#### ○病院局

##### 【2020 年】

- 3/23 新型コロナウイルス等、院内感染防止の更なる対策強化のため、市立札幌病院における面会を、原則禁止から全面的に禁止に変更する旨同院 HP に掲載
- 3/13 市立札幌病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、市立札幌病院 HP に掲載



## 市立学校における臨時休業等措置状況（2021. 5. 7 現在）

学校	感染者	措置内容	措置期間
八条中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	5/6～5/14
山の手南小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	5/6～5/12
真駒内公園小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業 (2 学級) 濃厚接触者を出席停止	5/5～5/12
美園小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	5/4～5/14
しらかば台小学校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	5/3～5/11
平岡南小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	5/2～5/12
開成小学校	教職員 1 名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/2～5/14
札幌小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/2～5/12
伏古北小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業	5/2～5/12
中央小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/2～5/7
北辰中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/1～5/11
札幌北小学校	教職員 1 名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/1～5/12
菊水小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	5/1～5/11
藻岩小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	4/30～5/11
もみじ台中学校	生徒 1 名	①在籍学級を臨時休業 ②濃厚接触者を出席停止	①4/30～5/7 ②4/30～5/6
伏古北小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	4/29～5/11
西園小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	4/29～5/10
苗穂小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	4/29～5/5
伏古北小学校	教職員 1 名	①担当学級を臨時休業 ②濃厚接触者を出席停止	①4/28～5/7 ②4/28～5/7, 5/8
新琴似北小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	4/27～5/7
北光小学校	教職員 1 名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	4/27～5/7
幌南小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	4/26～5/6
手稲山口小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	4/26～5/7
平岸高校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	4/26～5/6
栄北小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業 (2 学級)	4/25～5/7
柏中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	4/25～5/6
手稲鉄北小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	4/25～5/6
北辰中学校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	4/24～5/5
札幌小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	4/24～5/5
西園小学校	児童 6 名	感染者の増加により 2 学級を臨時休業	4/23
伏古北小学校	教職員 1 名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	4/23～5/5

学校	感染者	措置内容	措置期間
美香保小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/23～4/30
平岡中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	4/22～5/5
明園小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/21～5/3
北の沢小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	4/21～4/30
西園小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	4/21～4/30
手稲山口小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/21～4/30
平岸高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	4/19～4/29
柏中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	4/19～4/29
清田高校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	4/16～4/24
宮の森小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/16～4/27
札幌北中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	4/16～4/26
伏見小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/13～4/23
幌東中学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	4/10～4/22
川北小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/10～4/21
平岡中学校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	4/9～4/20
美香保中学校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	4/9～4/20
幌東中学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	4/9～4/19
真駒内中学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	4/7～4/15
資生館小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/1～4/8
藻岩小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	3/31～4/5, 4/6
石山東小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	3/31～4/5
八条中学校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	3/30～4/9, 4/10
鴻城小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	3/29～4/8
鴻城小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	3/26～4/5
藻岩小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	3/25～4/2
琴似中央小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	3/23～3/31
藤野中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	3/22～3/29
大倉山小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	3/20～3/31
新琴似西小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	3/13～3/25
光陽中学校	生徒2名	①在籍学級を臨時休業 ②濃厚接触者を出席停止	①3/13～3/26 ②3/13～3/25
ノホロの丘小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	3/11～3/23
本通小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	3/6～3/17
駒岡小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業	2/22～3/5
和光小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	2/22～3/5
福井野中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	2/22～3/5
新川高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	2/20～3/4
啓北商業高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	2/18～2/19
旭丘高校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	2/17～3/1
南の沢小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	2/17～2/24

学校	感染者	措置内容	措置期間
元町中学校	関係者1名	濃厚接触者を出席停止	2/16～2/23
北栄中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	2/13～2/24
西野中学校	生徒2名	在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止	2/12～2/23
あやめ野中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	2/11～2/22
手稲中央幼稚園	教職員1名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	2/10～2/19
緑丘小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	2/8～2/15
新川高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	2/6～2/17
新光小学校	児童1名	濃厚接触者を出席停止	2/5～2/17
光陽小学校	児童2名	①在籍学級を臨時休業 (2学級) ②濃厚接触者を出席停止	①2/5～2/12, 2/16 ②2/5～2/12, 2/16
新琴似小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	2/5～2/17
和光小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	2/5～2/17
栄小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	2/4～2/16
みどり小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止	2/4～2/12
光陽中学校	生徒2名	①在籍学級を臨時休業 (2学級) ②濃厚接触者を出席停止	①2/3～2/12 ②2/3～2/13
西宮の沢小	児童1名	在籍学級を臨時休業	2/2～2/12
屯田北中学校	生徒1名	①在籍学級を臨時休業 ②濃厚接触者を出席停止	①2/1～2/12 ②2/1～2/11, 12, 13
新川小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	2/1～2/12
光陽中学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	1/31～2/10、2/11
平岸高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	1/29～2/6
開成中等教育学校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	1/28～2/4、2/5
大通高校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	1/28～2/4、2/5
福住小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	1/27～2/4
光陽小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	1/25～2/3
清田中学校	生徒3名	①在籍学級を臨時休業 (3学級) ②濃厚接触者を出席停止	①1/21～2/1 1/22～2/1 1/22～2/2 ②1/21～2/1
清田中学校	生徒3名	①在籍学級を臨時休業 (2学級) ②濃厚接触者を出席停止	①1/21～1/29 1/21～2/1 ②1/20～1/31
清田中学校	生徒1名	①在籍学級を臨時休業 ②濃厚接触者を出席停止	①1/19～1/29 ②1/19～1/30
八条中学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	1/16～1/26
東白石小学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	1/15～1/27

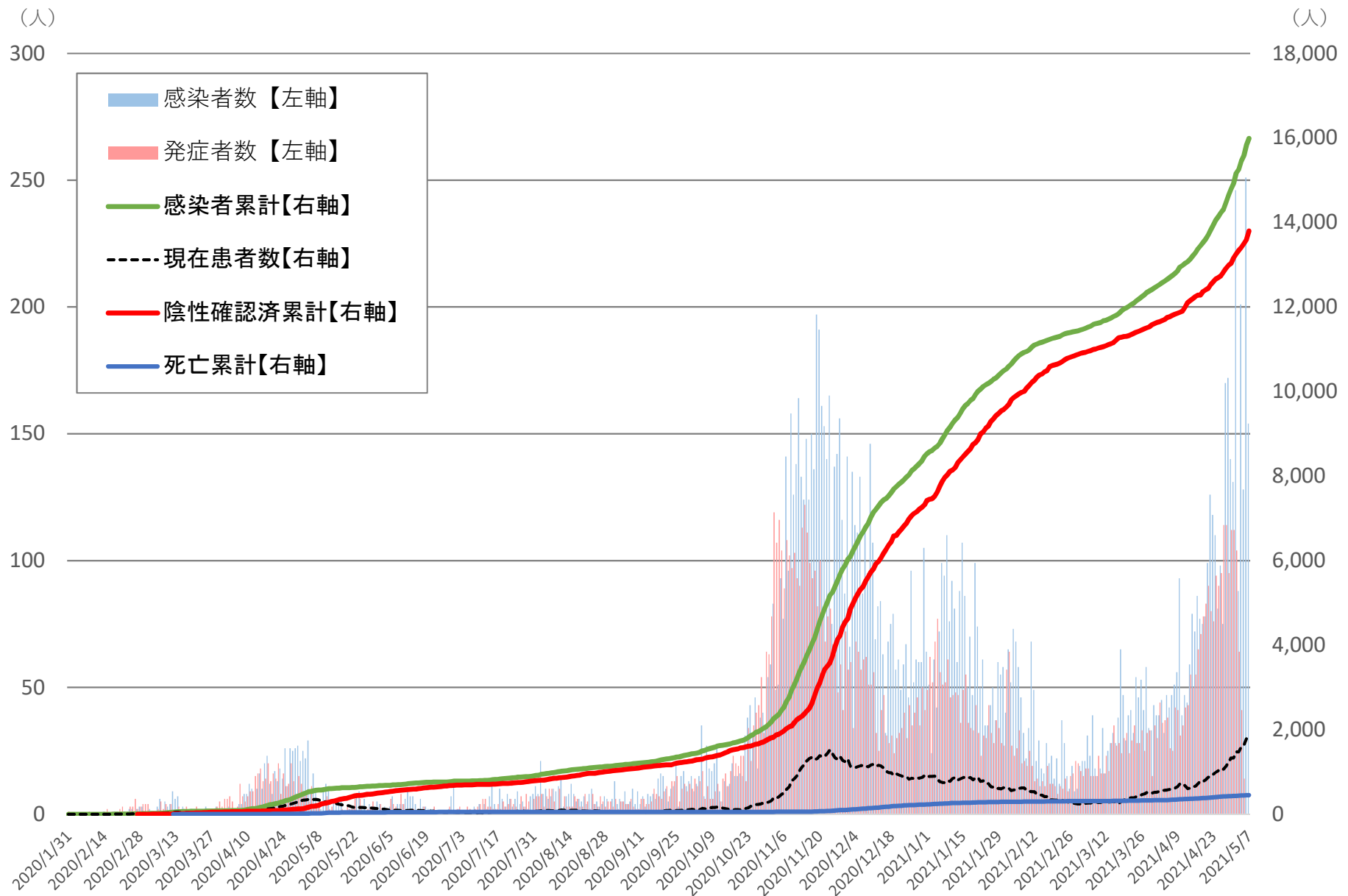
学校	感染者	措置内容	措置期間
明園小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	12/31～1/8
あいの里西小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/29～1/8
札幌北小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	12/29～1/8
中沼小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	12/29～1/8
栄南小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	12/29～1/7
札幌小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業	12/29～1/8
西小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/29～1/8
東光小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	12/29～1/8
伏古小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/29～1/8
開成小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	12/29～1/8
川北小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	12/29～1/8
山鼻中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	12/29～1/1
陵陽中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	12/28～1/6
米里小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	12/28～1/8
札幌中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	12/28～1/8
東山小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	12/27～1/6
二十四軒小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	12/27～1/6
発寒南小学校	児童 1 名	在籍学級を含む2学級を 臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/27～1/6
幌東中学校	生徒 4 名	在籍学級を臨時休業 (3学級) 濃厚接触者を出席停止	12/27～1/6
琴似中学校	生徒 2 名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	12/27～1/6
啓明中学校	生徒 2 名	在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止	12/27～1/4、1/6
幌東小学校	児童 4 名	在籍学級を臨時休業 (3学級) 濃厚接触者を出席停止	12/27～1/5、1/6
柏丘中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	12/27～1/6
東園小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	12/27～1/6
宮の丘中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	12/27～1/6
平和通小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/27～1/6
美園小学校	児童 3 名	在籍学級を臨時休業 (3学級) 濃厚接触者を出席停止	12/27～1/6
月寒東小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止	12/27～1/6
みどり小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業	12/27～1/6

学校	感染者	措置内容	措置期間
		(2学級)	
日新小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/27～1/6
八条中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/27～1/6
八条中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/26～1/6
向陵中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/26～1/6
前田中央小	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/25～1/5
手稲山口小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/22～1/1
幌東中学校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	12/21～12/31
東栄中学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	12/21～12/29
拓北小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/20～12/30
篠路中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/20～12/29
北小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/12～12/23
平岸中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/9～12/16
藻岩高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/8～12/18
あいの里西小	児童2名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/7～12/18
あいの里東中	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/7～12/18
新川高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/7～12/16
太平中学校	生徒2名	在籍学年を臨時休業	12/5～12/16
太平中学校	-	感染者の増加により 1学年を臨時休業	12/4～12/14
向陵中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/5～12/18
中の島小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/4～12/10
月寒中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/4～12/15
円山小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業	12/4～12/15
平岸小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/4～12/9
啓北商業高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/3～12/15
太平中学校	生徒2名	在籍学級を臨時休業	12/3～12/14
太平中学校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	12/3～12/7
平岸高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/2～12/11
琴似中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/1～12/11
啓明中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/1～12/11
もみじの丘小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/1～12/11
太平中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	11/30～12/11
開成中等教育学校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	11/28～12/4
太平中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	11/28～12/9
琴似中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/28～12/6

学校	感染者	措置内容	措置期間
和光小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/27～12/2
太平中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/27～12/4
平岡中央中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/26～12/5
二十四軒小学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	11/26～12/2
光陽小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業	11/24～12/4
羊丘中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/24～12/4
新川高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	11/23～12/1
東光小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/24～11/30
真駒内桜山小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業	11/23～12/2
東光小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	11/22～11/27
伏見中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	11/22～11/26
南が丘中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	11/22～11/30
東光小学校	児童3名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	①11/21～12/1 ②11/22～11/27
篠路西中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/21～12/2
光陽中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/20～12/1
北都小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	11/19～12/2
常盤中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/17～11/25
北都中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/17～11/27
中の島小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/16～11/20
栄南中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/15～11/27
大谷地小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/14～11/24
平和小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/13～11/20
栄中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	11/12～11/23
東白石小学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	11/12～11/19
栄中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	11/12～11/20
札幌小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/11～11/16
小野幌小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	11/10～11/20
藻岩小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/10～11/20
拓北小学校	教職員1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/9～11/19
栄中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	11/9～11/16
藤野中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/9～11/18

学校	感染者	措置内容	措置期間
北小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	11/9～11/20
平岡小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業 (2 学級) 濃厚接触者を出席停止	11/7～11/18
栄中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/7～11/16
百合が原小学校	教職員 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/7～11/18
中央小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/7～11/16
栄中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/5～11/13
手稲山口小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/1～11/12
豊明高等支援学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/1～11/10
藻岩高校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	10/31～11/11
北野台中学校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	10/30～11/6
豊平小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	10/26～11/6
開成小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	10/25～11/5
平岡南小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	10/24～11/4
中の島中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	10/12～10/22
新琴似南小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業 (2 学級) 濃厚接触者を出席停止	10/7～10/15
手稲西小学校	教職員 1 名	担当学級を臨時休業	9/29～10/9
明園中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	9/19～9/24
明園小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	9/14～9/23
伏見小学校	児童 1 名	濃厚接触者を出席停止	9/12～9/23
伏見小学校	児童 1 名	在籍学年を臨時休業	7/13～7/23

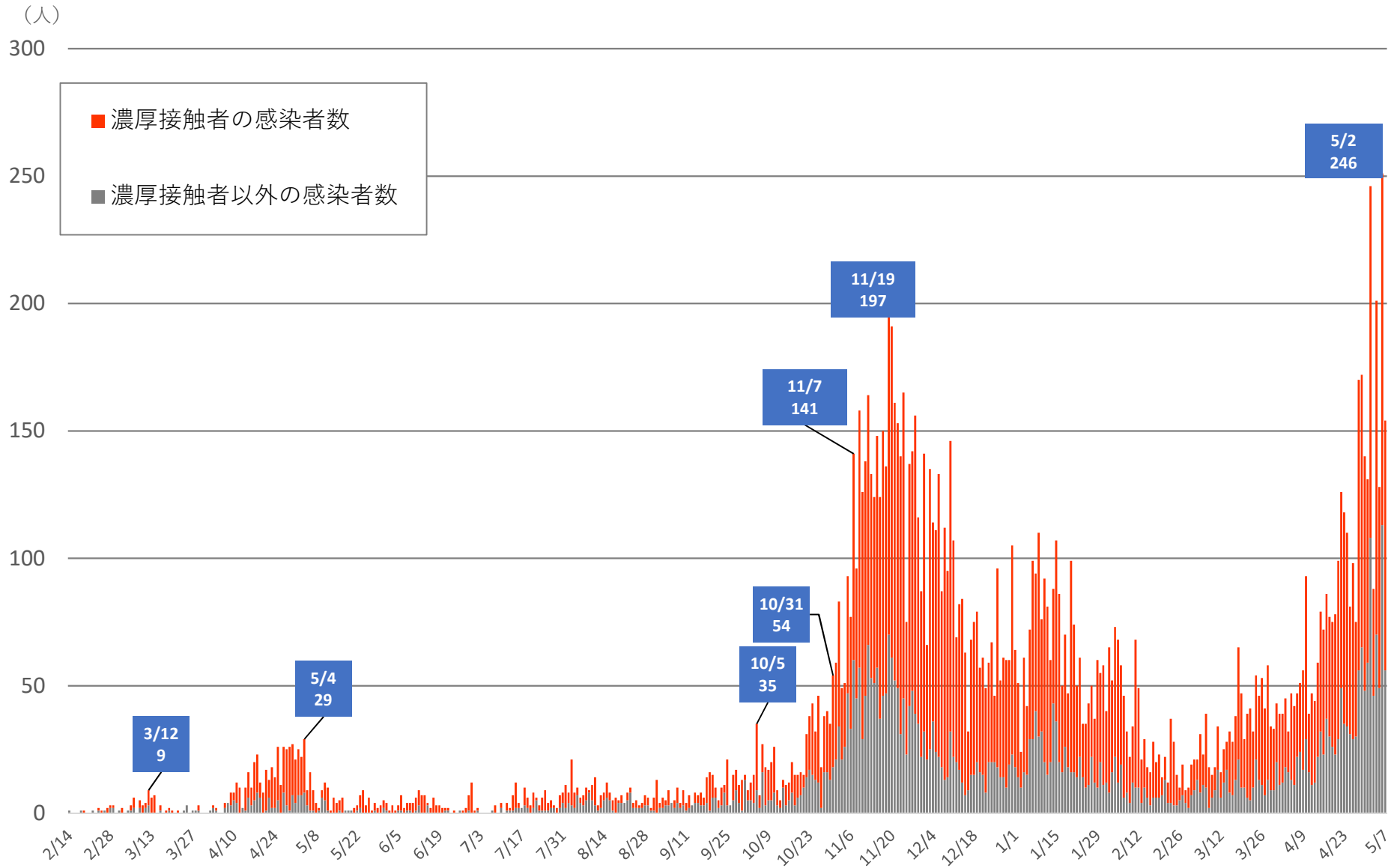
# 札幌市における発症状況（5月7日現在）



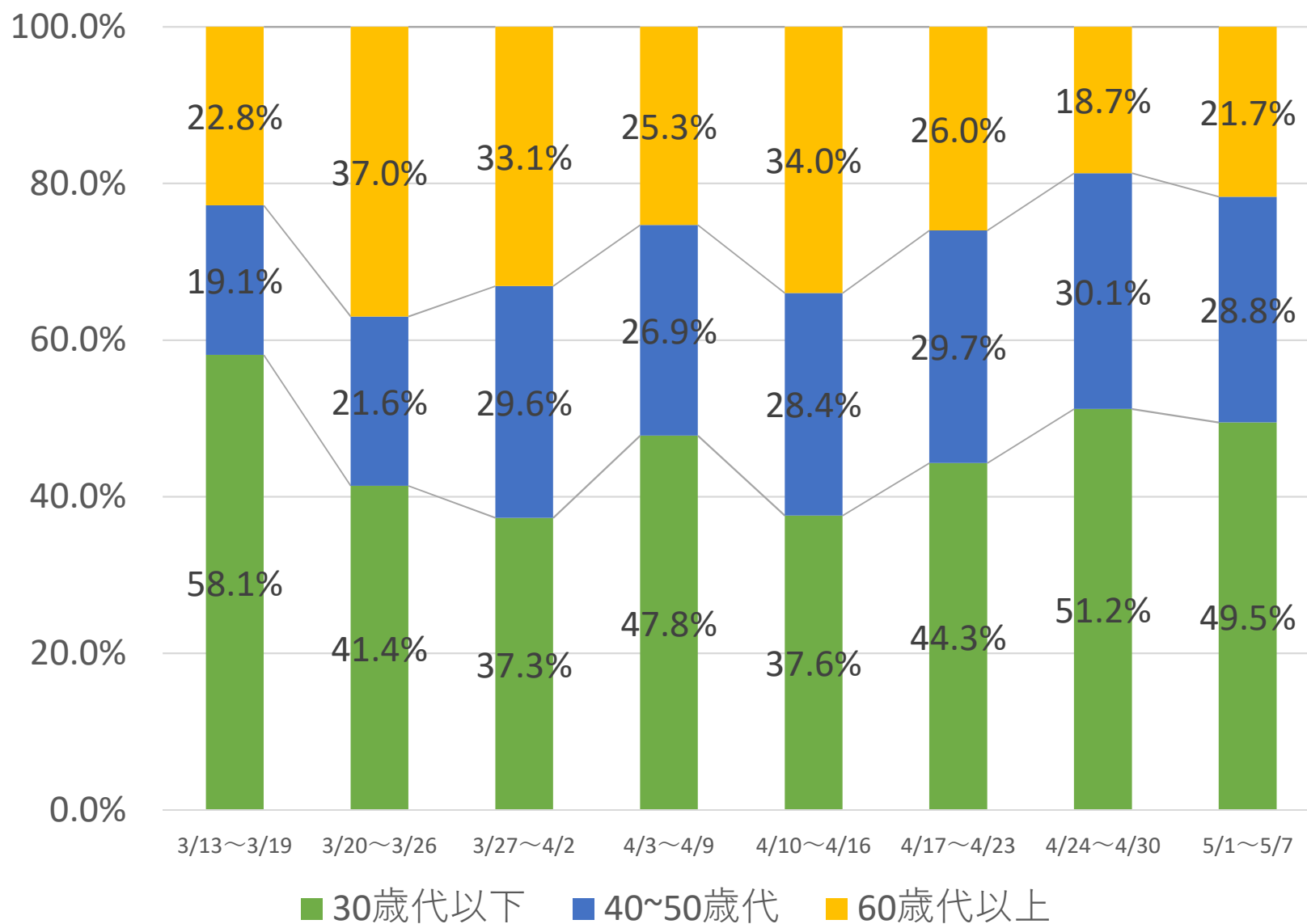
※発症者数には調査中等のため未計上分あり



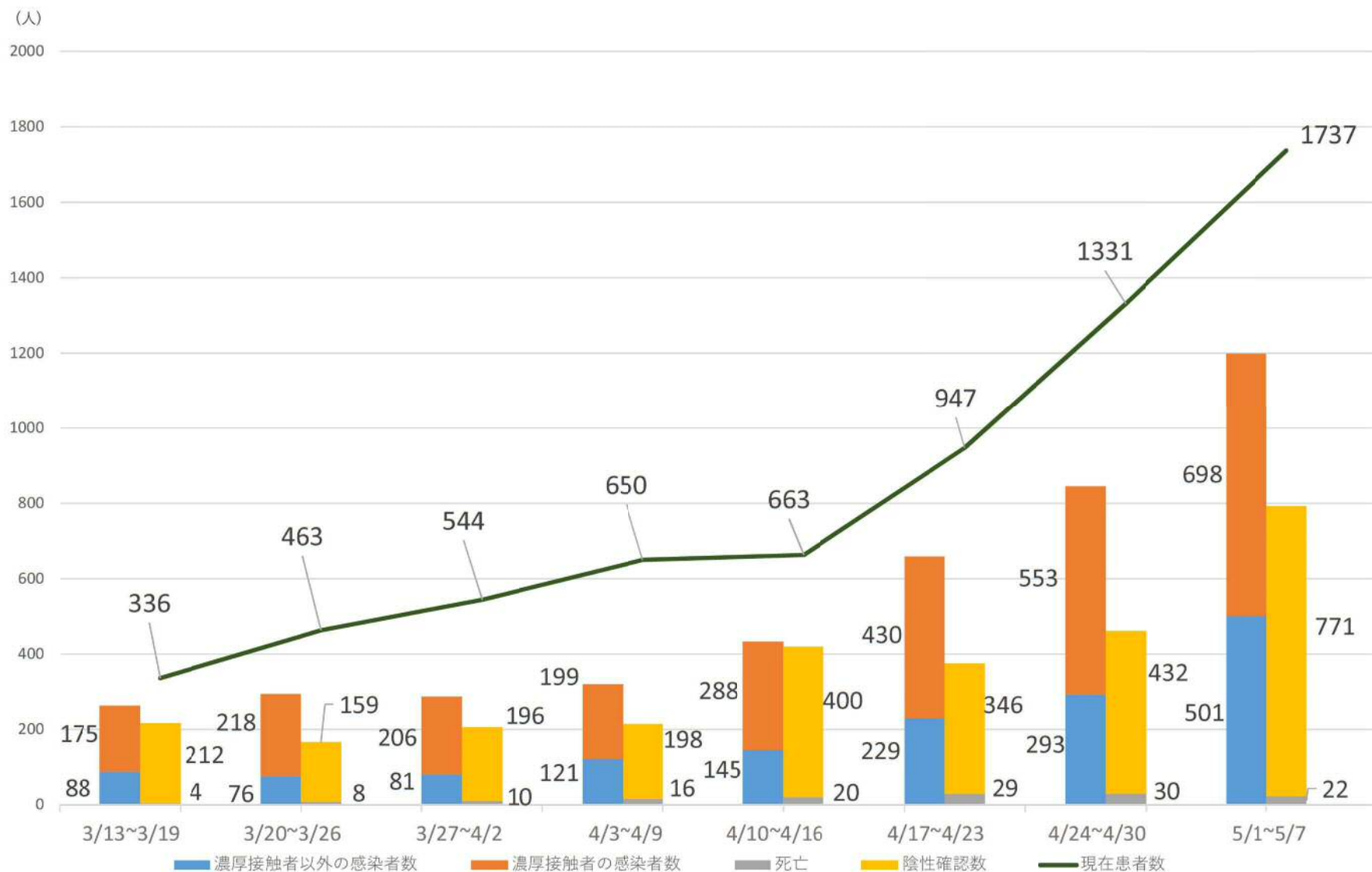
# 札幌市における感染者状況（濃厚接触の有無別）（5月7日現在）



## 札幌市における感染者状況（年齢別の割合）（5月7日現在）



# 市内感染者数推移



直近一週間ごとの患者等の状況

資料5

<4/17~4/23>

新規感染者数					新規検査人数	陽性率
659	430	リンクあり		リンクなし 229	11,308	5.8%
		クラスター	クラスター以外			
		187	243			

<4/24~4/30>

新規感染者数					新規検査人数	陽性率
846	553	リンクあり		リンクなし 293	13,858	6.1%
		クラスター	クラスター以外			
		131	422			

<5/1~5/7>

新規感染者数					新規検査人数	陽性率
1,199	698	リンクあり		リンクなし 501	13,012	9.2%
		クラスター	クラスター以外			
		210	488			

北海道が定める警戒ステージの指標の状況

		北海道					札幌市
		5/7現在	ステージ2 移行の目安	ステージ3 移行の目安	ステージ4 移行の目安	ステージ5 移行の目安	5/7現在
病床全体		<b>集計中</b>	150床	250床	350床	900床	<b>集計中</b>
うち重症者用病床		27床	15床	25床	35床	90床	22床
療養者数		2,336人/増加	増加	増加	796人	1327人	1737人/増加
PCR検査陽性率		7.8%/増加	増加	増加	10%	10%	9.2%/増加
直近 1 週間	新規感染者数	1602人	107人	133人	796人	1327人	1199人
	10万人当たりの新規感染者数	30.2人	2.0人	2.5人	15人	25人	61.32人
	感染経路不明割合	40.6%	50%	50%	50%	50%	41.8%